

令和 3 年 第 3 回

大崎町議会 9 月定例会会議録

開会 令和 3 年 9 月 8 日

閉会 令和 3 年 9 月 22 日

大 崎 町 議 会

令和3年第3回大崎町議会定例会

会 期

令和3年 9月 8日 (水) から

15日間

令和3年 9月 22日 (水) まで

月 日	曜 日	時刻	本会議	委員会	摘 要
8日	水	10	第1日		諸般の報告 会期の決定 議案等上程
9日	木	9		委員会	付託案件の審査
10日	金				予 備
11日	土				休 会
12日	日				休 会
13日	月				予 備
14日	火				予 備
15日	水				予 備
16日	木	10	第2日		一 般 質 問
17日	金				予 備
18日	土				休 会
19日	日				休 会
20日	月				休会 (敬老の日)
21日	火				予 備
22日	水	10	第3日		付託案件の審査報告 議案等上程

令和3年第3回大崎町議会定例会会議録目次

第1号（9月8日）（木）

1. 開 会	5
2. 開 議	5
3. 日程第1 会議録署名議員の指名	5
4. 日程第2 会期の決定	5
5. 日程第3 諸般の報告	5
吉原総務厚生常任委員長報告	5
稲留文教経済常任委員長報告	7
6. 日程第4 行政報告	9
東町長報告	9
7. 日程第5 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償 の額を定めることについて）	11
東町長提案理由説明	11
上橋総務課長	11
8. 日程第6 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（大崎町手 数料条例の一部を改正する条例の制定について）	12
東町長提案理由説明	12
岡留住民環境課長	13
9. 日程第7 議案第36号 令和3年度大崎町一般会計補正予算（第3号）	14
東町長提案理由説明	14
上橋総務課長	14
中山美幸君	17
東町長	18
谷迫保健福祉課長	18
中野企画調整課長	18
中山美幸君	19
谷迫保健福祉課長	19
中野企画調整課長	19
中山美幸君	19
中野企画調整課長	20
中山美幸君	20
中野企画調整課長	21

10. 日程第 8 議案第 3 7 号 令和 3 年度大崎町水道事業会計補正予算 (第 1 号)	21
東町長提案理由説明	21
高田水道課長	21
11. 日程第 9 議案第 3 8 号 令和 3 年度大崎町公共下水道事業特別会計補正 予算 (第 1 号)	22
東町長提案理由説明	22
高田水道課長	22
12. 日程第 1 0 議案第 3 9 号 大崎町個人情報保護条例の一部を改正する条 例の制定について	23
東町長提案理由説明	23
上橋総務課長	23
13. 日程第 1 1 議案第 4 0 号 大崎町町長等の給与の特例に関する条例の制 定について	24
東町長提案理由説明	25
上橋総務課長	25
中山美幸君	25
東町長	26
14. 日程第 1 2 議案第 4 1 号 大崎町営馬場墓地の設置及び管理に関する条 例の制定について	27
東町長提案理由説明	27
岡留住民環境課長	27
15. 散 会	28
第 2 号 (9 月 1 6 日) (木)	
1. 開 議	34
2. 日程第 1 会議録署名議員の指名	34
3. 日程第 2 一般質問	34
宮本昭一君	34
東町長	34
宮本昭一君	34
東町長	34
宮本昭一君	35
東町長	35

宮本昭一君	35
東町長	35
宮本昭一君	35
東町長	36
上橋総務課長	36
宮本昭一君	36
上橋総務課長	36
宮本昭一君	36
上橋総務課長	36
宮本昭一君	37
上橋総務課長	37
宮本昭一君	37
上橋総務課長	37
宮本昭一君	37
東町長	38
宮本昭一君	38
東町長	38
谷迫保健福祉課長	38
宮本昭一君	38
谷迫保健福祉課長	39
宮本昭一君	39
谷迫保健福祉課長	39
宮本昭一君	39
東町長	40
宮本昭一君	40
藤井教育長	41
宮本昭一君	42
東町長	43
宮本昭一君	45
東町長	45
宮本昭一君	46
東町長	47
宮本昭一君	49
東町長	49

宮本昭一君	50
東町長	50
宮本昭一君	51
4. 休 憩	51
稲留光晴君	51
東町長	52
稲留光晴君	52
東町長	52
谷迫保健福祉課長	52
稲留光晴君	52
東町長	53
稲留光晴君	53
東町長	53
稲留光晴君	54
谷迫保健福祉課長	54
稲留光晴君	54
谷迫保健福祉課長	54
稲留光晴君	55
藤井教育長	55
稲留光晴君	56
藤井教育長	56
稲留光晴君	57
藤井教育長	57
稲留光晴君	57
藤井教育長	58
稲留光晴君	58
東町長	58
稲留光晴君	59
東町長	59
稲留光晴君	59
東町長	60
稲留光晴君	60
東町長	60
上橋総務課長	60

稲留光晴君	61
藤井教育長	61
稲留光晴君	61
藤井教育長	62
稲留光晴君	62
藤井教育長	62
稲留光晴君	63
5. 休 憩	63
平田慎一君	63
東町長	63
平田慎一君	64
東町長	65
平田慎一君	65
東町長	65
平田慎一君	66
東町長	67
平田慎一君	67
東町長	68
平田慎一君	69
上橋総務課長	69
平田慎一君	69
東町長	69
平田慎一君	70
藤井教育長	71
平田慎一君	71
藤井教育長	72
平田慎一君	73
東町長	74
平田慎一君	75
東町長	75
平田慎一君	76
藤井教育長	76
平田慎一君	77
東町長	77

平田慎一君	77
東町長	78
平田慎一君	78
藤井教育長	78
平田慎一君	79
藤井教育長	79
東町長	79
平田慎一君	80
東町長	80
平田慎一君	80
東町長	81
平田慎一君	82
6. 休 憩	82
中山美幸君	82
藤井教育長	83
中山美幸君	84
藤井教育長	84
中山美幸君	84
藤井教育長	84
中山美幸君	85
藤井教育長	85
中山美幸君	85
藤井教育長	86
上野教委管理課長	86
中山美幸君	86
藤井教育長	86
上野教委管理課長	86
中山美幸君	86
上野教委管理課長	86
中山美幸君	86
上野教委管理課長	87
中山美幸君	87
藤井教育長	87
中山美幸君	88

中村農林振興課長	88
藤井教育長	88
中山美幸君	88
中村農林振興課長	89
中山美幸君	89
藤井教育長	90
中山美幸君	90
上野教委管理課長	90
中山美幸君	91
上野教委管理課長	91
中山美幸君	91
藤井教育長	91
中山美幸君	91
藤井教育長	92
中山美幸君	92
藤井教育長	92
中山美幸君	92
藤井教育長	93
中山美幸君	93
藤井教育長	94
中山美幸君	94
東町長	95
中山美幸君	95
東町長	96
中山美幸君	96
7. 散 会	96

第3号（9月22日）（水）

1. 開 議	103
2. 日程第1 会議録署名議員の指名	103
3. 日程第2 議案第36号 令和3年度大崎町一般会計補正予算（第3号）	103
吉原総務厚生常任委員長報告	103
4. 日程第3 議案第37号 令和3年度大崎町水道事業会計補正予算 （第1号）	106

	稲留文教経済常任委員長報告	106
5.	日程第4 議案第38号 令和3年度大崎町公共下水道事業特別会計補正 予算(第1号)	108
	稲留文教経済常任委員長報告	108
6.	日程第5 議案第41号 大崎町営馬場墓地の設置及び管理に関する条例 の制定について	109
	吉原総務厚生常任委員長報告	109
7.	日程第6 報告第3号 令和2年度大崎町健全化判断比率の報告について	111
	東町長提案理由説明	111
8.	日程第7 報告第4号 令和2年度大崎町資金不足比率の報告について	112
	東町長提案理由説明	112
9.	日程第8 認定第1号 令和2年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定につ いて	112
10.	日程第9 認定第2号 令和2年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入 歳出決算認定について	112
11.	日程第10 認定第3号 令和2年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入 歳出決算認定について	112
12.	日程第11 認定第4号 令和2年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳 出決算認定について	113
13.	日程第12 認定第5号 令和2年度大崎町水道事業会計決算認定につ いて	113
14.	日程第13 認定第6号 令和2年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入 歳出決算認定について	113
	東町長提案理由説明	113
	上橋総務課長	113
	谷迫保健福祉課長	115
15.	休 憩	116
	谷迫保健福祉課長	116
	高田水道課長	118
16.	日程第14 議案第42号 令和2年度大崎町水道事業剰余金の処分につ いて	122
	東町長提案理由説明	122
17.	日程第15 選任第3号 令和2年度大崎町一般会計歳入歳出決算審査特 別委員会委員の選任について	122

18. 休 憩	123
19. 日程第16 選挙第7号 大崎町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙 について	123
20. 日程第17 発意第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税 財源の充実を求める意見書（案）の提出について	124
吉原信雄君提案理由説明	124
21. 日程第18 議員派遣の件	126
22. 日程第19 閉会中継続審査・調査申出書	126
23. 閉 会	127

第 1 号

9 月 8 日 (木)

令和3年第3回大崎町議会定例会会議録（第1号）

令和3年9月8日
午前10時00分開会
於 会 議 議 場

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（7番，8番）
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 行政報告
日程第 5 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて
（損害賠償の額を定めることについて）
日程第 6 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて
（大崎町手数料条例の一部を改正する条例の制定につ
いて）
(特) 日程第 7 議案第36号 令和3年度大崎町一般会計補正予算（第3号）
(文) 日程第 8 議案第37号 令和3年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）
(文) 日程第 9 議案第38号 令和3年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算
（第1号）
日程第10 議案第39号 大崎町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制
定について
日程第11 議案第40号 大崎町町長等の給与の特例に関する条例の制定につ
いて
(総) 日程第12 議案第41号 大崎町営馬場墓地の設置及び管理に関する条例の制
定について

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 平 田 慎 一	7番 吉 原 信 雄
2番 富 重 幸 博	8番 中 山 美 幸
3番 稲 留 光 晴	9番 上 原 正 一
4番 諸 木 悦 朗	10番 小 野 光 夫
5番 宮 本 昭 一	11番 児 玉 孝 徳
6番 中 倉 広 文	12番 神 崎 文 男

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	東 靖 弘	農林振興課長	中 村 富士夫
副町長	千 歳 史 郎	耕地課長	竹 本 忠 行
教育長	藤 井 光 興	建設課長	時 見 和 久
会計管理者	西 高 和 義	農委事務局長	相 星 永 悟
総務課長	上 橋 孝 幸	水道課長	高 田 利 郎
企画調整課長	中 野 伸 一	教委管理課長	上 野 明 仁
住民環境課長	岡 留 和 幸	社会教育課長	宮 本 修 一
保健福祉課長	谷 迫 利 弘	税務課長	本 松 健一郎

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	本 高 秀 俊
次長兼調査係長	福 永 浩 二
議事係長	上 床 就 路
庶務係主幹	西 　　ゆかり

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（神崎文男君） おはようございます。

これより、令和3年第3回大崎町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（神崎文男君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番、吉原信雄君、8番、中山美幸君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（神崎文男君） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

今期定例会の会期は、お手元に配付してある日程案のとおり、本日から9月22日まで15日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月22日までの15日間と決定いたしました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（神崎文男君） 日程第3「諸般の報告」を行います。

閉会中の各常任委員会における町内事務調査の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長に報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（吉原信雄君） 令和3年第2回定例本会議において、総務厚生常任委員会に付託されました閉会中の町内事務調査の経過と結果について、報告をいたします。

当委員会は、去る6月24日、全委員出席のもと、町内事務調査を行いました。調査項目として、総務課所管のマルチコプターキット一式備品購入、防犯カメラ設置工事業務委託、LEDバルーン投光器及び発電機備品購入、企画調整課所管のくこの松原キャンプ場バンガロー建設工事、くこの松原キャンプ場ほかトイレ洋式化工事、保健福祉課所管の老人福祉センターキュービクル改修工事、老人福祉センターエアコン備品購入及びシルバーワークプラザエアコン備品購入について、現地において、担当課長及び関係職員から説明を受け、実施いたしました。

はじめに、マルチコプターキット一式備品購入について報告いたします。

この機器は、災害時等で想定される立ち入りが困難な現場の状況確認等に対処するため購入したもので、購入費の総額は26万8,400円であり、財源の内訳はすべて一般財源で、納入日は令和2年6月10日です。機器の使用で、災害時以外の活用方法について、何か案があるかとの問いに対し、行方不明者の捜索時での活用やPR活動撮影などに運用規程を策定しているとのことでありました。

次に、防犯カメラ設置業務委託について報告いたします。

この設置は、近年多発する事件や事故への防犯対策で設置したもので、委託費の総額は435万6,000円であり、財源内訳はすべて一般財源で、設置完了は令和3年3月31日です。防犯カメラ設置の案内表示については、カメラに貼られた小さいシールのみであったことから、事故への抑止効果を高めるため、大きな看板等を設置するなど対策を講じるよう要望いたしました。

次に、LEDバルーン投光器及び発電機備品購入について報告いたします。

この機器は、夜間の消火活動、災害時において照明不足により消火作業等に支障を来すことが多いことから購入したもので、購入費は総額561万円であり、財源の内訳は石油貯蔵施設立地対策等交付金480万円と一般財源の81万円となっており、納入日は令和2年10月9日です。

次に、くいの松原キャンプ場バンガロー建設工事について報告いたします。

この施設は、昨今のアウトドアブームにより利用者が増加しているキャンプ場の、特に人気の高いバンガローを整備したもので、工事費の総額は1,287万円であり、財源内訳はふるさと応援基金320万円と減収補てん債の606万1,000円、一般財源の360万9,000円となっており、完成は令和3年3月19日です。

この施設は、既存のバンガローのログハウス様式になっていないことから、今後のバンガロー建設計画においては、キャンプ場の景観に合ったバンガロー建設が考えられないか検討するよう要望いたしました。また、くいの松原キャンプ場には電気自動車の急速充電器が管理棟1基のみで、今後、電気自動車で来られる利用客のために急速充電器の増設は考えられないか検討するよう要望いたしました。

次に、くいの松原キャンプ場ほかトイレ洋式化工事について報告いたします。

この工事は、キャンプ場利用客の衛生面と利便性を高めるため、管理棟と益丸プールの和式大便器を洋式化したもので、施設整備費の総額は318万9,000円であり、財源内訳はすべて新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、完成は令和3年3月24日です。プール、キャンプ場内のトイレは、照明と手洗い器が自動式ではないため、利用客の衛生面と利便性をさらに高めるため、新たに自動照明と自動手洗い器の設置は考えられないか検討するよう要望いたしました。ま

た、便器の取り付けにあたっては、使用する上で十分な広さが確保されているか、事前に調査の上、整備するよう要望いたしました。

次に、老人福祉センターキュービクル改修工事について報告をいたします。

この設備は、キュービクル設置から37年が経過しており、老朽化に伴う停電の可能性が高くなったことから、キュービクルの改修工事を行ったもので、工事費の総額は698万5,000円であり、財源の内訳はすべて一般財源を充当されており、完成は令和3年3月19日です。撤去したキュービクルには絶縁油のPCBが使用されていた可能性が高いとの説明があったが、どのような物質かとの問いに対し、人が慢性的に体内に摂取すると人体に様々な症状を引き起こす有害な物質で、現在は製造使用禁止となっているとのことであります。

次に、老人福祉センターエアコン備品購入について報告します。

このエアコンは、老朽化に伴い新たに購入したもので、購入費の総額は34万9,800円であり、財源内訳はすべて一般財源で、納入日は令和2年7月17日です。老朽化したエアコンの撤去費用は、購入費に含まれているかとの問いに対し、産業廃棄物処理費用とフロンガス破壊費用が含まれているとのことであります。

次に、シルバーワークプラザエアコン備品購入について報告します。

この機械も、老朽化に伴い新たに購入したもので、購入費の総額は163万9,000円であり、財源の内訳はすべて一般財源で、納入日は令和2年5月30日です。老人福祉センターエアコンと比較すると、価格は高いが、機械の性能が異なるのかとの問いに対し、出力は老人福祉センターのエアコンが4キロワットで、シルバーワークプラザエアコンは5.6キロワットとなっているとのことであります。

以上で、総務厚生常任委員会における町内事務調査の報告を終わります。

○議長（神崎文男君） 次に、文教経済常任委員長に報告を求めます。

○文教経済常任委員長（稲留光晴君） 町内事務調査報告、文教経済委員会からの報告を行います。令和3年第2回定例会本会議において、文教経済常任委員会に付託されました閉会中の町内事務調査の経過と結果について報告いたします。

当委員会では、去る7月21日、町内事務調査として、関係所管する教育委員会管理課、社会教育課、耕地課及び建設課の、中学校ICT教育用備品、中沖小学校校舎等大規模改造工事、尾迫橋補修工事、2災66-1号下持留3地区農地災害復旧工事、2災66-6号中持留3地区農地災害復旧工事、2災454号仮屋ヶ谷松ヶ鼻線道路災害復旧工事、図書除菌器備品について、現地において担当課長及び関係職員の説明を受け、調査を行いました。

はじめに、中学校ICT教育用備品について報告いたします。

大崎中学校の普通教室で、教育委員会管理課職員の説明のほか、教頭先生からタ

タブレット、電子黒板を使って使用方法の説明を受けました。この事業は、小中学校 G I G A スクール構想、端末を全児童・生徒及び教員、電子黒板を全小中学校分購入したもので、総事業費は1億364万円で、財源は新型コロナウイルス感染症対策事業を活用した地方創生臨時交付金と公立学校情報機器整備費補助金で、すべて国庫補助となっております。

委員から、タブレット端末を家庭へ持ち帰り、生徒が自宅で学習に活用することは可能かとの問いに対し、端末を持ち帰った場合、家庭ではフィルタリングを行っていない場合があるため、セキュリティの問題を危惧している。今後、安全面を検証しながら家庭での活用については早急に改善していきたいとのことでありました。

次に、中沖小学校校舎等大規模改造工事について報告いたします。

工事請負額は3億4,500万円で、校舎等内外装改修、塗装などの工のほか、屋内運動場改修、仮設校舎設置なども含まれており、令和3年2月26日に完成しております。

委員から、図工室が南校舎から北校舎に移り、以前より教室が狭くなっているが、児童が刃物などで作業するとき危険ではないかとの問いに対し、児童数が少なく、作業台を置く場所が確保できているため、支障はない。また、図工室で作業するときは、学校支援員の援助をもらい、児童に危険がないように対応したいとのことでありました。

次に、尾迫橋補修工事について報告いたします。

工事請負額は2,440万円で、橋長90メートル、幅員10.75メートル、橋面防水工648平方メートル、橋面防水206平方メートル、橋面の塗装854平方メートルの補修工事を実施しており、令和3年3月22日に完成しております。

委員から、橋の表面に錆が発生しているが腐食等の問題はないのかとの問いに対し、完成当初から腐食が進まない錆を施工する工法により表面上の鋼材を守っていて、安全性に特に問題はなく、加えてメンテナンス、塗装費用などが軽減できているとのことでありました。

次に、2災66-1号下持留3地区農地災害復旧工事について報告いたします。

当該工事は、水田農地の土砂の集積、積み込み運搬、残土整地で、土砂の堆積600立方メートル、木くず処分267.5立方メートルであり、工事請負額は511万円です。完成年月日については令和3年4月30日となっております。水田に隣接する災害により崩れた山林については、県の治山事業で対応しているとのことでありました。

次に、2災66-6号中持留3地区農地災害復旧工事について報告いたします。

当該工事は、農地の土砂の集積、積み込み運搬、残土整地の堆積で922立方メ

ートル、木くず処分で4.5立方メートル、工事請負額については253万円であります。完成年月日については令和3年3月11日でありました。当該農地の上部に隣接する道路は、昨年の災害で道路が崩壊し、国営畑かんのかん水水路のパイプが破損し、水が送水できないという事態に陥った現場であり、現在も道路は通れないとのことであります。

次に、2災454号仮屋ヶ谷松ヶ鼻線道路災害復旧工事について報告いたします。

工事請負額は1,702万円で、工事概要については、工事延長が17メートル、コンクリートブロック施工が780平方メートル、アスファルト舗装工が10平方メートル、モルタル吹付工は660平米。工事場所は野方地内で、令和3年5月28日に完成しております。この路線は、毎年のように災害が発生しており、路肩にコンクリートを打ち、できるだけ路肩が崩れないように対策を講じているとのことであります。

最後に、図書除菌器備品購入について報告いたします。

この事業は、新型コロナウイルス感染症対策事業で、図書除菌器6冊用を1台購入しており、事業費は133万1,000円、納入年月日は令和3年3月23日で、図書館事務所に設置してあります。この機械の使用は、中の紫外線殺菌ランプ10分による照射、下からの送風により、におい、ホコリ、ウイルスを除菌し、フィルターでろ過していくとのことです。

委員より、1回入れた場合の所要時間はとの問いに対し、設定時間は30秒から1分間で、1回につき6冊までが除菌可能であるとのことであります。

さらに、メンテナンスはどうするのかとの問いに対し、送風は電気で行っており、紫外線殺菌ランプは交換可能で1年間のメーカー保証があるとのことであります。

以上で、文教経済常任委員会における町内事務調査の報告を終わります。

○議長（神崎文男君） これで、「諸般の報告」を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（神崎文男君） 日程第4「行政報告」を行います。これを許可します。

○町長（東 靖弘君） 令和3年第3回議会定例会に当たり諸般の行政報告をいたします。

はじめに、企画調整課関係でございます。

既にマスコミ等で報道されておりますので御承知のことかと存じますが、本町のSDGs推進のために、企業版ふるさと納税の寄附がございました。8月末現在、鹿児島市の株式会社東条設計及び株式会社リック、岡山県倉敷市の株式会社日橋コンサルタント、東京都千代田区のヤフー株式会社の合計4社から、総額5,099

万円の御寄附をいただきましたことを御報告いたします。

次に、連携協定締結の報告でございます。

先週、9月3日に、本町の産業及び経済活性化並びに地域活力の創造に寄与することを目的に、東京都品川区の株式会社JTBと地方創生に関する連携協定を締結いたしました。本協定に基づき、同社が三文字地区の旧新堂歯科医院跡地に大崎町サテライトオフィスを設置され、同社のネットワークを生かした本町へのツアーの発信・誘致や、コールセンター拠点の整備などを順次進めていくと伺っており、新たな雇用創出にも期待しているところでございます。

次に、菱田中学校跡地の活用に伴う大崎町スポーツ交流施設整備事業の中止について御報告いたします。

本事業につきましては、平成30年9月議会で御可決いただき、校舎棟の解体、消防詰所の建築を順次進めてまいりました。しかしながら、合宿所整備においては、近隣市町の宿泊施設の状況が計画当時と異なってきたなどの理由から、令和元年12月より事業を休止しておりました。その後、本年度の施政方針で株式会社OTCとの協議を再開し、検討を進めると申し上げましたが、いまだ収まる見通しが立たない新型コロナウイルス感染症の状況や周辺環境の変化などを考慮した場合、現在の合宿所整備を前提とした事業の継続は難しいと判断し、株式会社OTCに契約解除を申し入れ、了解を得たところでございます。厳しい判断、また事業半ばでの契約解除であり、関係者の皆様には御迷惑をおかけいたしますが、今後は、町において地元の御意向や財政状況を念頭に置きながら、改めて菱田中学校跡地の活用策を検討してまいります。

次に、保健福祉課関係でございます。

新型コロナウイルスに対するワクチン接種について御報告いたします。

ワクチン接種につきましては、国からのワクチンの供給量に応じて随時対応しながら進めているところでございます。8月30日現在で、ワクチン接種を2回受けられた方々の進捗状況でございます。まず、医療従事者及び高齢者施設等の入所者や従事者につきましては、希望する方全員が2回目の接種を済ませております。次に、65歳以上の高齢者は約88%の方が、また、64歳以下の方につきましては約29%の方が、2回目の接種を終えている状況でございます。なお、接種方法の割合でございますが、中央公民館等で接種された集団接種が35%、医療機関での個別接種が65%となっております。

次に、接種券配布でございますが、新たに接種対象に追加されました12歳以上の方に対しましても、既に発送を終えております。今後も、医療機関をはじめ、関係者の御協力をいただきながら、希望する町民の皆様への接種が早期に完了するよ

う、引き続き努めてまいります。

以上で報告を終わります。

○議長（神崎文男君） これで、行政報告は終わりました。

-----○-----

日程第5 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）

○議長（神崎文男君） 日程第5、承認第6号「専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、農林振興課職員が関係する交通事故について示談が成立し、損害賠償の額を定め賠償することを、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたしますので、3枚目に添付しております示談書をごらんください。

事故発生日時は、令和3年6月1日午後1時20分頃でございます。

当該事故は、町内永吉梶谷付近の農道で発生したものでございます。公用車を運転していた職員は、農林振興課の徳留大介、相手方は、町内永吉梶岡の東中尾繁さんでございます。

事故の原因、状況でございますが、当日は、公用車で現地に向かうため、梶谷付近の田んぼ沿いの農道を走行していたところ、脇道から飛び出してきた東中尾さんの軽トラックと接触したものでございます。

事故の責任割合は、今回の事故の原因がお互いの前方及び周囲の確認不足から起こったことであることから、示談内容のとおり、職員が30%、東中尾さんが70%の過失があるという内容で示談が成立いたしましたので、示談書のとおり損害賠償の額を3万334円と定め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をし、報告するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第6号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。承認第6号「専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）」は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、承認第6号「専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）」は承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第6 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（大崎町手数料条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（神崎文男君） 日程第6、承認第7号「専決処分の承認を求めることについて（大崎町手数料条例の一部を改正する条例の制定について）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の規定により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴いまして、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードの発行について、手数料の徴収を町に委託することができる旨が規定されたことから、大崎町手数料条例から個人番号カードの再交付に関わる規定を削除するものであります。

なお、今回の改正につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和3年8月31日をもって専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるとでございます。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○住民環境課長（岡留和幸君） それでは、御説明いたします。

今回の改正は、国において行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、地方公共団体情報システム機構が個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードの発行者及び交付手数料の徴収者であることが明確化されたもので、個人番号カードの発行に関わる手数料の徴収事務については、同機構から市町村に委託することの規定が盛り込まれたことによるものであります。

それでは、新旧対照表で御説明いたしますので、新旧対照表の2ページをお開きください。右の表の現行の欄になります、上から3項目めの「個人番号カードの再交付1枚につき800円」の項を削除し、下の項を繰り上げるものであります。

続きまして、施行期日について御説明いたしますので、条例案の1ページをお開きください。附則としまして、この条例は令和3年9月1日から施行するものであります。

以上で、説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第7号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。承認第7号「専決処分の承認を求めることについて（大崎町手数料条例の一部を改正する条例の制定について）」は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、承認第7号「専決処分の承認を求めることについて（大崎町手数料条例

の一部を改正する条例の制定について)」は承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第7 議案第36号 令和3年度大崎町一般会計補正予算(第3号)

○議長(神崎文男君) 日程第7、議案第36号「令和3年度大崎町一般会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(東 靖弘君) 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,403万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を109億130万4,000円にするものでございます。歳出の主なものは、くにの松原キャンプ場バンガロー建設工事、災害復旧費、新型コロナウイルス感染症対策事業に係る経費などでございます。歳入は、国庫支出金、県支出金、繰越金の増が主なものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長(上橋孝幸君) それでは、御説明いたします。

はじめに、歳出の主なものにつきまして御説明いたしますので、補正予算書の10ページをお願いいたします。

なお、人件費につきましては、人事異動等に伴う増減でございますので説明を省略させていただきます。

款2総務費、目10企画費、節12委託料520万円及び、次の節16公有財産購入費600万円は、定住促進を図るため、野方小学校東側の用地を取得し、宅地分譲地として整備するための関連経費でございます。節18負担金、補助及び交付金682万2,000円は、青少年一般海外派遣研修事業が中止になったことから、人材育成事業補助金を減額するものと、実績見込みにより定住住宅取得補助金をはじめ、各種補助金を増額するものでございます。

13ページをお願いいたします。下の段になりますが、款4衛生費、目10新型コロナウイルス感染症対策事業費は合計で2,551万7,000円でございますが、ワクチン接種対象者の年齢が12歳以上に変更になったことと、接種を行う期間を延長するなど、接種計画の変更に伴い補正を行うものでございます。節1報酬から、次の14ページをお願いいたしまして、節4共済費までは、ワクチン接種業務に携わる職員等に係る人件費でございます。節7報償費285万5,000円は、集団接種を実施する際に、医師及び看護師へ支払う謝礼でございます。節12委託料1,007万2,000円の主なものは、接種年齢の引き下げや接種期間の延長に伴うコールセンター予約業務委託料及びワクチン接種委託料でございます。節13使用

料及び賃借料499万円の減は、実績に基づき、移動手段のない高齢者等を集団接種会場へ送迎するための車借上料の減が主なものでございます。

次の15ページをお願いいたします。節18負担金、補助及び交付金690万円は、子育て世帯を支援するために、新生児1人当たり10万円を支給する大崎町新生児子育て支援臨時給付金でございます。

16ページをお願いいたします。款5農林水産業費、目8農業機械維持管理費、節10需用費159万5,000円は、農業機械センターで使用しているトラクター及びロータリーの修繕費でございます。目9畜産業費、節18負担金、補助及び交付金350万円は、令和4年10月に鹿児島県で開催される全国和牛能力共進会で対象となる牛を導入し、出品に意欲のある繁殖雌牛飼育農家に助成する全国和牛能力共進会出品対象牛購入等補助金でございます。目10農地費2,201万6,000円でございますが、そのうち、節12委託料150万円は、農道等の未登記解消のための登記委託料と、節18負担金、補助及び交付金2,051万5,000円は、第4曾於南部地区における幹線水路付替工事に併せ舗装工事を実施するために事業費が増額することから、県営畑地帯総合整備事業負担金を補正するものでございます。目11土地改良事業費、節13使用料及び賃借料は、農道等の維持管理に要する機械借上料550万円でございます。節14工事請負費1,380万円は、菱田地区の農道整備工事480万円と神領池尻地区の排水路整備工事900万円でございます。

17ページをお願いいたします。目12農業研修施設管理費、節10需用費115万9,000円は、各地区の改善センター設備の修繕料でございます。節17備品購入費181万5,000円は、老朽化により使用不能になっている大丸地区農業構造改善センター大会議室用のエアコンを購入するものでございます。

18ページをお願いいたします。款6商工費、目2商工業振興費、節12委託料199万6,000円は、町内事業者の後継者不足解消のため、承継支援を行う事業承継促進事業委託料でございます。節18負担金、補助及び交付金231万2,000円は、新規創業・起業支援補助金を実績見込みにより増額するものでございます。目3観光費、節12委託料80万円は、来年度以降建設予定のくにの松原キャンプ場バンガロー2棟に係る設計業務委託料でございます。節14工事請負費3,000万円は、くにの松原キャンプ場に新たにバンガロー1棟を建設するための工事請負費でございますが、バンガローの増設に伴い電気容量が不足することから、この費用の中には電気配線設備の改修工事費も含まれております。

19ページをお願いいたします。目4新型コロナウイルス感染症対策事業費、節18負担金、補助及び交付金1億8,261万円は、新型コロナウイルス感染症の

影響に伴い、低迷している町内での消費喚起と地域経済の回復、町内事業者の経営継続支援を目的に実施するものでございます。そのうち、大崎町新型コロナウイルス感染症対策委員会補助金1億2,260万9,000円は、全町民の方に1万円の商品券を発行する大崎町地域応援商品券発行事業と、感染症の影響を大きく受けている宿泊業及び飲食業の事業者に対して、人件費や家賃、光熱水費などの固定経費を助成する宿泊・飲食業固定経費等助成事業、また、収入が15%以上減少している第3次事業者に対して一律10万円を支給する大崎町事業者一時支援金事業、さらに、事業者支援と感染防止対策の観点から、キャッシュレス決済の導入促進を図るための大崎町デジタル地域応援商品券発行事業やキャッシュレス導入促進事業を実施することといたしております。次のプレミアム商品券発行事業補助金5,487万円は、5,000円で1万円分の商品券を購入できるプレミアム率100%の商品券発行事業でございますが、1万セット販売する予定でございます。営業時間短縮要請協力金負担金513万1,000円は、まん延防止等重点措置に鹿児島県が適用されたことを受け、県からの営業時間短縮要請に協力した事業者に対して協力金を支給する事業に対する市町村負担金でございます。

款7土木費、項2道路橋りょう費、目1道路維持費は1,871万円の増でございますが、町道の舗装、側溝改修、メンテナンス等に要する経費で、主なものは節14工事請負費の1,500万円でございます。

20ページをお願いいたします。項3河川費、目1河川維持費、節13使用料及び賃借料100万円は、塩入川護岸補修等に係る機械借上料でございます。項4都市計画費、目1都市計画総務費、節27繰出金678万円の減は、公共下水道事業特別会計の繰越金の確定及び消費税確定申告の還付金に伴うものでございます。目2公園費、節14工事請負費285万円は、ふれあいの里公園遊戯広場便所の洋式化と多目的広場への電源設置のための工事費でございます。

21ページをお願いいたします。款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節12委託料297万円は、菱田小学校屋内運動場の大規模改造工事に係る実施設計業務委託料でございます。

22ページをお願いいたします。款10災害復旧費、目1農林水産施設災害復旧費3,999万円は、昨年の7月豪雨と今年6月の梅雨前線豪雨に伴う災害復旧費でございますが、節14工事請負費1,500万円は、農業用施設2件に係る災害復旧工事でございます。目1公共土木施設災害復旧費3,860万円は、昨年の7月豪雨災害で補助対象外となった災害復旧費でございますが、節14工事請負費1,800万円は、河川2件と町道1件に係る災害復旧工事でございます。

これで歳出を終わりました、次に歳入の主なものについて御説明いたします。

8ページをお願いいたします。款15国庫支出金、目1総務費国庫補助金3,299万1,000円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。目3衛生費国庫補助金1,871万7,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の増額が主なものでございます。

款16県支出金は、各事業の執行見込み及び決定等に伴う増減でございます。

9ページをお願いいたします。款19繰入金、目5ふるさと応援基金繰入金1億1,720万円は、新型コロナウイルス感染症対策などの財源として予定しております。

款20繰越金、目1繰越金1億9,708万円は、前年度繰越金でございます。

款21諸収入、目1雑入は485万7,000円の増でございます。主なものは、農地中間管理事業委託金でございますが、県支出金から予算を組み替えるものでございます。

次に、債務負担行為補正について説明いたしますので、5ページをお願いいたします。第2表債務負担行為補正の追加でございます。学校給食業務委託料の債務負担行為期間が令和3年度をもって終了することから、新たに令和4年度から令和6年度までの3年間で、総額8,713万2,000円を限度額としてお願いするものでございます。

以上で説明を終わりますが、24ページ以降に給与費明細書を添付していただきますので、御参照いただきたいと思います。

よろしくをお願いいたします。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何かありませんか。

○8番（中山美幸君） まず、14ページ、保健衛生費、節12、1,007万2,000円の中のコールセンター予約業務委託料462万円ということで補正が計上してございますが、以前の議会の中でも、このコールセンターのつながりの状況、そういったものについて不具合があるんじゃないかと、なかなかつながらない状況じゃないかというような質問があったわけですが、そういったことが改善されているかどうか、現状ですね。その点について、まずお示しをいただきたいということと、18ページ、観光費の中の委託料80万円、くにの松原キャンプ場バンガローの設計業務委託料、2棟ということでございます。その部分と、それから3,000万円のくにの松原キャンプ場のバンガロー建設、これは1棟ですが、こういったものについて、先ほど総務委員長のほうでも、現状の建設されている新設されたバンガローについて、これはその雰囲気、そういったものがそぐわないんじゃないかというような指摘もございましたが、そこらをどういうふうに捉えているのかということ。それと、その中で、節13の機械借上料、これはどういった用途を目的にここ

に機械借上料が計上してあるのか。また、節17備品購入費の中の20万円、キャンプ場の施設の備品購入費、これは何を購入するか、その点について。

いろいろ申し上げましたが、すべてお答えをいただきたいと思います。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、それぞれ担当課長のほうから答弁をさせていただきます。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） お答えいたします。

コールセンターの回線状況についての問いということですが、確かに開設した当時については回線が2回線でございまして、それを3回線に増やして対応しております。

以上でございます。

○企画調整課長（中野伸一君） それでは、18ページの観光費についてお答えいたします。

まず、バンガローの設計業務委託料80万円と建設工事3,000万円のことに、先ほど町内事務調査の報告にございました、ログハウスといいますか、そういう要望が以前、確か吉原議員のほうからもいただいた記憶がございます。建設課のほうにおいて、景観に沿ったようなことができないのかということで、試算をしていただいた結果、今の6人棟・8人棟がログハウス風で造ってありますけれども、あのような形で造った場合に、今の6人棟の面積と、今度造る4人棟の面積というのが15.5坪ではほぼ同じ面積でございまして、建設当時から二十何年経っております、現在の単価に置き換えたときに約2,000万円ぐらいかかるということで、若干建設費が非常に高めになってしまうということが1つございますので、今回は今の1号棟、既に建設してあるものの形状となっております。

設計業務委託料については、昨年、建物の図面そのものはできておりますので、それをベースにして、場所が変わることによる給排水の配管とかそのようなものが含まれているということになっております。

それから、機械借り上げにつきましては、3号棟と4号棟、令和4年度と5年度と年次的に造っていくというふうに当初予算の特別委員会のときに申し上げたと思うんですが、そのときの令和4年度、5年度分の造成する場所が若干地盤的に低いので、盛り土をするための機械借り上げでございます。

最後の備品購入費ですが、これについてはバンガローの中に入れますセミダブルベッド、マット、テーブル、椅子を予定しております。

それから、建設工事の中身につきましては、先ほど総務課長の説明の中でもありましたけれども、電気工事と建設工事になっておりまして、建設工事が1,800万円、電気工事が1,200万円というふうに見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○8番（中山美幸君） まず、保健衛生費の中の先ほど質問しておりました分についてでございますが、3回線に増設されたということでございますが、依然としてつながりがよくなっているのか、悪くなっているのかを単刀直入にお答えをいただきたい。その答えはありませんでした。改善されているかどうかと私は質問したはずです。

それと、バンガロータイプにすれば2,000万円、現状の、この前造られました、総務委員会で事務調査をされましたそれについては1,800万円ぐらいということなのですが、200万円しか変わらないんですよ、建設費については。あれで本当にあのキャンプ場に適していると思いますか。あの写真が出されていました、以前、広報の中で。住民の方々も、これ、この雰囲気合っているのかということはかなりの方からお話ございました。普通の賃貸住宅と変わらないじゃないですか。やるのであれば、もう少し考えていただきたい。使うほうといいましょうか、だんだんキャンプも、今ちょっと下火になってきつつあるんですが、そういった状況を加味すると、やはりしっかりとした検討をしていただいて、委員会で指摘をされているんですよ、これはそぐわないよということを指摘されているのに、まだそれを計画されるつもりですか、このまま押し切るつもりですか。どういうお考えをお持ちですか。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） 先ほど答弁が不足しておりまして、大変申し訳ありませんでした。回線数を増やしたことで改善はされたところでございます。

以上でございます。

○企画調整課長（中野伸一君） ただいまの御指摘の点ですけれども、雰囲気が合っているかという話ですが、確かに雰囲気に合っているかどうかという、ちょっと主観的な、感覚的なものというのはちょっと自分もそこまで詳しくはわかりませんが、実際、1号棟ができた後の利用を見ますと、かなり使われた方からは、新築ということもあって非常に好評というのもありまして、特に支障がないのではないかというふうに考えているところです。

この1,800万円というのが、先ほど中山議員からの指摘で200万円しか変わらないじゃないかという話でしたけれども、今年ウッドショックというんでしょうか、木材価格の高騰で木材単価が上がっているということでの計上となっております、非常に木材価格が流動的だということで最大で1,800万円の中で収まるだろうということでの計上となっているところでございます。

以上でございます。

○8番（中山美幸君） それで、そのままいくということですか、もう単刀直入に聞き

ます。そのままいくということですか。これは総務委員会のほうで結論を出されると思うんですが、はっきり言ってください、そのままいきますか、検討はしないんですか。お答えをください。

○企画調整課長（中野伸一君） 今回の2号棟までは、もう既に図面もできあがっておりますので、できれば、今回お諮りした形でお願いしたいと思っております。

ただ、3号棟・4号棟につきましては、来年度以降の施工になってまいりますので、今回の設計業務委託料の中で再度、今、議会のほうからの御指摘ということもございますので、再度、3号棟・4号棟につきましては景観にマッチした形といいますか、そういう形をちょっと検討させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○8番（中山美幸君） 現状でおかしいから私も言っているんですよ。いろんなキャンプ場を見たときに、あの棟だけが突出している。そして利用をされておりますというような話なんですけど、新しいから利用しているだけのことなんですよ。それがその雰囲気、あのくにの松原キャンプ場の中でマッチをしているかどうかということは本当に検討しないといけないですよ。さっきから言うように、普通の賃貸住宅と変わらないじゃないですか。

それと、今計上されている部分で、建設費の中に一括して3,000万円の中に、先ほど言われました電気工事費と建設費が2つ入っていますよね。そこらはやはり明確にお分けいただいて、これがこの棟の建設にかかった部分ですね、係る計画の部分ですよ、これは電気工事の配線の大きさを変えたりいろいろしないといけないのでその分ですねというようなことをですね明確にわかるような説明の仕方というのも私はありじゃないかと。そういうことをすると理解も進むんじゃないでしょうか。そういったことを考えてですね、是非これはもう一回考え直していただいて、統一した雰囲気をつくりかた、トータル的な考えというのを持つべきですよ。お金の問題じゃないと思います、これは。そうすることによって、大崎のくにの松原キャンプ場はいいよね、行こうかというようなこともあるんじゃないんですか。

そして、ベッドとかもろもろというのもですねうちちょっと考えながら予算を組むべきだと私は思っています。どういったものを入れていらっしゃるのか、まだ、それは今から計画でしょうけども、スチール製のものが入ったり、その雰囲気にそぐわないものが入ったりというのも私はありかと思えます。やはり、そこら辺もテーブルとかもですね屋外でやるアウトドアとか、そういったことを考えながらやることは私は素晴らしい施設ができあがるひとつの予算ではないのかなというふうに考えます。そこら辺を十分考えていただきたいと思います。

以上です。

○企画調整課長（中野伸一君） 御指摘ありがとうございました。以後、気を付けたいと思います。

○議長（神崎文男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第36号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第8 議案第37号 令和3年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（神崎文男君） 日程第8、議案第37号「令和3年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の補正となり、収益的収入の予定額を2億2,645万8,000円に、収益的支出の予定額を2億382万5,000円とし、資本的収入の予定額を567万4,000円に、資本的支出の予定額を1億9,980万6,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、収益的収入につきましては、水道施設落雷による損害保険金の収入の増、収益的支出につきましては、配水管等の修繕料の増となっております。

資本的収入につきましては、簡易水道企業債償還元金等補助金の減、資本的支出につきましては、配水管新設工事費等の増が主なものとなっております。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○水道課長（高田利郎君） それでは、御説明いたします。

今回の補正は、水道施設の修繕に係ります費用の増、及び水道管の新設と道路改良工事に伴います水道管の布設に係ります工事費等の増に伴う補正でございます。

1ページから2ページにつきましては、町長の説明のとおりでございます。

詳細につきましては、補正予算参考資料で説明いたしますので8ページをお願いいたします。収益的収入及び支出でございます。収入の款1水道事業収益、項2営業外収益250万円の増は、落雷によります損害保険金の増でございます。

次に、支出の款1水道事業費用、項1営業費用500万円の増は、配水管等の修繕費の増でございます。

次に、9ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。収入の

款1 資本的収入、項2 補助金15万円の減は、人事異動に伴います児童手当の減で
ございます。

次に、支出の款1 資本的支出、項1 建設改良費1,169万8,000円の増は、
水道管の新設及び道路改良工事に伴います配水管の布設替えに係ります工事請負費
の増が主なものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第37号は、会議規則第39条第1項の規定
により、文教経済常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第9 議案第38号 令和3年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)

○議長（神崎文男君） 日程第9、議案第38号「令和3年度大崎町公共下水道事業特
別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出
それぞれ59万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億9,571万6,000円に
するものでございます。

歳出は、人事異動による人件費の減額並びに消費税及び地方消費税の確定申告に
伴う中間申告納税額の不足額、大崎クリーンセンター及びマンホールポンプ場の電
気設備等の修繕費が主なものでございます。

歳入は、前年度繰越金を財源に繰り入れ充当するもの、及び財源調整のための一
般会計繰入金の減でございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○水道課長（高田利郎君） それでは説明いたします。

今回の補正は、人事異動によりますものと大崎クリーンセンター等の修繕費の増
に伴います補正を計上しております。

補正予算書の事項別明細書で説明いたしますので、7ページをお願いいたします。
款1 公共下水道事業費、項1 公共下水道事業費、目1 下水道総務費279万円の減
は、人事異動に伴います職員給与等の減が主なものでございます。目2 維持管理費

の220万円の増は、大崎クリーンセンター及びマンホールポンプ場の電気設備の修繕費が主なものでございます。

次に、歳入を御説明いたしますので、前の6ページをお願いいたします。款4繰入金、項1他会計繰入金678万円の減は、今回の歳出及び補正の、この後の款5前年度繰越金の確定等によります財源の調整でございます。款5繰越金、項1繰越金563万2,000円の増は、前年度決算の繰り越し確定によるものでございます。款6諸収入、項2雑入55万8,000円の増は、消費税の還付金でございます。

以上で説明を終わります。

よろしく申し上げます。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第38号は、会議規則第39条第1項の規定により、文教経済常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第10 議案第39号 大崎町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（神崎文男君） 日程第10、議案第39号「大崎町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、令和3年9月1日に施行されたデジタル改革関連法の規定に伴い、関連する大崎町個人情報保護条例の一部を改正するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたします。

本案は、令和3年9月1日から施行されたデジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆるデジタル改革関連法の規定により影響を受ける大崎町個人情報保護条例について、必要な改正を行うものでございます。

それでは、今回の改正点につきまして、お手元の新旧対照表で御説明いたします。

第33条は、職員が職務上、作成した個人情報の内容を、本人からの申出により

訂正した際の個人情報提供先への通知について定めておりますが、デジタル改革関連法の規定により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称、番号法が改正され、情報提供ネットワークシステムの設置・管理主体が総務大臣から内閣総理大臣に変更されたことに伴い改正するものでございます。

また、番号法第19条に新たな号が追加されたことから、同条各号を引用している本条例の規定を、1号ずつ繰り下げるものでございます。なお、改正後の条例は、公布の日から施行することといたしております。

以上で説明を終わります。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第39号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第39号「大崎町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第39号「大崎町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第11 議案第40号 大崎町町長等の給与の特例に関する条例の制定について

○議長（神崎文男君） 日程第11、議案第40号「大崎町町長等の給与の特例に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を推進する中、職員が多人数による会食を行い、公務に対する信用を失墜させた管理監督責任を負うため、私の10月と11月の2か月分の給料につきまして10%の減額を行うものであります。

また、副町長につきましても、管理監督責任として10月の1か月分の給料につきまして10%の減額を行うものであります。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） 御説明いたします。

本案は、コロナ禍の中、職員が多人数で会食を行った行為における管理監督責任を負うため、町長、副町長の給料を、本来の条例支給額から減額するものでございます。

町長については、10月、11月分の2か月を、副町長につきましては10月分の1か月を、それぞれ10%減額した額を支給するものでございます。

それでは、2枚目の参考資料で御説明いたしますので御覧いただきたいと思っております。表の右側が現行の給料月額で、左側が減額後の給料月額となっております。

まず、町長の給料月額でございますが、現行の77万2,000円を、令和3年10月1日から令和3年11月30日までの2か月間は、10%減額の月額69万4,800円に、また、副町長につきましては、現行の61万3,000円を、令和3年10月1日から10月31日までの1か月間は、10%減額の月額55万1,700円にするものでございます。

なお、この条例は、令和3年10月1日から施行することといたしております。

以上で説明を終わります。よろしく御願いたします。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何かありませんか。

○8番（中山美幸君） 非常に、町長、気持ちはわかります、自分の責任をとりたいという気持ちはよくわかるんですよ。10%減額されても、コロナの対策といいたししょうか、管理はですね変わらないと私は思います。だから、これを減額するんじゃないかと、もうちょっとしっかりやりますよというような答弁が私は必要かなということと、町長が防災無線を通じて住民の方々に呼びかけられました。あれは非常に効果があったと思います。それは高く評価します。だから、そういったことを考えるというひとつの手腕をやっていただいて、給料を減額したからいいというものじゃないと私は思います。そこはやはり肝に銘じていただいて、職員の方々にも同等の、やはり同じような気持ちを持っていただいてやっていただくというようなこと

をしていただくことが私は重要だと。給料を減額することが責任のとり方ではないと思っておりますので、その件についてはもう少し考えていただいて、取り下げるというようなことはないですか。しっかりとそこは考えていただきたいと思います。何か責任があると、何か起こると給料を減額します、それで終わってしまっているじゃないですか。そんなことでは私はつまらないと思いますので、町長、副町長、もうちょっとそこら辺を考えていただいてしっかりとやっていただくように御要望申し上げますが、町長の見解をお伺いしたいと思います。

○町長（東 靖弘君） 御指摘と言いましょか、御指導ありがとうございます。

こういったことが発生して、やはり職員に対する指導というところも徹底してやらなければならないことで、そういう対応をしてきましたので、厳しい指導等を行って、また、担当課長もそういった処分をしたところでありました。

先般、防災無線で、非常に本町のコロナ感染が危機的な状況にありましたので、それを皆さん方にお伝えしようと、そしてまた外出等を控えていただきたい、我慢していただきたいという思いで放送をさせていただいて、皆さん方に御理解をいただいて、また、中山議員からありましたような、結果としてはよかったという報告もいただいております。したがって、こういったところはこれからの感染対策については職員、町民の皆さん方にしっかりとお願いし、戒めをしていきたいと思っています。

給料を減額したところで改善されるわけではないということではありますが、そういう職員等への指導を十分にやりながら、今回の提案につきましては、やはり何らかの責任をとるということはこういう形だけしかないという、そういうことも私の考えでありますので、これにつきましては御承認いただいて、そしてまた、今後の信用失墜行為がないように、そういった対応はしっかりとやってまいりますのでよろしく願いいたします。

○議長（神崎文男君） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第40号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第40号「大崎町町長等の給与の特例に関する条例の制定について」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議がありますので、採決は起立によって採決いたします。

議案第40号「大崎町町長等の給与の特例に関する条例の制定について」は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（神崎文男君） 起立多数です。

したがって、議案第40号「大崎町町長等の給与の特例に関する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第41号 大崎町営馬場墓地の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（神崎文男君） 日程第12、議案第41号「大崎町営馬場墓地の設置及び管理に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、大崎小学校前にある大野商店の後方に接する城内共有墓地を、町有地災害防止対策のため、町が墓地として指定する町有地へ移転していただくために条例を制定するものであります。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○住民環境課長（岡留和幸君） それでは、御説明いたします。

今回お願いしております墓地条例につきましては、先ほど町長の説明でありましたように、今後の災害対策における事前の対策として、大崎小学校前の急傾斜上部にあります城内共有墓地を、新たに町が墓地として指定する町有地に移転をお願いしまして、設置及び管理について条例の制定をお願いするものでございます。

それでは、条例の本文について御説明いたしますので、議案書のほうをお願いいたします。

まず、第1条では、設置規定についてであります。町有地災害防止対策に係る移転対象墓地の代替地としております。第2条は、墓地の名称及び位置について定めております。名称を大崎町営馬場墓地、位置は大崎町仮宿2376番地5と規定しております。第3条は使用の目的でございます。第4条は、使用权者の墓地の使用料について規定しておりますが、墓地の使用料は免除としております。第5条では、管理について規定してございます。第6条は、使用权は売買、譲渡、貸与についてはできないことを規定しております。第7条は、使用权の承継について規定しております。第8条は、墓所が不要になったときの返還について規定しております。

次のページをお開きください。第9条は委任規定でございます。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第41号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

○議長（神崎文男君） 以上をもって、本日の日程の全部を終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午前11時21分

第 2 号

9 月 1 6 日 (木)

令和3年第3回大崎町議会定例会会議録（第2号）

令和3年9月16日
午前10時00分開会
於 会 議 議 場

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名（9番，10番）

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 平 田 慎 一	7番 吉 原 信 雄
2番 富 重 幸 博	8番 中 山 美 幸
3番 稲 留 光 晴	9番 上 原 正 一
4番 諸 木 悦 朗	10番 小 野 光 夫
5番 宮 本 昭 一	11番 児 玉 孝 徳
6番 中 倉 広 文	12番 神 崎 文 男

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	東 靖 弘	農林振興課長	中 村 富士夫
副 町 長	千 歳 史 郎	耕 地 課 長	竹 本 忠 行
教 育 長	藤 井 光 興	建 設 課 長	時 見 和 久
会 計 管 理 者	西 高 和 義	農 委 事 務 局 長	相 星 永 悟
総 務 課 長	上 橋 孝 幸	水 道 課 長	高 田 利 郎
企 画 調 整 課 長	中 野 伸 一	教 委 管 理 課 長	上 野 明 仁
住 民 環 境 課 長	岡 留 和 幸	社 会 教 育 課 長	宮 本 修 一
保 健 福 祉 課 長	谷 迫 利 弘	税 務 課 長	本 松 健 一 郎

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事 務 局 長	本 高 秀 俊
次 長 兼 調 査 係 長	福 永 浩 二
議 事 係 長	上 床 就 路
庶 務 係 主 幹	西 ゆかり

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（神崎文男君） これより、本日の会を開き、直ちに会議いたします。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（神崎文男君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番、上原正一君、及び10番、小野光夫君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 一般質問

○議長（神崎文男君） 日程第2「一般質問」を行います。

一般質問は、通告順により許可いたします。まず、5番、宮本昭一君の質問を許可いたします。

○5番（宮本昭一君） 私は、さきに通告しておきました防災対策についてとコロナ対策について、及び6期目町長立候補表明についての3件について質問をいたします。

初めに、1件目の防災対策について質問をいたします。地球温暖化で異常気象による梅雨明け後の線状降水帯が発生し、長雨により国内のあちこちで予期しない災害が発生しております。浸水等により家屋や多数の尊い命が奪われております。我が町も、大きな被害を受けたところでございます。もちろん、本町の地域防災計画書は、災害対策基本法に基づき作成されていると思うが、本町は特に、山間部の滞留地域や野方地域の土砂災害が毎年のように発生しております。喉元過ぎれば熱さを忘れるで、災害は忘れた頃にやってくる。備えあれば憂いなしということわざのごとく、いつ何時、災害が起こるかわかりません。そんなことを踏まえて、そこで、1点目の町内の危険箇所の再調査はされたかについてお尋ねし、1回目の質問いたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。危険箇所の調査につきましては、毎年定期的に実施しているところでございます。

○5番（宮本昭一君） では、その調査はどのような方法でされたのか、お尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。町内における危険箇所の把握及び点検につきましては、毎年、消防幹部会を通じまして、地元消防団の方々に巡回していただき、危険箇所の報告をお願いしているところあり、その他、地域住民等からの情報提供も含め、実態把握に努めているところでございます。

なお、町内には、土砂災害警戒区域が123箇所、土砂災害特別警戒区域が11

5箇所を、県が指定しております。

以上でございます。

○5番（宮本昭一君） 調査の方法ですが、答弁がありましたとおり、やはり地元消防団にお願いをして、危険箇所の調査なりを、地元の住民からも含めて実態把握に努めているというようなことでした。

やはり、町内には県が指定した土砂災害の区域などがありますけども、その箇所につきましては、ただいま123箇所ということでありましたけれども、やはり、住民の安心面から考えていったときに、巡回等は大変大事なことでありますので、今後もこの実態把握については努めていただきたいと思います。

それでは、その調査結果はどうであったかについてお尋ねをいたします。

○町長（東 靖弘君） 報告や連絡があった危険箇所につきましては、例年であれば、国や県、消防署や警察署等の関係機関の方々と構成される防災会議の中で調査内容等の情報共有と協議をお願いするところでございますが、現在、コロナ禍の中、開催が困難な状況にありますので、早急な対応が必要かつ可能な危険箇所については、庁内の関係課や国・県などの関係機関につなぎ、対策を講じるとともに、国や県などへの協力が不可欠な危険箇所につきましては、関係機関へ対策や予算措置等の要望を行っているところでございます。

なお、今年度、消防団から報告のあった危険箇所は5件ございましたが、そのほか、昨年7月豪雨災害で復旧が進んでいない箇所もございますので、早期復旧に努めるとともに、関係機関への対策等の要望につきましても、引き続き行ってまいりたいと考えております。

○5番（宮本昭一君） ただいま答弁の中で、例年であれば、県とか国とかの関係機関を会議の中で関係の皆さん方が集まっていたいて、その防災会議の中で諮っているところで、本年については、特にコロナの関係で、それが非常に難しいということでした。災害の消防団からの報告は、先ほど町長から答弁がありましたように5件程度という答弁でございました。

それでは、次に、2点目の総合防災マップの作成はどうなっているのかについてお尋ねをいたしたいと思います。

○町長（東 靖弘君） 総合防災マップにつきましては、今年度の当初予算で予算計上をしており、令和3年5月13日に業務委託契約を締結し、現在、委託業者と紙面内容や地図への掲載内容等につきまして協議・打ち合わせを行っているところでございます。

○5番（宮本昭一君） 総合防災マップの作成はどうかということで、ただいま答弁をいただきました。やはり、住民の安心・安全という、守る取組を進めてまいるとい

うことをごさいますので、作成についてはどうなっているかについて、またお尋ねをいたしたいと思ひます。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○総務課長（上橋孝幸君） 防災マップの作成につきましては、作成工程に基づき、委託業者と協議・打ち合わせを行っているところをごさいます、掲載する紙面内容や構成、地図上に落とし込む避難所等の位置、津波浸水想定区域や土砂災害警戒区域などのハザードデータを県から提供していただき、そのデータをマップ上に落とし込む作業などに期間を要することから、早期の完成は非常に厳しい状態をごさいますので、御理解をいたしたいと思ひます。

以上です。

○5番（宮本昭一君） 今、担当課長からの答弁をごさいますけれども、5月13日でしたか、委託業者と業務契約を締結して、紙面の内容とか、それから地図の掲載内容等について協議・打ち合わせをしているとの答弁でありましたので、了解いたしました。

それでは、5月に委託契約を締結したとのことですが、委託契約相手方はどこですか、お尋ねいたします。

○総務課長（上橋孝幸君） 委託業者についての御質問をごさいました。委託している業者につきましては、株式会社ゼンリン鹿児島営業所をごさいます。

○5番（宮本昭一君） それでは、株式会社ゼンリンということであったようをごさいます。

それではですね、新年度も始まって、間もなく半年になろうとしております。既に梅雨時期も過ぎて、秋の気配を感じる季節となっておりますけれども、住民の、先ほど言いましたように、安心・安全の観点から見ると、やはり、この辺については急いで作成するべきではないかと思うが、遅れている理由は何かについてお伺いいたします。

○総務課長（上橋孝幸君） 先ほどの答弁と重複するところもごさいますけれども、防災マップの作成については、作成工程上、どうしても委託業者と協議・打ち合わせを行っていかねばなりません。

その中で、紙面の内容をどうするべきなのか、あるいは地図上に落とし込む避難所の位置、あるいは津波浸水想定区域、あるいは土砂災害警戒区域などのデータというのを県から提供していただく必要もごさいますので、そういった意味から、なかなか、出来上がるまでには期間を要するということとなりますので御理解をいたしたいと思ひます。

以上です。

- 5番（宮本昭一君） ただいま、課長の答弁をいただきましたけれども、県からのデータですか、これのデータ等をマップに落とし込む作業等が非常に期間を要するというようなことでした。それで早期の完成は非常に難しいという状況であるという答弁でございました。

それでは、マップの内容とか、用紙の大きさについてはどうであるのかをお聞かせください。

- 総務課長（上橋孝幸君） マップの概要についての御質問でございました。

総合防災マップの内容につきましては、各家庭での防災対策や災害種別、避難情報の説明、マイタイムラインなどの掲載を予定しております。

また、県が公表している津波浸水想定区域と同じく、県が区域を指定した土砂災害警戒区域を地図上に重ね合わせたマップを予定しております。なお、総合防災マップの大きさにつきましてはB4サイズで、ページ数は60ページ、発行部数は1万部を予定しているところでございます。

以上です。

- 5番（宮本昭一君） ただいま、課長の答弁によりますと、このマップの内容とか用紙の大きさについては詳しく説明いただきましたが、やはり、県が区域を指定した土砂災害警戒区域とか、それ等を重ね合わせたマップを予定しているというような答弁でございました。マップの大きさについてはB4版ということであったようでございます。ページ数については、確か60ページで、1万部を予定しているということでした。

それではですね、このマップはいつ作成して、いつ配布の予定かについてお伺いいたします。

- 総務課長（上橋孝幸君） 総合防災マップにつきましては、令和4年2月の完成を見込んでいるところでございます。配布につきましては、令和4年3月を予定しているところでございます。

以上です。

- 5番（宮本昭一君） 令和4年2月が完成ということで納品やら見込んでいるというような答弁でございます。そしてまた、令和4年3月に配布の予定ということであったようでございます。

それではですね、次にお伺いしますが、令和4年2月完成で、3月の配布予定ということであり、先ほど、遅れている理由もお示しいただきましたので、予定どおり配布できるように努力をしていただきたいと思います。

それでは、次の2点目のコロナ対策についてをお尋ねをいたしたいと思っております。

このコロナは収まるどころか、首都圏を中心に国内で感染拡大し、国内感染者数も150万人といわれ、災害時に近い感染者数であると報道もされております。コロナウイルスも次から次に変異して、現在、コロナ株も、テレビで見えておりましたが5種ほどあるようですが、先般、国内初の変異ウイルスミュー株やイータ株の感染者も確認されておるようでございます。このイータ株については、今のコロナワクチンで一定の効果はあるといわれておりますが、コロナウイルスも生き残りをかけて変異し、人類を恐怖に陥れており、鹿児島県はもちろんですが、町内でも連日のようにクラスター関連などによる感染者が増えております。そういう状況であります。また、家庭内感染も深刻になってきており、予断を許せない状況であるようでございます。

まず、1点目のコロナワクチン接種の予約と接種状況はどうなっているかについてお尋ねをいたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

まず、予約状況ですが、9月10日現在、対象者数1万1,448人に対して、7,339の方が予約を済ませておまして、予約率は64.1%でございます。

また、接種状況ですが、9月10日現在、65歳以上の方で1回目接種済が89.9%、2回目接種済は88.7%でございます。64歳以下では、1回目接種済が47.7%、2回接種済は35.3%でございます。全体では、1回目接種済が66.3%、2回目接種済が58.8%となっております。

以上でございます。

○5番（宮本昭一君） ただいま、接種の予約と状況について、人数、それからパーセントで詳しく説明をいただきましたので、次に入りたいと思います。

では、予約の取消状況についてはどうかについてお伺いをいたします。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） お答えいたします。

予約の取消状況についてはどうなっているかということですが、9月10日までの間に、個別接種・集団接種合わせて788回のキャンセルが生じているところでございます。

以上でございます。

○5番（宮本昭一君） ただいま、課長の答弁によりますと、9月10日までの間、個別接種と集団接種については788回のキャンセルという答弁でございました。了解いたしました。

それでは、ここで、2回ワクチンを打った人は感染リスクが下がっているという

情報もあるようですけれども、取消をされた方や2回目の注射を打っていない方などはどのような対策をとっているのかについて、そのままなのかどうかについて伺いいたします。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） お答えいたします。

予約の取消や、2回目を打っていない方への対応はどうなっているかということですが、御承知のとおり、このワクチン接種は任意接種となっております。予約を取り消した後、そのままにするか、改めて違う日を予約するかというのは、もう本人の意思によるものでございます。したがって、取消をされた方や、2回目を打っていない方への対策といたしましては、町としては特にとっておりません。

以上でございます。

○5番（宮本昭一君） ただいま、課長の答弁をまたいただきましたけれども、ワクチンの接種は任意であるということのようでございます。予約の取消については本人の意思でありますので、得に取消をされた方への対策はとっていないというような答弁でございました。

それでは、次の、2点目のワクチン接種による副作用も聴いているけれども、状況と対応についてお尋ねをいたします。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） お答えいたします。

ワクチン接種による副反応の現状についてでございます。接種後、体内で新型コロナウイルスに対する免疫ができる過程で様々な症状があらわれております。具体的には、注射した部分の痛み、発熱、頭痛、筋肉や関節の痛み、寒気、下痢等の症状でございます。こうした症状の大部分は、接種の翌日をピークに発現することが多いようですが、数日以内に回復していく方が大部分のようでございます。

また、症状には個人差があるようでございまして、症状が出ない方もいらっしゃいます。かといって、症状がないからといって免疫がつかないということではございません。症状が出たときの対応についてでございますが、ワクチン接種直後であれば、医師に診察してもらい、症状が落ち着くまで会場での経過観察の時間を長く取っているところでございます。その後の症状であれば、その方の症状に応じ、内服や外用薬の使用、水分摂取等をお勧めしておりまして、かなり症状が長く続くようであれば、医療機関への受診や相談を勧めておるところでございます。

以上でございます。

○5番（宮本昭一君） ただいま、課長の答弁の中です、免疫ができるまで、やはり症状が数日間してから回復するというようなのが大部分であるという答弁でありました。そしてまた、ワクチン接種後については、その接種後であれば医師に診察

をお願いしているということでもございましたようです。それから、その後の発症については医療機関への受診を勧めているというようなことでした。

次に、3点目の感染者の自宅待機者が県内急増とありますけれども、本町の状況はどうなっているのか。なお、町内の感染者が増えている対策についてお尋ねをいたします。8月に、県内自宅待機者は1,000人超と報道されておりましたけれども、本町の状況と対策はどうなっているかについてお伺いをいたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

本町の自宅待機の現状はどうなっているかとのことですが、現在、町内感染者につきましては、医療機関への入院、宿泊施設入所及び自宅待機となっており、その判断は保健所の疫学調査のもと、症状に応じて割り振りをしているところでございます。

現在、症状があるなどで入院が必要な方につきましては、入院ができていない状況であると保健所よりお聞きしておりますが、9月5日現在、80床ある大隅地区の入院施設及び宿泊施設のうち、77名が入院及び入所中となっており、医療現場においては、まだまだ予断を許さない状況にあると考えております。

町内の感染者が増えていることに対する対策でございますが、濃厚接触者の判定や感染拡大対策については、保健所が指導に入っております。町の対応としましては、中学生や、私自らの防災無線による呼びかけやホームページによる発信、役場・野方支所における酸性電解水の配布、町施設等の使用制限などにより人流を抑え、これ以上の感染が広がらないための取組の御協力を町民に対してお願いしているところでございます。

以上でございます。

○5番（宮本昭一君） ただいま、町長の答弁を詳しくいただきましたけれども、やはり、医療機関への入院とか宿泊施設の入所及び自宅待機ですか、これについては保健所の疫学調査ですかね、こういうのもって割り振っていると、症状によって割り振っているというようなことでもございました。

そしてまた、入院については、必要な方は入院ができていないという状況であるという答弁でもございました。それから、もう1つの濃厚接触者の判断等については、保健所が判断をしているというようなことでもございました。そしてまた、町の対応としては、やはり、中学生の生徒会とか、町長自らの防災無線の呼びかけとかやっているということでもございます。そのような答弁でもございましたので、了解をいたしました。

次に、4点目の子どもの感染が拡大しており、学校の対策も急務である。新学期の対策と対応はどのように考えているかについて、教育長にお尋ねをいたします。

学校の対応は自治体ごとに異なり、新学期を遅らせたところ、まん延防止等重点措置が適用されている鹿児島市などでは、時差登校や分散登校を実施し、入口で検温する学校もあるとのことですが、本町の学校の対策等はどうなっているかについてお尋ねいたします。

○教育長（藤井光興君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、現状につきましてですが、本日9月16日現在、町内の児童・生徒の感染者はおりません。濃厚接触者として、出席停止の児童・生徒は2名となります。これは、保護者の感染による兄弟2名で、PCR検査の結果、陰性と診断されております。

夏休み中の感染者については、児童・生徒が2名、教職員が2名、うち1名は町外在住です。いずれも、学校への登校や勤務はなく、学校にウイルスが持ち込まれてはおりません。既に、9月1日の始業式には、この4名は出席及び勤務しております。

県内では、学校の時差登校や臨時休業を行う学校や自治体がございますが、大崎町の児童・生徒と、その同居する家族及び教職員の感染状況から、そのような対応をする状況ではないと判断しております。各学校との連絡体制については、児童・生徒、また、その同居家族に何らかの不安要素がある場合は、指導主事に連絡が行くようになっております。また、鹿児島県の学校等欠席者感染症情報システムによって、発熱等による欠席者についても人数が把握できるようになっております。

新学期の対策としましては、鹿児島県がまん延防止等重点措置の適用をされる見通しが示された8月17日に臨時校長会を行い、出校日は行わないことや、今年4月28日に文科省から発出された、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルの行動基準レベル3の具体的な場面の確認をしました。このレベル3は、現在、鹿児島県教育委員会が、県内の感染状況から判断し、県立学校に通知しているものに準じて適用しているものでございます。その対応としまして、身体的距離をできるだけ2メートル、最低1メートルとることや、部活動は個人や少人数での感染リスクの低い活動で、短時間での活動に限定することなどが上げられております。

また、2学期が始まる直前の8月30日も校長研修会を実施し、保護者と連携した対策が行われるよう指導しております。その具体的な内容を、9月1日に保護者向けと教職員へ通知を発出しました。保護者に対しての内容は、学級閉鎖や臨時休業を行う際の基本的な考え方についてです。例えば、同一学級において複数の感染者が判明した場合、学校長の判断で学級閉鎖となります。また、臨時休業については、複数の学年を閉鎖するなど、保健所の指示等も踏まえて、学校で感染が広がっ

ているという可能性が高いと町教委が判断した場合に実施することになっております。これは、文科省が8月27日に学校で児童・生徒や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインをもとに作成したものです。

教職員については、学校でクラスターを発生させないための対応についてお願いです。各学校がそれぞれ実情に応じ、3つの密を1つも発生させないように、児童・生徒や教職員の動きを考えて、ICTの活用や、基本的な感染対策の徹底を図っております。

また、9月1日から、大崎中学校の協力をいただき、防災無線を活用した家庭での感染対策の徹底を呼びかけております。さらに、9月15日には、保健福祉課と連名で、家庭で行う感染予防対策についてお願いを送りました。その内容は、マスク着用や手洗いなど基本的なことから、小まめな洗濯や鼻水やくしゃみの処理に使用したティッシュの始末など、合計8つのポイントにまとめたプリントを配布しております。

今後の対応としましては、これまで述べた対応を徹底するよう指導するとともに、感染状況を常に把握し、必要に応じて適切に対処できるよう、各学校と連携をとってまいります。

また、文科省が、希望する教育委員会の配布を決定した抗原簡易キットも申請を提出し、早急に病院に行けない教職員や児童・生徒に対して、学校で簡易の検査ができる環境を整える予定であります。

今後も、感染状況を注視し、学校の規模や対策状況をもとに、各学校の実情に応じた対策について指導することで、町内一斉の対策がより実効性のあるものになると考えております。

以上です。

○5番（宮本昭一君） ただいま、教育長のほうから詳しく答弁をいただきました。その中については、ただいま詳しく説明があったとおりですが、2学期が始まる直前に、8月30日だったですか、校長会を実施して保護者との連携・対策をしているというようなことでした。そしてまた、具体的に、9月1日でしたか、保護者と教職員のほうに、そのことについて通知を出しているということであったようでございます。今後の対応につきましては、先ほど答弁の中でありました、常に感染を把握して、必要に応じて適切に対処できるよう、各学校と連携をとっているというような答弁でありました。

それではですね、今のこの4点目の感染対策の教育長に対する質問は以上で終わりたいと思います。

それでは、最後のほうになりますが、次に、3点目の6期目の町長立候補表明に

ついてお伺いをいたしたいと思います。町長は、8月13日に南日本新聞の取材に対して、任期満了に伴う11月30日告示、12月5日投票の町長選挙に6期目を目指し、無所属で立候補を明らかにされましたが、現時点での正式な表明は町長1人でありますので、お尋ねをいたしたいと思います。

まず、1点目の6期目を目指した決意は何かについてお聞きいたしたいと思います。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

御質問のとおり、去る8月13日に、南日本新聞の取材に対し、6期目を目指して立候補すると表明し、記事が掲載されたところでございます。

まず、優先かつ継続して解決すべき問題として、新型コロナウイルス感染症への対応がございました。ワクチン接種率の向上による感染防止及び重症化リスクの軽減はもちろんのこと、感染拡大により影響が出ている事業者の経営持続化をはじめとする地域経済の回復を図る必要があると考えております。

また、埋立処分場の延命化のため、町民一丸となって進めてきたリサイクル活動が評価され、SDGsの名のもとで、本町と連携したいという企業や団体などの協力者が増えてきており、大崎町SDGs推進協議会が設立されるなど、本町を取り巻く環境は新たな展開に入ったと考えております。

また、環境面での知名度向上や返礼品生産者様の御尽力もあって、全国から多額のふるさと納税を御寄附いただき、地域経済への効果はもちろんのこと、学校給食費補助や小中学校校舎棟空調整備、高校卒業までの医療費自己負担ゼロ、リサイクル未来創生奨学金制度、高齢者等へのごみ出しサポートなど実現することができました。そしてまた、ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅の建設により、新たな関係人口が創出されており、今後も本施設を活かしたスポーツ・観光施策の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上、現況や、これからの目標などを数点申し上げましたが、これらの施策をさらに発展させていくためには、町政を継続する必要があると強く思い、また、支援者の皆様からも継続を望む御意見も多くいただきましたので、現在の町政を担う者としての責任から6期目を目指して立候補の決意をした次第でございます。

もう少し加えて話をさせていただきますと、地域おこしを成功させるのには「若者、馬鹿者、よそ者」という言葉が使われておりますが、そういった町外の人々がやってきて、新たな大崎町の利点に気づき、それを生かす、そういうことが「若者、馬鹿者、よそ者」の存在であると思っております。

私は、この言葉を、もう既に亡くなられた、三文字にお住まいの中野孝喜さんが、大崎町の神舞が70年ぶりに復活された原動力であられた方ではありますが、県外の

出身でありましたので、いつも、「若者ではないけれども、よそ者、馬鹿者だ」と、「遠慮なくやれるのは我々だ」ということをお話をされておられました。

現在、大崎町に、SDG s 推進協議会の中に合作株式会社という事務局を推進するところがありますけれども、そこに20代から30代の、いわゆるよそ者、若者が5名入ってきております。大崎町のリサイクル、そして、それをさらにアップさせるためにSDG s 推進協議会の設立、その中で合作株式会社を中心として、持続可能な日本社会、持続可能な大崎町をつくりあげるための提案を一生懸命やってきております。SDG s 推進協議会を設置するに当たり、彼らから非常に貴重な提言もいただきました。つまり、脱炭素社会の中で、これから進むべき日本の社会、2050年カーボンニュートラルが政府の中で進められますけれども、そういう世界に向かって大崎町が果たす役割という中で、現在12年連続日本一を達成しているリサイクルの推進、そしてまたリサイクル商品の拡大、そしてまた、さらには大崎町の町民の皆さん、あるいは学校、事業所、一人一人が取り組んでいるリサイクルに対して、高く国から評価されておりますので、こういったのを全国の自治体に横展開する、あるいは海外に指導する、世界標準という位置づけのもとでやっております。

また、SDG s 推進協議会の中で、これを構成する鹿児島相互信用金庫、MBC、それから合作株式会社、そらのまち保育園、こういった方々が大崎町の魅力をさらにアップさせるためにやろうということで協力をいただいておりますが、それらを働きかけてきた合作株式会社のメンバー、そしてまた、そういう方向で進めていこうという私の意思、それらが合意形成されておりますので、さらに大崎町のサーキュラー環境のまちづくり、サーキュラービレッジ構想をさらに推進していく覚悟のもとでやっていくと、そういう覚悟をしたということが大きな要因でもあります。

もう1つは、ふるさと納税が大崎町は全国的にも有名になってまいりました。一生懸命やる中で、中小事業者の育成もできましたし、そして、それらの事業継続も進めていかれるのではないのかなと思っております。鹿児島県でも上位に入り、全国でも上位に入っているふるさと納税を、こうして様々なことを、先ほど説明いたしましたけれども、これらの事業をさらに推進することによって持続可能な大崎町のまちづくりができるという判断をしておりますので、これらにつきましても一生懸命取り組んでいきたいと思っております。

現在、多様性という言葉が使われておりますけれども、先ほどのよそ者、若者、馬鹿者と言われる人たち、そしてまた、地元の人たちと多様性、お互いに違うものを受け入れていながら強靱な組織をつくっていく。多様性は力ということがありますから、これらを信じながらやっていくという大きな決断をしたところでありま

して、そういったことも説明をさせていただいたところでございます。

また、もう1点は、ふるさと納税を通してJTB、観光業の有名なトップ企業でありますけれども、大崎町のふるさと納税関係を扱っていただいておりますが、スポーツ合宿とか、あるいは研修視察とかそういったところも連携する。今が大きなチャンスと思っておりますので、一生懸命やっていく覚悟のもとで決意したというところでございます。

○5番（宮本昭一君） ただいま、それこそ詳しく説明を、答弁をいただきました。

その中で、コロナの感染拡大によって新聞記事でも言っておられますけれども、やはり、事業者の経営、持続化をはじめとする地域経済の回復を図るというようなことと、それから、SDGsの協議会の設立とか埋立処分場の延命化とかリサイクル関係とかいろいろ答弁をされました。やはり、町政を継続する必要があると強く思って、6期目を決意したというようなことであります。

それではですね、次に、これまでの評価ですか、1期目から5期目までですけれども、長きにわたりますけれども、これについてお尋ねをいたします。5期満了もあと数か月となりましたけれども、私の知る歴代の町長の中では一番長く町政のかじ取りを担ってこられたとっております。その間、数々の実績も申されておりますが、町長としてこれを総括して、自身の評価についてをお聞きしたいと思っております。

○町長（東 靖弘君） 私は、平成13年12月に、町長選挙に出馬するに当たって「まちづくりへの挑戦」というタイトルを掲げながら町長選挙を戦ってまいりました。

大崎町長に、そのときに初当選し、大崎町長に就任いたしました。それから町民の皆様をはじめ、関係各位の信任を受けまして、5期20年間、町政を担わせていただいております。常に職員と切磋琢磨しながら、ここまで長く町政に携わってこられたのも、ひとえに町民の皆様の町政運営に対する御理解、また、議会の皆様の御理解と御協力のたまものであったと深く感謝しているところであります。

ふり返ってみますと、就任当時は、全国的に平成の市町村合併問題に大きく揺れた時代であって、本町においても、住民投票の結果、僅差で単独が決まるという、町を二分した大きな出来事がございました。小泉政権下で三位一体改革が進められ、地方交付税等の削減により全国的に地方自治体の財政運営が困難さを極める中、本町単独での自治体運営に苦慮したことが思い出されます。生き残りをかけた、待ったなしの行財政改革が始まり、行政においては組織の見直しによる課の統廃合や職員削減などを行い、議会の皆様におかれましても定数削減等に自主的に取り組んでいただき、誠に感謝しております。住民の皆様にも、各種団体に対する補助金の見

直しなどに御理解いただき、町を挙げて行財政改革に取り組んだ結果、現在の大崎町が成り立っているのだとの思いがございました。

財政難から各種住民サービスが思うように実施できないなど、非常に歯がゆく、そして厳しい自治体運営を強いられた時期もございましたが、その後、企業立地による雇用の創出や資源リサイクル率日本一の実績に基づく環境省関連の表彰やJICA事業による海外への技術支援など、全国的に大崎町の知名度が少しずつ向上していき、関係人口が増加してまいりました。

一方で、努力はし続けたものの、なかなか結果を出すことができなかったものがございます。

まず、1点目が、中学校統合後の大崎第一中と菱田中の跡地が、まだ活用できていないということであり、卒業生や地域の方々の期待に応えられていないということでもあります。

もう1点が、地域広域交流活性化センターあすばる大崎のことです。第三セクター方式で平成10年8月にオープンし、本年3月末まで、23年近く運営してまいりました。急速な人口減少や類似施設の増加などから経営悪化が続き、本年4月、民間事業者は無償譲渡をいたしました。現在、民間事業者ならではの知恵と経験を生かし、本年12月頃のオープンを目指し、大規模改造中であり、新たな活力を生み出す施設として、本町の活力ある地域づくりに御貢献いただけるものと期待しております。

その後も、当初計画にはなかった東九州自動車道野方インターチェンジの開通やジャパンアスリートトレーニングセンター大隅の新設に伴う陸上競技の聖地づくり、ジャパンSDGsアワード受賞、ふるさと納税による地域経済への波及、農業生産性向上のための基盤整備の推進など、様々な課題を皆様の御協力を得ながら、少しずつではありますが着実に、また実行してまいりましたので、一定の評価をいただけるものではないかと思っております。

私自身としましては、いずれの課題に対しても、「大崎に住んでみたい、大崎に住んでよかった」と言われるまちにしたい、ただ、その一心から一つ一つの課題に対し愚直に、そして誠実に取り組んでまいった次第でございます。

- 5番（宮本昭一君） ただいま、町長の答弁、詳しく答弁をいただきましたけれども、5期までやってきた中で、特に結果を出せなかったものがあるということで、先ほど、中学校の統合問題、中学校跡地の問題、それと広域交流活性化センターの関係が結果を出すことができなかったというようなことでもございました。そしてまた、いずれも、大崎町に、前からも言うております「大崎に住んでみたい」とか「大崎に住んでよかった」と言われるようなまちにしたいということも答弁があったよう

でございます。そういう一心から、1つの課題に対して、誠実に取り組んでまいったとの答弁でございました。

そういう答弁でありましたので、ここについては以上で終わりたいと思います。

それから、次にお聞きしてみたいのが、ただいま評価の説明がありましたけれども、評価についてはいろいろ答弁いただきましたけれども、再度、評価についてお伺いをいたしたいと思います。

最後に、もう一言お聞きいたしますけれども、町長が野方インターチェンジの設置やジャパンアスリートトレーニングセンター大隅の誘致については、町長は特段の努力をしてこられたと評価をしておりますけれども、これについてはやはり少なからず大崎町の発展に必要なものでありますので、どういう努力をしてきたかを聞きたいことと、それから、今まで5期の20年にわたってやってこられた中で、その他の課題解決といたしますか、そういう解決はどうだったのかをお伺いしたいと思います。

○町長（東 靖弘君） 2点ほどの御質問でありました。その他も含めてお答えさせていただきます。

ジャパンアスリートトレーニングセンターにつきましては、先ほど、13年12月に立候補したときに、陸上競技場を造りたいという思いを自分のマニフェストに掲げておりました。その中で、これを進めるために一生懸命取り組んできたわけですが、非常に事業費そのものも大きいということもありまして、県や国に要望書を持って、総務省あたりにも説明に行きましたけれども、なかなか、単独財源がない中で国の支援とかそういったものは難しいということでありまして、なかなか進められなかった時期もありました。平成16年7月に伊藤知事が誕生されました。そのときに、大崎町の、私が考えたスーパースタジアム構想の中の陸上競技場の整備で、計画書を伊藤知事に持っていきました。事業費が200億ぐらいかかるんじゃないかということで、これはできないということで非常に難しい返事をいただいておりますけれども、その中で、やはり、我が町にこういった活力資源があることが必要だという思いが強かったので、職員とともに県のほうに、知事を含め、県のほうに毎回、毎回、相談に行きました。そういった相談を6年ぐらい繰り返している中で、平成23年ぐらいで前向きに考えようという伊藤知事の返事をいただいて、心が舞い踊ったことを覚えておりますし、職員とともに喜んだことを覚えております。計画が動き出したのは、平成27年頃でありました。そしてまた、完成したのは平成31年3月であります。

自分が公約を掲げてから、そしてまた実際に伊藤知事が就任されてから、そして完成するまで15年ぐらいの歳月がかかっております。非常に長期にかかりました

けれども、諦めずにここまでやってきて、今、日本に誇る競技施設ができた、世界に誇る競技施設ができてきたということは、大崎町の大きな活力資源になるということと考えております。

もう1点が、野方インターチェンジの開設でありました。東九州自動車道の計画の中に、野方にインターチェンジを造るということなど全くありませんでした。本当にびっくりしたところだったんですが、そういったことを引き継いで町長に就任いたしました。

それから、野方地区においては、単に車が高速道を通過するというだけで、何ら産業振興とかメリットがないという状況で、冷めた見方であったわけではありますが、平成15年度に、国が国の財政の観点から、末吉財部インターから志布志インターまでは国が税金で、公団の事業をやめて税金で造る事業として新直轄方式でやりますということでの説明を受けて、それならば、野方に新たにインターチェンジを造ってもらったほうがいいのではないかと、地元の方々と協議しながら要望活動を必死に重ねてまいりました。環境アセスが後付けになるために、非常に反対の声もありましたけれども、どうしても実現したいという思い、野方地域の全住民の皆さん方の署名をもとに、県とか九州整備局とか国とか実際に動いていきました。そういった中で推進協議会の大会をやったり、いろいろやりましたけれども、平成24年4月に、大崎町の野方インターは国の追加インターとして認められて、道の駅の整備も、下りてなら大丈夫だという答申もいただいたところでした。

そうする中で事業が進捗して、平成26年12月に野方インターは開通したところであります。こちらも本当に、平成16年から平成26年12月まで11年ぐらいの歳月がかかっておりますけれども、町民の皆さん方、議会の皆さん方の支援のたまものであったと思っております。

野方インターは、現在、非常に活性化を浴びていることはご存じだと思いますけれども、ここに空港までの高速バスを通すべきだという考えがありましたので、岩崎産業の社長さんに、何回も何回もお願いに行きました。「わかったが」ということを言っていたいて、事務を進めることになったんですけど、職員ともどもに行った結果だと思っておりますが、一日4便、空港バスも走るようになりました。そして、現在、コロナで止まっておりますけれども、鹿屋発野方インターチェンジ経由博多、それから福岡県糸島市までのそういった直行バスも走るという計画で、コロナのために延期されているということでもありますけれども、非常にインターチェンジを頑張ったそのおかげで、非常に野方は本当にすばらしい発展ができる、未来をつくることのできる、そんな町になってまいりました。

よく、町長が6期ということで「長い」という言葉も聞きましたけれども、私は

ひたすら自ら牽引役として、職員とともに動いてまいりましたし、地元の県議、地元の国会議員に動いていただきながら、国への要望もたびたび、たびたびやってまいりました。そういったことから、非常に、5年、10年、15年、20年とかやらせていただいたおかげで、大崎町の活力資源を生み出すことができたということが大きな要因だと思っております。したがって、現在も健康そのものでありますので、やはり、そういう大崎町の発展のために頑張っていきたい、町民の皆さんに喜んでいただけるような町政をやっていきたい、そういう評価を今後はしていただけるようになったらうれしいなと思っております。

以上です。

○5番（宮本昭一君） 今、答弁をいただきましたけれども、まず、ジャパンアスリートの件ですが、これについては、やはり事業を進める上で県に再三足を運んで、ようやくそれが実になったといいましょか、大変苦勞したというようなことであります。それから、野方のインターチェンジの件ですけれども、これについても県などに再三要望し、いろんな形で要望してまいったけれども、この熱意は、非常に大変苦勞をしてきたということで、例えばジャパンアスリートトレーニングセンター大隅は15年間もかかったというようなことでしたけれども、野方インターチェンジのほうも、私も最初はどうなんだろうかというような考えてもしておりました。でも、現在は非常に皆さんが、野方の皆さん、あるいは町外の皆さん、大変利用されていらっしゃるようでございます。これはもう、よかったなというふうに今は思っているところですが。本当に御苦勞をいただいたことは、今、答弁いただいたとおり、御苦勞をされたことはよくわかりました。そういうことで、この問題については、これで一応閉じたいと思っておりますけれども。

次に、3点目ですが、活力あるまちづくりに努力するとあるが、具体的にはどうかについてお尋ねをいたしたいと。南日本新聞の取材の中でも、新型コロナウイルス感染拡大で商工業者を中心に影響が出ている点を上げ、事業継続や新規出店に力を入れ、活力あるまちづくりに努力すると、意欲を示されているけれども、具体的にお聞きいたしたいと思っております。

○町長（東 靖弘君） 南日本新聞の取材でも、活力あるまちづくりに努力すると述べさせていただきました。具体的にはどうかとの御質問でございますが、活力あるまちづくりは、人それぞれ異なる考え方やイメージがあろうかと存じますが、私が思う活力あるまちづくりの基本は、やはり人ではないかと考えております。

このまちに、性別、年代、職業、人種などを問わず、多様性を持った人が集まり、そのような方々を受け入れる寛容性のある土壌があること、そして、多様な方々が共に語り、笑い、学び、働き、消費し稼いでいただく。そして、これらの活動によ

り、稼がれた資本を社会的支援が必要とされる方々への援助や、次のまちづくりなどへの投資として活用する。このような流れを持続可能な活力あるまちづくりとしてイメージしております。

これを実現するためには、SDGs 関連の研修や企業連携等による関係人口の増、ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅を活用した合宿等で訪問される方々への地域への波及、全国有数の寄附額をいただいているふるさと納税による返礼事業者の雇用創出を含む経済波及など、本町の活力資源としての強みをさらに磨き上げること、そして既存の地域の魅力を掘り起こすことに努力し、多様性のある人が集まる施策を展開し、活力あるまちづくりに努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○5番（宮本昭一君） ただいま、答弁の中で、持続可能な活力あるまちづくりをイメージしているというようなことではございました。そして、一人一人の集まる施策を展開して、活力あるまちづくりに努力してまいりたいというような答弁でございました。

それでは、次に、4点目の、活力は人口増だと思うが、何か方策は考えていないかについてお尋ねをいたしたいと思います。

○町長（東 靖弘君） 人口対策についての御質問でございますが、先ほどの答弁でも、多様性のある人が集まる施策を展開し、活力あるまちづくりに努力してまいりたいと申し上げました。

一人でも多くの方に住んでいただきたいという思いは、質問者と全く同じでございます。現在の本町の人口ピラミッドを見ますと、20代から40代の子育て世代が少なく、いびつな形になっており、何の手だてもなくこのままで推移していきますと、2030年には1万人を割り込むことが推計されております。

全国的な人口減少のもと、本町のみが人口増加を図ることは非常に困難であると思われませんが、持続可能かつ活力あるまちであり続けるためには、総合計画に定めたとおり、2060年の人口1万人確保を目標に、厳しいですが最大限の努力をしてまいりたいと考えております。

そのための具体的な施策といたしましては、これまでの定住関連施策の拡充や見直し、本議会でも提案しております宅地分譲、家族向けだけでなく単身者も含めた賃貸住宅建設への支援策の検討、人口が減少しても暮らしやすいコンパクトな町並みを維持するための空き家対策、そして、高く評価をされている一方で、心理的な負担が大きいという御意見も一部あるリサイクルへの対応など、各種の施策を、官民連携も含めて人口対策を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○5番（宮本昭一君） ただいま、答弁をいただきましたけれども、やはり定住化を進める中で、さらに一人でも多く産み育てて、それでも多く住んでもらうための、ほかの市町村にないような手だてをどんどん打つべきではないかと私は思っております。

ただいま、本町のみが人口増を図ることは非常に難しい、困難というようなことであったようでございますが、やはり、総合計画に定めたとおり、2060年の人口ですか、これがその1万人確保も非常に厳しいことであるけれども、努力してまいりたいというようなことではございましたので、今後とも、任期のある限りは一生懸命頑張っていたきたいと思います。

これで、私のすべての質問を終わります。

○議長（神崎文男君） ここで、暫時休憩をします。次の再開を15分からとします。

-----○-----

休憩 午前11時08分

再開 午前11時15分

-----○-----

○議長（神崎文男君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、3番、稲留光晴君の質問を許可いたします。

○3番（稲留光晴君） 皆さん、こんにちは。日本共産党の稲留でございます。通告書に基づき、質問をいたします。

まず、1点目の新型コロナウイルス感染とワクチン接種についてであります。新型コロナウイルス感染症については、デルタ株への置き換わりが進む中で、全国的に新規感染者数が急速に増加しており、これまでに経験したことのない感染拡大の局面を迎えております。鹿児島県内感染者も、7月23日には2,000人を超えました。また、8月14日は5,000人を超え、30日は8,000人を超えました。本町でも、連日のように感染者が出ている状況であります。特に8月12日あたりから、10代から20代の女性が増えてきている状況です。これは、事業所のクラスター感染者でございます。一刻も早く、自分を守り、周りの人も守るためにも、ワクチン接種率を高めなければなりません。

9月12日付南日本新聞には、専門家の意見記事がございました。働き盛り世代に警笛を鳴らしています。コロナ感染の後遺症で休職を余儀なくされ、倦怠感、頭痛、睡眠障害などの症状が出ておるとのことです。原因は未解明との記事でありました。ワクチン接種の副作用よりも感染して後遺症が残ることの怖さを知らせることが重要ではないでしょうか。

それでは、本題に入ります。ワクチン誤接種が、7月11日午前中分でわかりま

した。8月1日、抗体検査が行われ、6人が再接種となったのかどうか、結果報告を求めて、最初の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） ワクチン誤接種と抗体検査結果はどうだったかとのことですが、7月11日に、最大6名の方に対して薄いワクチンを打ったと思われる事案についての抗体検査の結果についてでございます。

まず、234名の方に対して、1回目の抗体検査を御協力いただき、その結果から、さらに25名に対象者を絞り込み、2回目の抗体検査の御協力をいただいたところでございます。

ワクチン1回目接種と2回目接種後の抗体値の比較から、抗体値の跳ね上がり、いわゆるブースター効果が低かった6名が追加接種の対象者として確定したところでございます。なお、今回、対象者を選定するに当たっては、町内医療機関の先生方や鹿児島大学の西順一郎教授に御助言をいただきました。

以上でございます。

○3番（稲留光晴君） 今、町長から御報告がありました。

私たちが保健課の報告で、1本分6名分が打たれていないということでございましたので、やはり、この6人の方が新たに接種をしたということで、この6人の方はすべて2回接種が済まれているのでしょうか。

○町長（東 靖弘君） ただいまの答弁は担当課長のほうでさせていただきます。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） お答えいたします。

結果、6名の方全員が2回目の接種をしたかどうかということなんですけれど、うち4名は、8月22日の日に本町が行いました集団接種のときに打っていただきました。あと2名のうち、1名は9月13日に打っています。あと1名は、まだ、体調の関係がありまして打っていないということでございます。

以上です。

○3番（稲留光晴君） 最後の1名は体調不良ということで残っているということでございました。

こういった間違いというのは、人間でございますからあると思いますけれどもですね、今後はそういったことがないということで、私なんかは安心といたしますか、そういうふうを考えております。

それでは、1番目の誤接種については以上で終わりますけれども、2番目の現時点でのワクチン接種率はどうかということですね、私のほうは年齢別ということで括弧書きして質問をさせていただきたいと思っておりますが、先ほどの同僚議員の接種率は、年代別になっていきますけれども、全体と、あとは65歳以上、64歳以下ということでは言われましたけれども、私のほうは、まず、12歳以上、1回目、

2回目、20代、30代、40代、50代、60代、70代以上ということで接種率をお答えください。

○町長（東 靖弘君） 本町における年齢別のワクチン接種率ですが、9月10日現在、12歳から19歳までの1回目接種率は13.97%、2回目接種率は9.27%、20歳から29歳までの1回目接種率は30.07%、2回目接種率は16.35%、30歳から39歳までの1回目接種率は37.22%、2回目接種率は21.48%、40歳から49歳までの1回目接種率は49.80%、2回目接種率は35.08%、50歳から59歳までの1回目接種率は59.60%、2回目接種率は44.71%、60歳から69歳までの1回目接種率は82.98%、2回目接種率は77.78%、そして70歳以上の1回目接種率は90.93%、2回目接種率は90.41%となっています。

なお、県の大規模接種会場においては148名が、職域接種は78名が接種している状況でございます。

以上でございます。

○3番（稲留光晴君） 本場に詳しく報告をいただきました。

私のほうで先ほど話をした、10代から20代の女性が増えてきていると、クラスターの件でお話をしましたが、細かく区切って接種率を見てみますと、やはり12歳以上、20代ということはですね2回目少ないということなんです。鹿児島県の新型コロナウイルス感染症に関わる緊急対策9月補正予算があるんですが、希望するすべての対象者への接種を10月から11月にかけて終えるよう、各医療機関における個別接種の加速などを支援するという事で予算額が44億6,400万円、国庫支出金、市町村負担はありませんと。医療機関で使用するワクチンはファイザー社製となっております。また、その他で県新型コロナウイルス感染症対策室ワクチン接種調整班によれば、9月6日現時点において、11月末までに接種対象県民の約8割のワクチン量を確保しており、残りについては今後の動向に応じて順次確保していくこととし、11月末までの希望者全員の接種完了を目指していると回答を、私はいただいております。こういう県の回答から、11月までの希望者全員の接種完了ということで、やはり本町もそういう計画ということを考えられていらっしゃると思うんですが、どうでしょうか。

○町長（東 靖弘君） ワクチン接種は11月まで完了するかとの御質問でございます。ワクチン接種は、国からのワクチンの供給量を見ながら進めている状況でございます。

現在、働く世代や若年層が接種しやすいよう、平日の個別接種に加え、週末の集団接種及び夜間接種を計画しており、町内医療従事者の皆様や関係機関の御協力を

いただきながら、希望する町民すべての接種が、できるだけ早く完了できるよう努めてまいります。現段階では、10月、11月のワクチン供給量が確定しないため、11月までに完了するとはお約束できないところでございます。

○議長（神崎文男君） 稲留議員にちょっとお願いですが、マイクの近くでよろしくお願いします。

○3番（稲留光晴君） 今、私が申し上げました9月6日時点で、鹿児島県は9月末までに接種対象県民の約8割のワクチン量を確保しているというふうにいっているんですが、今、町長がおっしゃった確保量がわからないので確約できないとおっしゃいましたが、どうなんですか。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） お答えいたします。

県は11月分までをワクチンを確保しているという報道でしたけれども、これについては、県からまた市町村への通知といたしますか、配分量を文書で送ってくるわけなんですけれど、それがまだ町に届いておりませんので、現段階で確定している分は9月までのワクチン供給が確定しておりますが、それ以降はまだ、今後ということですので、ただいまのような答弁となった次第でございます。

以上です。

○3番（稲留光晴君） 9月までと、今、課長がおっしゃったので、今、私が9月の補正予算の中身を言いましたが、ちょっと県などに確認をしていただけますか。私が言った情報が本当かどうかということなんです。ワクチンは確保していると、県民の8割を確保しているという中で、本町にはそこ辺が確約できないということですかね。県はこういうふうに、8割確保しておるといっているんですよ。そこ辺は、後日また確認をしていただきたいと思います。

それと、9月14日の南日本新聞で、10月9日第1回目、30日2回目ということで、中央公民館での集団接種、10月となっておりますが、10月は1回限りの集団接種になるんでしょうかね。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） お答えいたします。

10月に開催計画しています集団接種についてですが、現段階では10月9日を1回目の接種、それから30日を2回目の接種として計画しております。

この集団接種については、先ほども申しましたけれども、県からのワクチンの供給量を見て、それから現在も個別接種を各医療機関でやっておりますが、そこでの日々の接種状況、接種量を計算しまして、10月のこの分までは集団接種ができるだろうということで計画いたしております。

今後のことについては、何回もなりますけれども、ワクチンの供給量次第になりますので、現在のところはこの分で、今進んでいるところでございます。

以上です。

○3番（稲留光晴君） 今、課長のほうから答弁をいただきました。

ワクチン接種については、私は県のことを申し上げましたけども、やはり町からも正確な、正確というとおかしいですが、そういう判断で了解をいたしました。

それでは、登校できない児童・生徒へのICTを活用した学習指導はできないかということをございます。次の質問に入ります。児童・生徒たちが休校にならないことを願ってはおりますけれども、やはり今後の感染状況とかということでご断を許さないということではないかと思えます。今学校では、現状ではタブレット端末は家に持ち帰ることができません。また、当然、夏休みに入ってもですね自宅でのタブレット学習はできないということなんですが、こういうことから、登校できない児童・生徒へのICT活用した学習指導はできないかということについて質問をいたします。

○教育長（藤井光興君） ただいまの質問にお答えいたします。

自宅待機者など、個別の住居に対するICTの活用につきましては、この9月から教育委員会としては対応可能な整備状況を整えることができております。ただ、家庭のネット環境の確認や保護者の同意が必要であったり、学校の受入体制をさらに充実させる必要があったりするため、試験的な運用を進めながら、本格実施に向けた準備を加速させたいと思っております。

ちなみに、日常的な家庭の持ち帰りに向けた整備状況について説明いたします。1学期の進捗状況につきましては、4月に全児童・生徒にタブレットを配布し、活用が始まっております。各学校においてはICT支援員などを活用した校内研修を計画的に進めております。また、教育委員会としても、夏休み中に研修を企画し、教職員のスキルアップを促進しております。

このように、1学期は、児童・生徒だけでなく、教職員も学校で使い慣れる段階で、家庭でどんな課題をどのようにさせることが可能かといったところまで至っていない状況です。

今後の展開としましては、ネット環境の整備や家庭でのタブレットを使った学習活動について、シミュレーションや試験実施を計画し進めているところです。9月下旬には、中学校の生徒に対してタブレットを持ち帰らせ、起こり得る状況の把握とその対応を行います。そして、10月からは試験期間として、できる学校、できる学級からできることを進めてまいりたいと思っております。その後、11月3日には、町内すべての学校で持ち帰りの実施試験を行う計画です。こういった過程を経ることで、保護者の理解や各学校における職員の研修も進むものと考えております。

また、インターネット環境のない家庭に対しましては、貸出用ルーターを貸与し、

すべての家庭でタブレット端末を活用した学習ができるように進めております。

以上です。

○3番（稲留光晴君） 今、教育長から答弁をいただきました。できる学校から、あと、できる学級からされるということでございます。

やはり、そうなりますと、格差というとおかしいんですが、当然、文科省が出しているガイドブックはですね教職員の負担軽減の観点から、情報通信技術支援員、ICT支援員やGIGAスクールサポーターといった支援スタッフの活用を進めていただきますようというふうに書いてありますが、また、当然、コロナ感染が収まることを祈るんですが、学校と自宅などのICT環境の整備ということでですね、先ほど教育長がおっしゃいましたが、学校と自宅などを結んだオンラインでの学習指導を行うための環境整備については、必ずしも十分でない地域や学校があると承知している。その早急な改善を図ることが必要であり、その支援のため、経済的な理由などにより通信環境は十分でない家庭に対して、設置者や学校から貸し出すモバイルルーター等の通信機器を整備するための家庭学習のための通信機器整備支援事業による補助や、また、学校から児童・生徒がいる自宅などに対して、ICT活用した学習指導などを行う際に、学校側にいる教師が使うカメラやマイクなどの周辺機器を整備するための遠隔学習機能の強化事業による補助などについて、現在事業募集を行っているというふうに文科省からのそういうのがあるんですが、補助事業をやはり活用しないと、今、現時点で、当然光通信とか、自宅で保護者の方がそういう環境を整えられていらっしゃるのところとですね、そうでないところがございいます。そこ辺で、環境が整っているところは自分たちの子どもはスムーズにタブレットが使用できると、そうでないところではできないという、そういった格差的なことが出てくるんじゃないだろうかというふうに思います。できる学年から、できる家庭からというふうな答弁をいただきましたけれども、そこ辺はいかがですか。

○教育長（藤井光興君） 先ほど、できる学級、できる学校からと言いましたけど、先生方にもICT関係についてとても詳しい方と、ちょっとまだそこまで至らない方がいらっしゃるし、家庭環境の問題もありますし、そういう意味で、先ほどそんなことを言ったんですけど。

各学校取り組んでおりますけど、先ほど答弁しましたとおり、この後を見たとき、多分いろんな課題が出てくるだろうと、昨日もちょうと、ある校長と語りましたけど。私たちも、まだ、現在見えない課題が結構あるんじゃないかと。先ほど言いましたとおり、各家庭に持ち帰らせるといいましたが、昨日でしたか、大崎中学校の学校だよりを見ましたら、大崎中学校も体育大会が終わってから23日から26日まで持ち帰らせるんですけど、そこでオンラインによる課題配布・回収をテストで

やりたいと、それからAIドリルの作動を確認したいということや、Wi-Fi接続状況の確認とか書いてございますが、そのあたりを試験したいと。ただ、このあたりは私も専門的なことがわからないんですけど、うまい具合に各家庭に、町内の872名の児童・生徒の中につながるかについては、まだちょっと見えないところなんです。一応整っているということで、状況を確認したところがありますけど、それは確かにそうなのかなということもちょっと不安であって、だから、それについては、これから各学校で学級ごとにそれぞれチェックしていかなければいかんのかと、そこに出てくるいろんな課題があるでしょうけど、それはできるところからやっていきたいと思っています。

先ほど言いましたけど、現在、濃厚接触で2名休んでおりますけど、今朝の話ですけど、その学校につきましてはタブレットを持ち帰らせて、学校側はやってみたいということで、今朝聞いておりますが、そんなふうにして試験的にやっていきながら、試行錯誤を繰り返しながらやっていかないと、最終的には、一気にどっとできないだろうと私は捉えております。

○3番（稲留光晴君） 一度にはできないというのは私も理解をしております。今日の南日本新聞でしたか、鹿屋の田崎小学校でしたか、教室内で先生がZOOMによる、教室内でオンラインを使ってやっているということで、そういったところで進んでいる、そういう小学校がございますけれども、ちょっとそこ辺のそういう方のサポーター的なそういう方々の援助というのを当然されると思うんですが、そこ辺はいかがですか。

○教育長（藤井光興君） お答えいたします。

ニュース等で流れますが、田崎小の例が出ましたけど、垂水の例も出ましたけど、先ほど言いました、できる学級、できる学校の状況なんです。例えば、ある市の例を言うとあれですけど、人数が少なく、今整っているところはやっている、そのあたりがテレビ報道される。恐らく、先日見られたそのニュースについても、同じような状況だろうと思います。すべてがそんなにうまくいっていないというのは聞いております。

ですから、今、さっき言ったとおり、いろんな条件が整ったり、教師の能力やら、学級の子どもたちの能力、そのあたりがうまくいったところについてはスムーズに進んでいるところがありますが、まだ、これから全体を引き上げるためには、一斉にというのは、そこまで、まず行っていないというのが現状かと思っています。

○3番（稲留光晴君） そうなると、先ほども申し上げたんですが、できる家庭、できる学校というふうに格差的になってしまうと、それではちょっと、学校に勉強しに来ている児童・生徒たちにとってはちょっと不公平感というか、そういったことも

あったりして、保護者にしてみれば、今、私が申しあげましたように、それでいいのかなという気もするんですね。ですから、それは一緒くたにはいかないというふうには教育長おっしゃいましたけど、同時にそういうサポーター的な、ある程度の一定の時間をとらないと、試験的というのはできないと思うんですが、そこ辺は、本町の6校と中学校ということではそういうサポーターを交えた先生方の教育というのはされていると思うんですが、そういった計画というのをちょっと教えていただければと思います。

○教育長（藤井光興君） サポートの方は1人いらっしゃるんですけど、その方が学校から呼ばれて、ずっと回ってらっしゃる状況です。

それから、そんな状況で、各学校によってなんですけど、先ほど言いましたとおり、鹿児島城西高校のニュースも出ておりましたが、城西高校の場合はそういう環境が整っていない生徒たちについては学校に来させていましたね。私も、そういう状況は多分出てくるだろうと思うんです。密にしないために考えたら、30人学級であれば、例えば8人から6人は環境が整っていない、できなかつたら学校に来なさいと。7、8人だったら、30の机があるわけですので、そこに間隔を置いて授業を進めればいいわけで、最悪の場合、そういうことになってくるのかなと、そういうことも学校のほうは考えているようです。城西高校と同じような形で考えていきたいと、いく面もあるのかなとおもっております。

以上です。

○3番（稲留光晴君） できる学校、できない学校というとおかしいですけど、やはり、サポーターのそういった方のフォローを得てですね。学校自体に格差が出てきているということもあるんですが、一度にはできないというような教育長の答えがありましたのですね、是非、本町として計画的に進めていただきたいと思います。

それでは、2番目ですね福祉バス試験運行についての質問に入りたいと思います。私は先日、半月ぐらい前、高齢者女性からお話をお聞きする機会がありまして、「今までタクシーを使い、出費がかさみ大変だったが、バス運行が始まって大変ありがたい。バス停まで歩くことが大変で、運転手の方に自分の家の前まで来てくれないかということで来ていただいた」ということですね、非常に喜ばれているというお話を聞きました。

それでは、運行状況についてお尋ねをいたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

役場や農協などの手続、銀行、郵便局での預金管理、商店街での買い物などにも利用可能とすることにより、移動手段のない住民の方々などへの利便性を図るため、8月から10月までの3か月間、現行の福祉バス路線を変更し、運行しております。

現在の運行状況は、火曜日・金曜日の週2回の運行で、町内60箇所にバス停を設置し、午前・午後合計6コースに分けて運行しております。8月の利用状況につきましては、延べ人数で57名の方が利用しており、目的別に見ると、買い物が46名で80%、銀行と買い物が5名で8.8%、役場と銀行が2名で3.5%の順に多い状況であります。

1か月間の運行状況を見ますと、買い物に利用される方が最も多く、路線変更する前の利用者数と比較すると、大幅に増加しているようでございます。

以上でございます。

○3番（稲留光晴君） わかる説明をありがとうございました。

60箇所ということで6コースに分けているということでございますね。運行状況はわかりましたが、やはり、使われている方の反応というのは、非常にありがたいというふうに私は感じております。まだまだ、このバスが走っていることを知らない方が大勢おられるから、知らせてほしいとの御意見でした。

前日、私は大型店のダイワにちょっと買い物に行ったんですが、そこで福祉バス試験運行を知らせるチラシが貼ってあったのを見たんですが、文字が小さくてわかりづらかったんですね。また、火曜日・金曜日の1日1便で、時刻表をお取りくださいと書かれておったんですが、ちょっと時刻表が見当たらなかったものですから、どなたか買い物に来られた人が持っていかれたんだろうというふうに思います。やはり、2番目の周知徹底はどうかについてなんです、ちょっと私も感じたことはですね、文字が小さく、A4ぐらいでしたかね、そのぐらいだったと思って、非常に見づらかったわけですよ。それで、新聞1面の大きさとはいませんが、せめて本町商工会のお店には掲示をしてほしいなというふうに考えております。

それで、この周知徹底についてをお尋ねしたいと思います。

○町長（東 靖弘君） 7月の広報おおさきや社協だよりに掲載したほか、民生委員の定例会、高齢者いきいきサロン、ころばん体操や住民環境課窓口待合所にある電光掲示板での周知を図っている状況でございます。

今後につきましては、自治公民館長のほか、引き続き、高齢者いきいきサロン、ころばん体操などへの周知に加え、ケアマネジャー等への周知も図っていく予定であります。

ただいまの御質問の中で、文字が小さくてわかりづらいということがありました。これは、高齢者の方々から見ると当然そうだと思っておりますので、ただいまの御意見はちゃんと事務局のほうにはそういう指導をしたいと思っております。

○3番（稲留光晴君） 是非、大きな紙に大きな文字で、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

福祉バス試験運行については以上で終わりました、最後の項目に入りたいと思います。生理の貧困についてです。女性の生きづらさにつながる生理の貧困とは何でしょうかということですね、最近目にするようになってきた言葉で、欧米で生まれた概念です。ホームレスや貧困層の女性が生理用品を買えない事実が可視化され、生理のある女性が当たり前前に生理用品を手に入れられるようにしようという動きが急速に起きました。生理用品先進国の日本では、欧米で問題になっている生理の貧困が日本ではほとんど知らされていない現状です。

理由としては、生理自体がまだタブー視されていて、ドラッグストアで購入すると紙袋に入れられるように、隠す、話題にしないという意識がまだ強いといわれています。しかし、日本でも、経済的理由から、保護者から生理用品を与えられない子どもたちもいる現状もあります。コロナ禍の中で、日本でも生理用品の無料配布の運動が急速に広がっています。本町児童・生徒たちも、このような悩みを抱えているのではないかとという視点から提案し、質問をしたわけでございます。

それでは、1番目の、災害備蓄品として生理用品は十分であるかをお尋ねをいたします。

○町長（東 靖弘君） 防災備蓄品として生理用品は十分かとお尋ねでございます。令和元年度に5,600枚購入しており、災害時における備蓄数量としてはおおむね確保していると思っておりますが、災害の規模や避難者の状況などにより備蓄品の需要も変化してまいりますので、今後も計画的に購入していきたいと考えております。以上でございます。

○3番（稲留光晴君） 今、町長から答弁をいただきました。5,600枚というふうに御返答をいただいたんですが、これは大崎町民全員の分というか、これで十分なのかという、ちょっと判断がよくわかりませんが、ちょっとここ辺の基準を教えてくださいいただければと思います。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問は、担当課長の答弁とさせていただきます。

○総務課長（上橋孝幸君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

全町民に対して、この生理用品が5,600枚十分かという、稲留議員さんからの御質問だったかと思っております。防災備蓄品として備蓄しております生理用品については、あくまでも災害地等で避難所に来られた方を対象に備蓄をしている状況でございますので、全町民を対象に、今のところは備蓄をしていない状況でございます。

したがって、先ほど町長の答弁にもございました、災害の規模、あるいは避難者の状況にもよりますので、5,600枚が十分かといわれれば、ああ、そういうわけでもないということも生じますので、今後、計画的にそういった備蓄品は整備していきたいというふうに考えております。

以上です。

○3番（稲留光晴君） 避難所に来られた方専用と、そういうことですね。了解いたしました。

それでは、学校の状況についてをお尋ねいたしたいと思います。

○教育長（藤井光興君） ただいまの質問にお答えします。

学校での整備状況について説明いたします。町内すべての小中学校において、生理用品を常備しております。保管場所としては保健室に置いております。その理由としましては、衛生面の管理や子どもの現状と悩みを把握し、継続的な指導を行えるようにしようという考えからであります。

今後の対策としましては、貧困という立場で考えますと、要保護・準要保護家庭の女子児童・生徒については、保護者との相談や、本人への配慮を行うよう、各学校へ指導していく予定です。

また、要保護・準要保護の申請がない児童・生徒においても、家庭環境や文具等の購入状況を把握し、同様の配慮を行うことができると考えます。

ただ、この問題は貧困という立場だけでなく、女性の社会進出の促進を図る上でも、設置場所や設置の仕方などの検討や、生理に関する幅広い理解が必要と考えます。今後も、状況把握を継続的に行い、必要な児童・生徒に必要な対応ができる対策を検討してまいりたいと思います。

以上です。

○3番（稲留光晴君） 必要な対策を児童・生徒にしていくということでした。やはり、全国的にもですね、鹿児島県におきましてもですね、この生理の貧困ということで内閣府の男女共同参画局が、取組を実施している地方公共団体を調査しているということなんですけども、調達元が防災備蓄が最も多く、次いで予算措置、予備費、あと企業や住民などからの寄附ということでですね調査結果を出しているということなんですけど。2021年7月20日時点で、地方公共団体の取組状況を見ますと、鹿児島県は2%ということですね。社会福祉協議会や教育委員会と連携して取組を実施している民間事業者と協定を締結して無料の生理用品ディスペンサーを設置することで、継続的に支援を行う仕組みを構築している例もあるというふうになっております。

次に、やはり、子どもたちというか保護者というのは、なかなか、こういうことについてですね口を開きづらい、先生でも友達でもなかなか言えないということがあるんですが、今後、お尋ねしたいのは3番目、保護者、児童・生徒へのアンケートなどをさせていただいて、声を聞いていただきたいという要望があるんですが。先ほど、教育長からは教育委員会としてのそういうやるべきことをしていくというこ

とでしたが、このアンケート等をしていただいて声を聞いていただきたいということに対して、いかがでしょうか。

○教育長（藤井光興君） アンケートについては、プライバシー保護の観点から、家庭や学校で全員に回答させるようなことは難しいと考えます。

ただ、学校では、定期的に保護者や児童・生徒との教育相談を行っております。また、養護教諭においては、日常の様々な情報から、児童・生徒の困り感を察し、積極的に問いかけてみたり、保護者へ直接連絡したりすることもできます。そういった、意図的に計画的な日々の教育活動でアンケート以上に効果的な実態の把握は可能と考えております。

以上です。

○3番（稲留光晴君） アンケート以上に効果的であれば、うれしいことだと思います。是非ですね声を聞いていただきたいと思っております。

最後に、この文書にあるように、小中学校トイレに生理用品の常備はできないかということなんですね。トイレに行って紙がないと非常に困ります。それと一緒に、女性の立場からして、やはりトイレがあればですねいいと。鹿児島市も、議員のほうでアンケートをとっているんですが、5人に1人は、やはり、まず、こういった問題が女子児童・生徒からあった場合、先生に、2つの関所を通るというんですが、1つ目の関所は女子児童・生徒がですね学校の担任の先生に保健室に行ってきますと。そしたら、今度は2つ目の関所が保健室の先生に生理用品をくださいと。この2つ関所を通らなきゃいけないということらしいんですね。ですから、スムーズにトイレに行けると、そうであれば一番いいのかというふうに考えているんですが。先ほども、災害備蓄品としてですね備えてあるということで返答がありましたので、その分をですね試験的にも構いませんので、トイレに置くようなそういうことはできないでしょうか。

○教育長（藤井光興君） 先ほど言いましたとおり、保健室に学校は置いているわけですが、例えば中学校や小学校のある学校なんかには女性用のトイレにはちゃんとそのあたり掲示が貼ってあるんですね。例えば、ここにちょっと、ある学校の保健室からの貼出しのペーパーですけど、そういうものが急に必要なときには保健室へ来なさいと、困ったときにはそういうことで相談したいときにもいつでも来てくださいということで貼り紙がしてあります。それを見て、子どもたちが保健室に来ているわけですが。トイレの常備については、その必要性や児童・生徒の実情を継続的に把握しながら、衛生面や管理面の不安についても、校長会等でまた解決策を模索し、必要な児童・生徒に必要な対応ができるような検討を進めてまいりたいと。県のほうも検討をしたいということをお願いしておりますので、県教育委員会もですね。

また、この辺りはこれからの問題かなと思っています。

以上です。

○3番（稲留光晴君） 県がそういうふうに見ているということですね、そういう補助的なことは、内閣府の男女共同企画局のほうですねそういった補助金申請がなされているというんですが、1回目、2回目は受付終了をいたしましてですね、第3回募集が10月1日金曜日必着で、令和3年度実施、地域女性活躍推進交付金、つながりサポート型の公募についてというのが出ておりますので、そこ辺もちょっと参考にしていただいて、最終的には生理用品をトイレに置いていただければというふうに考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

これで、私のすべての質問を終わります。

○議長（神崎文男君） ここで昼食のため暫時休憩いたします。午後は1時から開始いたします。

-----○-----
休憩 午後0時01分
再開 午後1時00分
-----○-----

○議長（神崎文男君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、1番、平田慎一君の質問を許可いたします。

○1番（平田慎一君） 本町にてクラスターも発生し、連日感染者が出ておりますが、医療関係者の皆さんの御尽力に感謝するとともに、感染された患者さんの誹謗中傷と、御家族も含めてですが、ないように行政としても取り組んでいただきたいと思います。

さて、皆さんもご存じでしょうが、令和3年9月1日にデジタル庁が創設されました。組織の縦割りを廃止、国全体のデジタル化を指導していくものとし、デジタル改革を実現し、ポストコロナの新しい社会をつくるための施策として大きく約8項目の指針が出ておりましたが、行政のデジタル化や規制改革、公務員のデジタル職採用とマイナンバーカードや教育のデジタル化、デジタル格差の解消に向けた活用支援及びテレワークや携帯電話の料金引き下げなどですが、本町のデジタル化の取組の現状と課題及び方向性、特に今後の取り組むべき方向性をお示してください。

○町長（東 靖弘君） まず、現況についてお答えいたします。

行政手続のオンライン申請については、現在、住民票の写しの交付請求や納税証明の発行と12の手続についてオンライン申請を受け付けているところでございます。

税金、保険料等の納付については、金融機関のほか、コンビニ納付やキャッシュ

レス決済が可能となっております。また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、テレワークを導入し、感染拡大の防止を図り、職場を離れていても、引き続き業務に従事できる環境であります。個人情報につきましては、テレワークでは取扱いができないよう設定してございます。

遠方との会議等につきましては、オンライン会議を活用し、行政運営の維持及び新型コロナウイルス感染拡大の防止を図っております。

また、令和4年1月から運用を予定しております勤怠管理システムでは、紙ベースで管理しておりました出勤簿、年休簿、時間外勤務命令簿等をパソコンで管理し、決済することで事務の簡素化・省力化を図り、押印の廃止、ペーパーレス化を推進してまいります。

一方、課題につきましては、行政手続のオンライン申請など、マイナンバーカードを使用する機会が多くなることが予想されるため、マイナンバーカードの普及促進や高齢者等のデジタル格差是正、個人情報保護の環境整備が課題であると認識しております。

今後の方向性につきましては、国では令和3年9月1日にデジタル庁が発足し、誰1人取り残さない、人に優しいデジタル化を進めていくとされており、本町におきましても、国の動向を踏まえつつ、本町の目指すべきデジタル化推進の方向性を定めたDX推進計画を今後策定する予定であり、この計画に基づきデジタル社会の構築に向けた取組を着実に進め、住民の利便性を向上させるとともに業務効率化を図り、行政サービスのさらなる向上を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 1番（平田慎一君） ありがとうございます。まだ発足されたばかりのデジタル庁ではございますが、取り組んでいる部分の、今デジタル化で先にですね取り組んでいる部分は積極的に本町もですね取り組んでいるとは思いますが、オンライン化、キャッシュレス、テレワーク、ペーパーレス化とかですね。その中で、今、先ほど町長の答弁にありましたDX推進計画というのを本町で立ち上げて、今後進めていくということでお聞きしましたが、ポストコロナの課題を解決する手段こそが行政のデジタル化になってくるのかなというふうに思います。

行政のデジタル化がどのような目的で行われ、実現すると、町民にどのようなメリットをもたらすのかなどについて明確に示す必要があると思います。ポストコロナの経済社会は、人口減少、高齢化への対応が一層重要になり、働き手の減少が見込まれる中、社会全体でデジタル化を進めることで時間や空間の節約を緩和・解消し、多様な働き方を認め、成長力を強化する必要があります。他方、新型コロナウイルスはワクチンや治療薬が普及すれば、いずれ人類の脅威ではなくなりますが、

また新たな疫病のパンデミックが起こる可能性も否定できません。今回の経験を生かし、生活困窮者への重点的かつ迅速な給付をオンラインで行うためのシステムを構築するなど、感染症に対する耐性の高い社会を目指すことも重要であり、こうしたポストコロナを見据えた社会的課題を解決する手段こそが行政のデジタル化であるのではないのでしょうか。

そして、デジタル化はあくまでも手段であり、その目的は、我が国経済の持続的かつ健全な発展と、国民の幸せな生活の実現であり、国民目線、いわゆる町民目線で行政のサービスを刷新することにより、誰もがデジタルの恩恵を受けることのできる社会に向けて取り組んでいかなければなりません。デジタル関係法は日本版DX、DXとはデジタルトランスフォーメーションですが、これに対する本町の認識をお示しください。

○町長（東 靖弘君） 国においては目指すべきデジタル社会のビジョンとして、デジタルの活用により一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会が示されております。このビジョンの実現には、住民に身近な行政を担う市町村の役割は極めて重要であり、高齢化や人口減少など社会課題の解決に向けた行政におけるDXの実現は必要な取組であると思っております。

ウィズコロナの新たな日常生活を迎えた今こそ、行政サービスについてデジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させるとともに、業務の効率化を図り、行政運営のさらなる効率化を図る必要があると認識しております。

○1番（平田慎一君） 先ほども言いましたけども、本町のデジタル化を進めるべき方向も、やはりデジタル弱者といわれる高齢者の方々、いろいろな方々がいらっしゃいます、その方々にもですねデジタル化をすること、どういうことに取り組むことによって本町がこういうふうな、皆さんの幸せ、生活が変わっていくんだということをですね説明する、情報発信することも必要だと思いますので、是非、そのあたりはですね積極的にされるようお願い申し上げます。

また、デジタル化の中でですね、議会のほうでも本会議のネット配信やタブレットによるペーパーレス化など、今、各委員会や議員内でも導入に前向きな意見が出ております。一部は事務局のほうは確認もされておりますが、本会議のタブレット使用など、議会だけでなく、執行部側も含めてですが、取り組む必要があるのではないかと思います。現況の各委員会での資料の差し替えや資料の提出などで情報端末で行うメリットは大きく、後の質問にも絡んできますが、働き方改革ですけども、この部分にもつながると思っておりますが、町長のお考えをお聞きいたします。

○町長（東 靖弘君） ただいま、デジタル化を進める中で議会においてもタブレットでの会議とか、あるいは議会の中でもそれを使用する方向で進めていくという議会

の認識もあつたりとかというお話がありました。

いろんな会議等でタブレットとか、そしてまた、いろいろ我々もほとんどの会議を今オンラインでやっておりますけれども、デジタル化の中でそういった方向性をもって進めていくということは、将来は避けることはできないだろうと思っております。

現段階で、やはり議員さん方がその方向性でやられたときに、実際それを進められたときに、アナログといいましょうか、やっぱり紙ベース、紙も求めるとかそういったことがあってはならないことでありますので、タブレットを使って各種会議をやられるときにもそういう方向で将来に向けて進んでいくということは、我々としても予算措置とか十分できることでありますので、それは望ましいことだと思います。1つはペーパーレス化ということがありますので、そういったところが求められるというのは、やはりそれは避けるべきだろうと、そういった認識とか改善が必要ではないかなと思います。

○1番（平田慎一君） ありがとうございます、建設的な御意見で。確かにですねタブレット、電子機器等は現状で使える方、使えられない方、やっぱりそれはあります。だから、最初は導入に対してはペーパーも同時進行で使える形で、それをデジタル化としてペーパーレスの方向で持っていく。

先般、新聞のほうにも載っていましたが、ほかの議会のほうがペーパーレス化して、タブレット化されていると。もちろん執行部側もすべてタブレットになっておりました。これは島のほうでしたか、確か。そういう部分もありますので、やっぱり今後はそういう方向で考えていくことも必要なのではないかなと。もちろん問題点もありますけども、そこはあえて言いませんけれども、その辺も加味しながらですね進めていっていただきたいなというふうに思っております。

次に、働き方改革の部分にまいります。我が国は少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少、育児や介護との両立など、働く方のニーズの多様化などの状況に直面しています。

こうした中、就業機会の拡大や意欲、能力を十分に発揮できる環境をつくるのが重要な課題になっています。働き方改革は、この課題解決のため、働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択すること社会を実現し、働く方一人一人が、よりよい将来の展望を持てるようにすることを目的としています。そして、2019年4月から働き方改革関連法案が順次施行されておりますが、大きく3つほどあると思います。分類されておりますが、時間外労働の上限規制、年次有給休暇の取得義務化、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保、この3つですけれども、これとあと、障害者雇用の現況も含めて、本町の働き方改革の現状と課題、今後の

取組、方向性をお示しください。

○町長（東 靖弘君） 働き方改革とは、働く方々が個々の事情に応じて多様で柔軟な働き方を自分で選択できるようにするための改革だと認識しております。

改革の柱は大きく2つございますが、1つ目が労働時間法制の見直しでございます。働き過ぎを防ぎながら、ワークライフバランスを多様で柔軟な働き方を指すものです。2つ目が、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保でございます。正職員と非正規職員の間の不合理な待遇の差をなくすものでございます。

この認識に基づき、本町の取組の状況を申し上げます。主なものとしましては、長時間労働の抑制を図るため、毎週水曜日をノー残業デーと定め、定時退庁を促しております。また、年次有給休暇について、年5日以上取得するように配慮しなければなりません、こちらも職員に未取得者が生じないように推進しております。

非正規職員の待遇改善につきましては、これまでも答弁させていただいた経緯もございますが、会計年度任用職員制度の施行により、地方公務員としての身分を明確にしたことや期末手当の支給など、待遇の改善を図ってまいりました。

次に、課題の部分でございます。昨今、事務の複雑化、大雨及び台風に伴う災害対応、新型コロナウイルス感染防止対策等のため、職員の時間外勤務が顕著になってまいりました。職員が、これらの対応に長期間携わることで心身に疲弊が生じないか懸念しているところでございます。心と体の健康を保持するため、ストレスチェックの実施結果を適切に活用し、職員や組織の状態を把握することや、継続的に人員の確保に努め、1人にかかる負担感を軽減することなどが課題として上げられます。

最後に、今後の方向性でございます。ただいま、職場内の新型コロナウイルス感染防止対策として、リモートワークや時差出勤に取り組んでいるところでございます。特に時差出勤につきましては、働き方改革の1つとも捉えております。職員相互の出勤及び退庁時間に時差を設けることで、自宅での朝夕の時間を確保し、子育てや介護など職員の事情に応じて時間を活用できることが想定されます。取組を開始したばかりのため、今後、効果を検証してまいります。

さらに、今後、人口減少が進む中、優秀な人材の確保が難しくなってくることも予想されます。働きやすい環境を整備しながら人材を確保していくことと同時に、質の高い行政サービスを提供していくこと、この2つの点を両立してまいりたいと考えております。

○1番（平田慎一君） ありがとうございます。コロナ禍の中、働き方が世界的にも根本的に変わってきています。町長が言われたようにですねリモートの、職場でも密を避ける行動を含み、入社時間の分散化等の取組もやはり考えていくべきだろうと

いうふうと言おうと思ったんですが、実際、本町としてはもう、段階的に取り組んでいращやるといこと、リモートワークと時差出勤ですね。こういう取組もやっぱり必要なのかなというふうに思います。特に女性の職員の方々は、やっぱり朝お子さんを出したりとかですねばたばたしたりしますので、そのへんの時間のずらし方とかですね。あと、町民に対して、やはり仕事が終わってから書類を取りにきたいという方々もやっぱり多いと思います、5時以降ですね。その辺の対応も含めて時差の出勤というのは意味があるのかなというふうに思っておりますし、そういう部分も取り組んでいていただきたいなというふうに思います。町長は、実際そこは取り組んでいращやるので、今後、結果を見ながらですね順次進めていていただきたいというふうに思います。

また、具体的にちょっとお聞きしますが、本町の職員の働き方改革についての見解を求めたい部分なんですけれども、その中で職員採用について何ですが、女性の職員採用の状況は少ないのではないかとこのように思っております。直近の正規職員採用、これは昨年ですかね、あったと思いますが、この枠にも女性職員は1人も入っていないというような状況でございますが、これは正職の部分です。男女雇用機会均等法もあります、その取組、また技術職採用の考えも含め、本町の職員採用に関する町長のお考えをお聞きいたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

まず、女性職員の採用状況でございますが、過去3年間で申し上げますと、令和元年度から3年度までの合計で1名となっております。また、女性職員の割合は、令和3年4月1日現在で18.25%でございます。御質問のとおり、女性職員の割合は決して大きくないものとなっております。

採用における基本的な考え方でございますが、男性、女性にとって働きやすい職場とやりがいを持てる職場を共に推進したいと考えております。

本町では男女雇用機会均等法や女性活躍推進法の観点から、継続的に女性職員の活躍を推進するため、特定事業主行動計画の中で数値目標を掲げております。目標としましては、女性職員の採用の拡大について、令和7年度までに受験者総数に占める女性割合を35%以上にしたいと考えております。採用試験の募集に当たっては、仕事と子育てに励む女性職員の声や子育て支援制度の紹介、そのほか各種休暇を取得しやすい環境など、女性が働きやすい職場であることを周知していきたいと考えております。

また、管理的地位への女性職員の登用と併せ、意欲と能力のある女性職員の登用に向けて多様なポストに積極的に配置する必要があると認識しております。

技術職の採用については、当分の間、継続してまいりたいと思います。近年、大

雨や災害が多発しておりますので、緊急時の初動体制を整備しておくことや、長期にわたる災害復旧事業の重要性が高まってまいりました。このため、土木技術職の採用を、引き続き継続する予定でございます。さらに、今年度は、町民の健康増進の観点から、管理栄養士職を採用する予定もございます。

- 1番（平田慎一君） ありがとうございます。確かにですね管理職の女性登用という部分も、本町はお一人もいらっしゃらない。これは議会もなんです、議会の女性の議員さんがいらっしゃらないというのはよく新聞等で出ますけれども、やっぱりそういう部分でもですね、今後、女性の進出という部分を考えていかなければならないんじゃないかなというふうに思います。その中の1つの案として、臨時職員の女性の方がいらっしゃいます、この中で、やっぱり正職に上げられる方は上げるとかですね、そういうやり方もあるのかなというふうに思います。今後35%まで持っていきたいということで、その方向で町長が取り組んでいかれるということでございますが。

次に、時間外手当等の適正な支払い状況についてちょっとお伺いします。これは、職員がよく集落総会等に派遣されていたりとか、各種調査に集落の戸別訪問とか、緊急時を含む災害調査等で休日に行っている場合等をよく見かけます、皆さん一生懸命頑張っていると思いますが、この勤務形態、時間外手当などの財政部分というのは出ているのか、ちょっとお聞きします。

- 総務課長（上橋孝幸君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

休日における集落総会や緊急時の災害調査等における職員の勤務形態でございますけれども、現段階では勤務としては取り扱っていないところでございます。そのため、時間外勤務手当も発生していないというところでございます。

以上です。

- 1番（平田慎一君） これについては問題はないんですかね。単純に思うんですけど、予算はある程度出す部分でもあるのかなというのは思うんですが、それについて町長の見解をお願いいたします。

- 町長（東 靖弘君） 災害が発生したときのそれぞれの集落を割り当てておりますので、そういったときにすぐ災害調査に行ったりとか、これはずっとやってきております。

また、各集落担当を決めておりますので、集落の総会とかに職員が出向いて行って、行政の情報とかを提供しているということで、これはいずれも住民サービスの一環として自主的にやっただけで、ただ、集落担当制とは、もう自分の集落を担当している人とかいたり、あるいは災害等においても、軽い台風等の場合は電話済ませたりとか、自治公民館長さんの情報提供があつたりとかいうことで、大

災害の場合はそれぞれ建設課の職員とか耕地課の職員とかずっと回っていきますけれども、そういう状況できております。ただ、今、御質問においては、こういった災害調査等において時間外勤務手当等が発生をしていないんじゃないかということではありますが、一番考えられることは、災害調査に行ったりとかは土曜日とか日曜日に出たりする機会がありますので、そういったときの交通事故等の発生の対応ということがあると思いますので、災害調査といえども、ひとつの公僕精神のもとでやっておりますから、こういった事故対応等についてどうあるべきかというところは今後協議してまいりたいと思いますが、現在までは自主的にやっておりますという状況でございます。

○1番（平田慎一君） 今、ちょっと次に聞こうと思っていた事故等の対応ですね。やっぱりそこが問題になってくるのかなと思うんですよ。任意でこうやって行かれていて、途中で事故を起こした場合、じゃあどこが責任をとるのかという部分も出てくるんじゃないかなというふうに思うので、やっぱりそこあたりも含めてですね対応というのを考えていくべきなのかなというふうに思います。

それと、ひとつですね、毎朝、たまに早く本庁に来たときに思う部分がちょっとございまして、ひとつ町長のほうにお伝えしておきますけども。朝来たとき、ラジオ体操を職員の方がされています。入口のところに女性職員、臨時職員を含んだ方々がずっと並んでおります、入口に。何で並んでいるのかなと思って、「入ったらいけないんですかね」と言ったら、「いや、入ってもいいですよ」と言って、やっぱりみんな気を使って外で待っているような状況がありますので、そういうもったいない時間をですね、そういう状況をさせるようなことのないようにですね、何かまた対応を考えていただきたいという、これは要望としてお伝えしておきますのでよろしく願いいたします。

あと、職員採用に関してはですねデータのラスパイレス指数とかですね、その辺も含めてちょっとお聞きしようかなと思ったんですが、ちょっと話が長くなるので、細かい数字とかですね、この辺は、また次回、何かあったときにまたお話しさせていただきます。

続きまして、文化行政推進事業の指針内容・方向性について質問してまいります。施政方針の文化振興の内容も踏まえ、また、第3次大崎町総合計画にも記載されております内容について質問いたします。

まず、本町の考えている文化振興についての考え、その中で、将来の姿として歴史や伝統が引き継がれ、文化に親しむことができるまち、具体的事業として文化行政推進事業がありますが、その指針内容と方向性、どのように進めていくお考えなのかをお示しく下さい。

○教育長（藤井光興君） お答えいたします。

本町における文化行政推進事業につきましては、伝統文化の継承と文化芸術活動の推進、文化財保護・管理と文化財愛護思想の希求を重点項目に掲げ取り組んでおります。

文化芸術活動の推進では、文化協会の加盟団体の組織評価と文化活動の充実を図ることを目的に、文化協会活動運営費としての補助を行うとともに、町民及び文化団体が文化振興拠点として中央公民館を活用し、主体的・創造的に文化芸術活動を行うため、町文化祭の企画・運営の支援を行いながら文化団体の協力のもとに文化芸術の振興を図っております。

また、文化協会構成員の高齢化と会員減少が課題でありますので、地元で文化芸術活動を行っている人材の育成と発掘を推進してまいりたいと思います。

文化財保護管理におきましては、史跡の刈り払いと標柱や説明板の点検、郷土資料展示室の適正管理に努めております。また、大崎町文化財保護審議会を通じて文化財のパトロールを行い、適切な維持管理に努めております。

文化財を活用した普及啓発におきましては、学校授業等での出前講座や歴史探学会大崎による横瀬古墳、都萬神社を中心としたボランティアガイドを行っております。地元への関心や歴史への学習意欲を高めるため、歴史講座を開講するなど、本町の文化財を活用した普及啓発に取り組んでいるところです。

また、大崎町史編纂につきましては、本年度から、広報紙において昔の写真の情報提供を呼びかけるなど、編纂に向けた取組を始めたところでございます。

これらの文化行政を推進していくことは、豊かな人間性を培う目的もありますので、今後も継続して実施してまいりたいと思っております。

以上です。

○1番（平田慎一君） ありがとうございます。文化行政事業の幅がですねちょっと広い部分もございますので、今回はちょっと文化財の部分のところにフォーカスさせてもらって質問させていただきます。

次に、文化財の保護と活用についての考え方についてお聞きいたしたいと思えます。総合計画の中にですね子どもの夢を育むまちをつくる、プロジェクトの方向性として、ふるさとの歴史や伝統を学ぶとともに、自然体験や仕事体験などを通じ、地域を知り、本町を担う人材育成に取り組むとあります。その前段の、歴史施設のアンケートの需要実績評価、これは評価指標ですね、にも記載されています。先ほど、ちょっと教育長は若干言われましたが。その中で、都萬神社、照日神社、飯福寺、横瀬古墳が該当されるかなというふうに思っているんですけども。この都萬神社という神社はですね、ちょっと今、教育長も言われましたが、現在、民間も含め

て整備やイベントを含む、その他の各種活動をされております。本町の歴史の中でも一番古い神社仏閣である飯福寺、これはまた熊野神社ともいわれますが、その存在を知る町民すら激減している状況ではないかと思えます。

また、現状は、昔の面影すらイメージすることができない状況になっており、これは聖武天皇の時代ですね、1300年ぐらい前ですけれども、神領千石を支給された歴史があって、境内周りが約19キロと、これは多分霧島神宮より大きい広さを誇る、日本全国でも結構有名なお寺だというふうに認識しておりますが。その保護と活用について、本町としてどのような考えなのかをちょっとお示しいたきます。

○教育長（藤井光興君） 文化財の保護については、横瀬古墳、神領7号、10号、13古墳、飯隈1号墳、2号墳、飯福寺の石塔群の刈り払いを実施しております。また、横瀬古墳、神領遺跡群、飯隈遺跡群、鷲塚地下式横穴には、史跡の概要や調査経過などわかりやすく解説した説明板を設置しているというところです。

その他、生涯学習講座や社会教育講座、学校教育等で文化財資料をもとに講話を行ったり、鹿屋市、肝付町、東串良町の観光担当、文化財担当と連携した古墳ツアーなども実施したことがあります。

郷土資料展示室は、収蔵施設がなくて、また展示室の場所もわかりづらいことなどの課題もありますが、以前と比べると展示品も整然と展示されており、学校の授業などでも活用されているところです。

ただ、文化財については、過去に書かれた郷土史などの情報を参考に評価されているものが多くて、収蔵された資料や点在する史跡については、現在の学術的な見解をもとに再度検証し、再評価した上で保護・活用していくべきだと考えているところです。

議員が取り上げられました飯福寺、それから横瀬古墳を取り上げていらっしゃるんですが、これについては、まず飯福寺についてですが、飯福寺は現在、熊野神社のある場所を本所として、現在の飯隈集落全体が敷地であった、大変大きな寺院で、今、熊野三社権現照信院として中世から近世にかけて、全国でも有数の修験道の寺院であったと言われております。しかし、明治の廃仏毀釈で仏像や文書などの資料や寺社が廃棄され、現在は復元設置された仁王像と石塔が残されている状態です。現在の町の指定になっている石塔群の除草作業は行っておりますが、仁王像及び本所跡地は集落で管理していると思えます。飯福寺に関する情報は、大崎名勝地の飯隈山由緒書がもとになっております。しかし、石塔・石仏の築造時期の検証や、飯福寺敷地の現地調査、近年発行された郷土史の聖護院所蔵の飯福寺から送られた文書についてまとめた書籍などをもとに調査・再検証をし、飯福寺の歴史上における存

在価値を再評価した上で保護と活用を図っていく必要があるかと思えます。

もう1つ、横瀬古墳についてお尋ねですが、横瀬古墳の保存活用と整備の推進については、以前から文化庁、鹿児島県教育委員会、本町の重要案件となっております。横瀬古墳については、現在墳丘群だけが国指定遺跡となっておりますが、周堤を含めた正確な範囲を知るために、平成22年、23年に町教育委員会は範囲確認調査を実施しました。その結果、これまで存在確認されていた周堤の外側に、さらに周堤がめぐっていることがわかりました。平成29年度にその調査結果の成果をまとめた報告書を刊行しております。横瀬古墳の保存活用整備を行う場合、まずは確認調査の性格を踏まえ、周堤を含んだ範囲の追加指定をし、国の指定史跡として保護措置を講じる必要があります。追加指定には大きな予算を伴いませんが、追加指定の範囲をどこまでにするかという検証、あと、地権者、耕作者の同意、追加指定地の買い上げと、活用するについて町としてのビジョンが必要となると思えます。

追加指定後は、土地の買い上げとなります。土地の買い上げは、文化庁の補助を活用することもできます。ただ、これについては、現在農地として使われている土地ですので、関係機関と連携しながら進めていく必要があります。

また、保存活用整備については、大学の古墳文化研究所や文化庁、県教育委員会、町教育委員会で検討委員会を立ち上げ、保存活用整備計画を策定し、その計画に基づき整備を行っていく流れになります。計画策定及び整備事業も文化庁の補助を活用することができます。

整備計画については、横瀬古墳の整備だけではなく、アクセスする道路、駐車場、用水路、排水路の布設替え、あと、観光面での活用方法も含め、関係機関と連携を密にして総合的に進めていく必要があります。おおむねそのような流れの進め方になりますが、整備が行きつくまでの工程で時間を要します。しかし、この工程を経ていく間でも話題になると思えますので、鹿屋市、肝付町、東串良町、志布志市などと連携したシンポジウム等や観光サイドと連携したイベント等を開催しながら、大隅半島の古墳が一体となった活用を考えていくことが大事かと考えております。

以上です。

- 1番（平田慎一君） ありがとうございます。確かにですね、大隅半島、肝属、東串良含めたですね一体的な、多分、古墳の取組というかですね、観光を含めた取組のほうを進めていくんだというふうに思っております。トイレが、確か、横瀬古墳のほうはできていますから、それを町長に、前お伺いしたときに、そういう形で、方向で国の予算、県の予算を使ってやっておりますよというのをちょっとお伺いしておりました。

あと、飯福寺については飯隈地域ですね、神領を含む。古墳も結構ございますよ

ね。これが実際民有地になっていまして、私の耕作している畑でも2箇所出たんですけれども。今、やっぱり問題になるのが、民有地の場合はもう知らない間に整地されていたりとかする可能性というのがものすごく高いと思いますよ。この前、ある方が、牛舎のところに結構大きい古墳が出て、県から急にストップがかかってですね。それはたまたま申請されたから止まったんですけども、普通だったらそのまま工事をされていけば、もうなくなっている状況ですよ。だから、そういう状況は、結構、本町はあると思うんですよ。その辺はやっぱりチェックして、もし本町で買い取れる部分はですね、このできる部分はやっぱりとっていきべきなんじゃないかなというふうに、そこは強く思いますので、やっぱり考えていっていただきたいというふうに思います。

また、横瀬古墳の部分なんですけども、今、教育長のほうも、ちょっと御説明されましたが、南九州を代表する遺跡でもある横瀬古墳、これは大塚古墳とも言われますが、これまでの調査で、今、教育長が言われたように、墳丘の周囲に埋没した壕が存在することが確認されました。壕は、内壕、周壕、外壕含めると160メートルの長さに及ぶそうですが、わかりやすく言うと、大阪の仁徳天皇陵、これは今、大仙古墳と言われているんですね、私たちの社会のときには仁徳天皇陵だったんですけども。大仙古墳のような形、造型になります、外周とかを含めるとですね。その復元工事をして、大丸保育園跡地の活用も踏まえ、近隣の環境や産業との連携も含め整備をすべきじゃないかなというふうに思います。

また、観光や産業振興も踏まえて一体的な整備が必要であり、近くに酒造見学ができる酒造会社もあります。また、そこから排出される高温の排水の活用も考えられますし、保育園跡地、この利用も民間の知恵を活用しながら、観光振興、グリーンツーリズムや農家民泊等も視野に入れた活用を考えることができるのではないかと思います。

また、古墳内に、農地水の方ですかね、草刈りをしょっちゅう、毎回されていますけども、そこの部分にシバザクラとか花とかも植えることによって、また景観の変化、あそこは特に中まで入れる古墳で、珍しい部分もございますので、ほかとの差別化も含め、地域住民の皆さんの意見も取り入れて整備を進めるべきだと思いますが、町長のお考えをお示してください。

○町長（東 靖弘君） 横瀬古墳について、ほとんど教育長のほうで答弁をされております。

先般、平田議員とお話をしたときに、過去においても横瀬古墳の周壕の復活とかそういったところも神社庁と打ち合わせをしたことがありましたとか、そういったお答えもしていたところでもあります。やはり、貴重な堀でもあったので、自分自身

も感心がありましたし、そういうことも考えながら対応させていただいたところがございます。教育長のお話を伺っていると、なかなか実現までにはかなりのものがあるというような状況であるように認識しました。

観光資源としてなり得るんじゃないのかなというのは私の考えでもあります。大崎町の自然遺産の中の魅力資源と捉えたときに、やはり横瀬古墳は非常に大きな存在価値を発揮するだろうと思います。

過去にねりんピックを開催したときにも、横瀬古墳への視察とかかなりありましたし、そういった面でマニアの方とかかなり関心が高いのかなと思います。そういった中で、大隅半島で全体的に観光資源としてなるように協議していきたいということもありましたので、そんなことは当然進めて、スポーツと観光とかそういった面をつなげていければと思います。

横瀬古墳については、いろいろな事情がありますので、現在の状況を十分生かす形で観光に即していきながら、また、大丸保育園については地盤が弱くて、傾斜しているという状況もありまして、なかなか、その後の利用とか決めていないところでありますので、そこらをどういうふうにご利用すべきなのかということは、また協議してまいりたいと思います。

以上でございます。

- 1番（平田慎一君） 是非ですね、できる部分からでもですね取り組んでいただきたいと思いますというふうに思います。これはひとつ提案なんですけれども、予算の部分ですね、先ほども教育長も言われておりました、半分ぐらい出るという形ですね。実はですね予算については、横瀬の、これは町長にもちょっと話をさせてもらったんですけども、横瀬の海側の田んぼの中にですね町有地のぼた山、ちょうど山下水産のほうに入るところにあるんですけども、そのぼた山はですねちょうど田んぼの真ん中にぽつんとあるものですから、この浜砂を売却してですね、この施設の移転用地として、農地の交換用地として、また、事業予算に充てることも考えていかればどうかというのを思います。

また、このぼた山はですね鳥獣害の、実は巣になっている状況でもございますから、町有地ですね。周りは田んぼですから、その辺の駆除も考えた上で、この資産売却というのは、ちょうどこれはこういうタイミングでするのがいいんじゃないかなという部分で、これは案としてですね思うんですが、町長、いかがお考えでしょうか。

- 町長（東 靖弘君） 横瀬古墳については、町有地でもなくて民有地でした。縄文時代、弥生時代とか、非常にそういった歴史の中でいろんな身分の高い人たちが住んでいるというのが横瀬古墳、あるいは神領古墳のその一体の方々であろうと思って

おりますが。古墳自体は私有地が7割ぐらいを占めていたという状況であります。町有地は、入口部分が少しあったというだけで、しかしながら、それを行政の中で、文化財でありますので管理してきたということが長く続いてきておりました。

現在は、御協力いただいて町有地になおっているというところであります。その交換財源として、ただいま御質問がありました養鰻場がある近くのぼた山とおっしゃいましたけれども、大黒というところだったような気がしますが、その土地を交換としたというところで、既にその分については砂が取られておまして、田んぼに復元しているところであります。これを除去するときに、現在鳥獣の住みかになっているというお話でありましたけれども、背後地の水田を作っておられる方々から、防風対策で残してくれということがありました。それで、そういったことも踏まえて現状維持しているという状況でありますので、御提案の件については御理解いたしますが、十分我々も考えてまいりたいと思います。

- 1番（平田慎一君） ありがとうございます。是非ですね前向きに検討していただきたいなというふうに思います。前の防風林として考えていた部分と、今の現状とではまた差が出てきていると思いますし、耕作状況も変わってきていると思いますので、是非、また、その辺は地域住民の方と話をさせていただいて、使える部分は使っただきたいなというふうに思います。

次に、文化拠点施設である中央公民館の老朽化対策について御質問させていただきます。本町の唯一の文化拠点施設である中央公民館ですけれども、その老朽化は否めません。現況の危険性の認識も踏まえた新たな対策を早急に考えていかなければならないと思いますが、本町の考えをお示しく下さい。

- 教育長（藤井光興君） お答えいたします。

御質問の中央公民館は、昭和48年度に建設されて以来48年を経過しております。この間、昭和51年度と平成14年度に改築を行っており、町民の皆様から広く利用されております。館内には会議室や大ホールがあることから、様々な会議や町民文化祭等に利用され、文化振興の拠点として親しまれております。

しかし、最近では、経年劣化による不具合等が生じ始め、軽微な修繕はその都度行ってまいりましたが、耐震性を確認するために、平成29年度に耐震診断を行っております。その結果、国の仕用を下まわり、補強が必要との判断が出されたものの、直ちに倒壊するような状況ではないため、修繕を加えながら現在も使っている状況です。ただし、建築年数が年々経過していますので、更新の検討も必要かと考えられます。

また、公共施設の利活用については、個別施設計画を策定し、年次的に改修や更新を行う計画です。この計画の中で、中央公民館については、現在検討されている

職員による庁舎の在り方検討会の方針等の整合性を図りながら整備方針を決定していくこととしております。

いずれにしましても、今後も中央公民館が町民の文化振興の拠点となりますように適切な維持管理に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○1番（平田慎一君） ありがとうございます。文化振興唯一の場所でもあって、いろんな各種講習とかいろいろ活動とかされていますけど、やっぱり何かあったときの危険性というのはやっぱりものすごくあると思います。やはり早めにですね方向性を見出していくことも必要なのかなというふうに思っておりますので、その部分を含めて、町長の御認識のほうをちょっとお伺いしてよろしいでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 本庁舎の改築とか職員によって検討会をずっとやってまいりました。いつ庁舎を整備するということは、まだ年度とか示されていないところでありますが、私的には公民館も、その中で取り組んでいければいいなと考えて、職員にもそういう話をしたところであります。

ただいま御質問をいただきましたように、老朽化による耐震性の問題とか指摘されておりますので、今の段階では修理を加えつつ、使用できるようにつないでいくということ、しばらくはこういう状態が続くと思っております。いずれにしても、拠点として整備していかなければなりませんので、もう少し時間をいただいて、そして、あるべき姿を検討してまいりたいと考えております。

○1番（平田慎一君） ありがとうございます。是非ですねいい方向で考えていっていただきたいというふうに思います。本町の文化施設、公民館というのは、他の市町村と比べるとですねお金を取ってイベントができないという仕組みになるわけですよ、公民館ですから、志布志市みたいな文化会館とは違うわけですから。やはり、そういう部分の町民の皆さんの、大崎町ではそういうのができないもんねという、文化活動がですね、イベントとか含んだ、お金を取ってということですよ、そういうのができないよねという部分もありますので、やっぱり今後はそういうこともできるような方向のことも考えていっていただきたいなというふうに思います。また、文化活動については、また別の機会に質問をさせていただきたいというふうに思っております。

続きまして、コロナ禍のほうに移りたいと思います。新型コロナウイルスの医療提供体制をめぐり、政府は8月2日に、入院は重症患者や重症化リスクの高い人を重点化し、それ以外の人は自宅療養を基本とするなどとした方針をまとめております。

また、本町のホームページ等からしか、実際、現状としては情報を確認できませ

んが、現状のクラスターを含むコロナ感染の方々の中には、多数の自宅療養者が含まれている、それが記載されておりました。これは、医療提供体制が実際どのようになっているのか。例えば、入院医療施設は逼迫して入れない状況で自宅療養になっているのか等を含んでですね。あと、自宅療養により家族間感染も問題になっているが、本町の認識と対応はどうなっているかを、まずお聞きいたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

医療体制でございますが、大隅地区で新型コロナ患者受入が可能な入院施設及び宿泊料用施設は約80床ございます。9月5日現在、77名が入院及び入所中となっており、お盆の時期から比較しますと、自宅待機者が減少傾向とはなっておりますが、依然として大隅地区の医療体制が逼迫した状況であることに変わりはないと認識しております。

家族間感染の問題でございますが、家族に感染もしくは感染が疑われる場合は、家族間での感染が広がらないよう保健所が指導に入っているところでございます。町といたしましては、日本環境感染学会が取りまとめております「家庭内での感染予防策8つの注意事項」を、自宅待機となっている方も含め、全戸へ配布するなどして感染予防対策の徹底をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○1番（平田慎一君） ありがとうございます。実際、今、大隅地域ですと80病床がある中で77床、77名の方が入院されている。ほとんど空きがないという状況の中でですね、自宅療養を余儀なくされるということがやっぱりあると思います。これに対してやっぱりフォローもですね、この後の質問にもちょっとつながっていきませんが、考えていかなければならないというふうに思っております。

コロナ禍の学校教育の現状と認識と今後の対応についていくんですが、コロナ感染の低年齢化がいわれております。これはもう皆さんご存じだと思います。先ほど2人の議員が聞いて、データ等も出ておりますので、その数字を見れば一目瞭然ですが。ワクチン接種が終わっていないのが要因の1つであるとは思いますが、学校でのクラスター発生対策で授業短縮や分散授業等を取り入れている市町村が、結構出ております、現状ですね。本町としては、その辺は、そういう考えというのはですね、ちょっと先ほどの質問と被る部分がありますが、どの程度になったら、そういう分散授業等と取り入れたりするのかですね、その辺を含めて、ちょっと教育長のほうに一回お聞きしてよろしいですか。

○教育長（藤井光興君） 分散授業が出ましたが、先ほど言いましたとおり、文科省の指示を受けて、先ほど言いました学級内で2人、複数出た場合には学級閉鎖、それが複数学年、例えば小学校であれば2年生と4年生が学級閉鎖が起こった場合には、

感染状況等を考えて、広がるなど、教育委員会や保健所と相談の上、考えたときには学校を休校するということです。

分散授業等につきましては、今のところ、以前のときもでしたけど、中学校でも人数の多い学級につきましては1学級が狭くて人数の多い学級がありますので分散して授業をしておりましたが、そんな状況があります。

- 1番（平田慎一君） 授業短縮や分散授業等も考えていくということですね理解しておきます。また、子どもが感染した際、子どもだけは入院が難しい上に、病床が逼迫しているために、多くの保護者が自身の感染を覚悟して自宅で同時に看病したりとかですね、よくニュースで多分見られていると思います。あと、ひとり親世帯など、自分が感染した場合、子どもの感染を覚悟して自宅療養という場面があるようです。児童は感染しても症状が軽微なケースが多くて、単独での入院が実際は難しい事情もあると思いますが、ワクチン接種が進んでいない子育て世帯、この感染は今後も増加が予想されると思います。

この支援の手だてが少ないのが現状ではないかと思いますが、看病の末に両親とも感染してしまった場合、子どもをどうするかという課題もあると思います。特にひとり親家庭とかを含めてですね、お仕事を持っていたりするわけですから。本町としてはそのようなケースの想定認識、対応認識等持っていらっしゃるのか。あれば、その御説明をお願いいたします。

- 教育長（藤井光興君） 現在の状況ですけど、先ほど話をしましたとおり、現在も2人、濃厚接触者で家で休んでいるわけです。その方も入院ができないような感じで、自宅でということを知っています。濃厚接触者ですので、家族と一緒に生活しているわけですが。

おっしゃるとおり、生活のことを考えたら、保健所もいろんなことも考えてそうせざるを得ないのかなと思っています。ただ、もし、親のほうが入院されたら、その後の対応については行政としてそこまでは考えてなくて、多分身内やらそのあたりの援助でどうにかやっていただくのじゃないのかなと思います。

- 町長（東 靖弘君） 鹿児島県では、新型コロナウイルスに感染された方につきましては、年齢に関係なく、原則医療機関へ入院もしくは宿泊施設へ入所していただくよう保健所から案内をしているところではございますが、子育てを含め、様々な事情により入院・入所が困難な方もいらっしゃることもございます。

子どもだけが感染された場合、医師の判断に基づいて、そのお子さんの状態により入院・入所、または自宅待機による健康観察となりますが、御本人、御家族から聞き取りを行い、お子さん1人での治療が困難と判断された場合は、保護者に感染対策をしっかりと御説明した上で御家族に御自宅での介助をお願いする場合もござ

います。

また、親子で感染された場合、同じ病室に入院もしくは、同じ部屋に入所いただけるよう保健所が調整しておりますが、小さなお子さんがいるなど、家庭の事情等により入院・入所が困難で、かつ医師の判断により認められた場合には、自宅で親子一緒に療養いただく場合もございます。

○1番（平田慎一君）　そういう方々ですねフォローもやっていかないといけないんじゃないかなというふうに思っております。それはやっぱり今後の課題。特に生活困窮世帯への経済的支援、仕事ができなくて収入がなくて、コロナに罹ってしまったて入院してしまったという人たちも含めてなんですが、これは、独立行政法人労働政策研究・研修機構という調査が出ております。民間企業の雇用者の月収額が、このコロナ禍になってですね減少したと回答した人は約4分の1に及んでおります。この中でも、特にですね女性、フリーランス、非正規雇用、低所得者層など、感染拡大により大きな月収減を経験し、世帯の家計収入及んで苦境に陥っていることが明らかになっているということです。つまり、貧困問題が拡大・深刻化している状況があります。コロナ禍により生活困窮者への支援策や対応という部分も考えていかなければならないと思っておりますが、その御認識をお伺いいたします。

○町長（東 靖弘君）　生活困窮者等への支援対策でございますが、まず、貧困につきましては絶対的貧困と総体的貧困があり、日本における子どもの貧困等は総体的貧困を指すものと認識しております。

総体的貧困とは、その国の文化水準・生活水準と比較して困窮した状態と定義されておきまして、これは当該世帯の所得が全世帯の所得の中間値の半分に満たない状態とされております。

子どもにつきましては、経済的な理由で高校に進学できないとか、塾に通えない、また部活動に参加できない状態が総体的貧困の状態であるとされているところでございます。

総体的貧困は、子どもの生活や将来に大きな影響を与えると認識しているところでございます。このコロナ禍におきましては、コロナの影響で離職や仕事が減るなどのほか、家庭内感染などで仕事を休まざるを得ないことにより収入が減り、経済的に困窮している方がおられますが、この方々に対しましては国の融資制度や給付金、税の減免などの支援があるものと認識しております。

○1番（平田慎一君）　ありがとうございます。是非ですね、この部分はやっぱり表に見えにくい部分がございます、見た目は普通の方々がやっぱり多いわけですから。やっぱり恥ずかしくて言えない、そういうことも言えないという方々がやっぱりいらっしゃると思っております。そういう中で、私がちょっと調べた中ではですねフードバ

ンクの取組が結構効果を上げているというふうに見ております。

フードバンクとは、企業の包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で流通に出すことができない食品。あと、フードドライブという活動を通じて、これは一般家庭から寄附された食品なんですけれども、食べ残し等を含んだですね、生活に困窮する世帯や福祉施設に無償で提供する活動ですが、そのような取組を行政として、民間と一緒に考えていくべきだと思います。そうすることで、本町の公共の福祉に対しても、サイレントマジョリティに対しても、コロナ禍の生活困窮者や子どもの貧困へのセーフティネットになるのではないかと思います。こういう取組に対して町長の御認識、お考えをお示してください。

○町長（東 靖弘君） フードバンク等の取組はできないかと御質問でございます。

フードバンクとは、食料銀行を意味する社会福祉活動であって、具体的には、まだ食べられるにもかかわらず、様々な理由で処分されてしまいます食品を、食べ物に困っている人を支援する施設や団体、人に届ける活動であると認識しており、企業や個人などの支援をしたい側と支援を受けたい方々を結ぶ役割を果たす大変有意義な活動であると考えております。

本町におきましては、野方地区と横瀬地区で任意団体として2つの子ども食堂が活動を行っており、鹿児島県子ども食堂登録制度を通じて県に登録を行っている状況であります。

この制度を通じて登録することによりまして、当該登録制度に賛同する県内企業からの寄附や、中央市場から、まだ食べられるが市場には出せない食材や食品などが提供され、子ども食堂の規模に応じて分配されている状況であります。なお、当該食材は、月に1回から2回分配されますが、一月当たりの分配される回数は確定しておらず、食材も指定できない状況であります。

また、分配される食材の数量としては、1回当たり、中くらいの段ボールにダイコンやナス、ブロッコリーなどの旬の野菜が数種類入った状態で提供される状況となっております。

このようなことから、提供された食材については、調理をした上で子ども食堂を利用する子どもたちに提供している状況であります。なお、令和3年度は子ども食堂の支援事業として、1団体当たり15万円の補助を行ったところであります。

議員からの、フードバンク等の取組はできないかとの御質問でございますが、フードバンクの取り組みを始めるに当たりましては、賞味期限や消費期限の迫った食材の提供先を確保する難しさや食材を保管するための倉庫などの場所の確保、また保存や保管の方法についても十分検討する必要があることから、現状といたしましては、ただいま申し上げたことを踏まえ、任意団体である2つの子ども食堂が行っ

ている活動の状況を見守ることにとどめたいと考えております。

以上でございます。

○1番（平田慎一君） 是非ですね見守るだけではなくて、行政も寄りそってもらって、子ども食堂がその受け皿になる可能性が高いので、やっぱりそういう部分と一緒にしながら、あと、本町はやっぱり農業畜産関連の大規模な1次産業の盛んな場所です。食品ロスという部分で規格外品というのも結構出ます。そういう部分の有効活用とかも含めてですね本町にいて困っている方々に、本町のものが回ってくる。これはSDGsの考え方にも寄っていく部分もあると思いますので、できないというのではなくてですね、寄り添いながら、どうやったらできるかという部分をですね、また個人情報の部分もありますが、その辺も含めてですね取り組んでいっていただきたいというふうに最後をお願い申し上げて私の質問を終わります。

○議長（神崎文男君） ここで暫時休憩いたします。2時10分から行いたいと思います。

-----○-----

休憩 午後2時02分

再開 午後2時10分

-----○-----

○議長（神崎文男君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、8番、中山美幸君の質問を許可いたします。

○8番（中山美幸君） 今回の一般質問では、さきに通告しておきました学校給食について議論したいと思います。

1889年、明治22年に山形県鶴岡町、現在の鶴岡市で初めて学校給食が始められて、私も脱脂粉乳給食を経験し、様々な法改正により現在の給食に至っていますが、学校給食は学校給食法に基づき実施され、児童・生徒の心身の健全な発達のため、栄養のバランスのとれた豊かな食事を提供するとともに、健康の増進、体位の向上を図ることとともに食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材として、給食の時間はもとより、各教科や総合的な学習の時間、特別活動などにおいて活用されているものと考えます。

特に給食の時間では、準備から片付けの実践活動を通して児童・生徒が望ましい食習慣と食に関する実践力を得るよい時間帯だと思います。さらに、学校給食に地場産物を活用したり、郷土食などの提供をしたりすることにより、地域の文化や伝統に対する理解と関心を深めるなどの高い教育効果が期待できるのではないのでしょうか。

学習指導要領において、特別活動の学級活動に食育の観点を踏まえた学校給食と

望ましい食習慣の形成についても示され、給食の時間における指導は標準授業時間に含まれないものの、教育課程上の学級活動と関連づけて行える重要な学校教育活動であることも示されているようです。

学校における給食は、栄養教諭を中核としながら、学校全体で取り組むことが大切であります。また、教職員や家庭、地域とも連携を図りながら、食に関する指導と学校給食の管理を一体のものとして行うことにより、教育上の高い相乗効果が得られるのではないのでしょうか。各学校においても、食に関する指導と学校給食の管理を学校の食育に位置づけて組織で取り組むことが必要だと思われま

す。そこで、本町における学校給食は、学校給食法等に示されている本来の目的及び、今日、各食品取扱事業者等に示されているハザップの考え方等が生かされた運営ができてきているかを問い、1回目の質問といたします。

○**教育長（藤井光興君）** 学校給食の目的と、その目的の達成状況のことですが、中山議員がおっしゃった目的等が入ってございましたけれども、繰り返しになるかもしれませんが答弁したいと思います。

学校給食センターは、学校給食法第2条の定める目標を達成するために日々努めております。まず、適切な栄養摂取による健康の増進については、文科省の学校給食実施基準に基づき、1食当たり、各栄養素に偏りが生じないよう各食材の適正摂取量を割り出しております。また、日本及び地域の伝統的食文化への理解を深めることについては、季節に応じた食材、メニューを取り入れたり、毎月発行される献立表に伝統的な食文化についての解説を入れるなどして児童・生徒、保護者への周知に努めております。

そのほか、食に対する正しい理解を深め、健全な食生活と望ましい食習慣を養うこと、自然への恩恵の理解と生命、自然を尊重する精神の涵養、環境保全に寄与する態度を養うこと、食生活が食に関わる様々な活動に支えられていることを理解すること、食の生産・流通による消費の正しい理解を深めることなどは栄養教諭が各学校での授業を通して児童・生徒に対する講話をするだけでなく、献立表や食育だよりなどを通して保護者への理解も深めるよう努めております。

給食を通じて学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協働の精神を養うという点では、昨年度からコロナ対策で黙食が定着しつつある一方で、給食時間のコミュニケーションが足りない状況にあります。

学校給食法第2条に定める目標についてはおおむね達成したと思われま

す。以上です。

○8番（中山美幸君） 今、教育長のほうから諸々説明がありまして、大方目標は達成されているというようなふうに私も理解しました。

ところがですね、教育長、今の答弁の中で、その条例の第2条の中にですね7つの項目が記載してございます。その7つの、多分おわかりだと思いますが、その3番目まで、先ほど言われました学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協働の精神を養うこと、ここまでは私は達成されているんじゃないかなと思いますが、その後の4項目、食生活が自然の恩恵の上に成り立っているものであるとか、それから食に関わる人々の様々な活動に支えられているということ、それから、そういった方々の勤労を重んじる態度、それから我が国や各地域の優れた伝統的な食文化について理解を深める、それから食料の生産・流通の消費について正しい理解に導いているかということなんです。この4点については、私は若干疑問がありますが、これはどういうふうな対応をとられているんですか。

○教育長（藤井光興君） 今おっしゃるとおり、確かに、あとの4点については、今、私が答弁した中では入っておりませんでしたけど、学校教育の中でやっていることはやっているんですけど、そこまで丁寧にやっていない部分があるかもしれません。

ただ、国際色のあるメニュー等については取り上げていまして、学校給食栄養職員が各学校を回って、学校から要請があれば学校に行って、先ほど言いましたとおりに説明して回っている。それから、おっしゃったとおり、生産者との関係、そのあたりについても社会の中でやっているかもしれません。学校給食の中では、そこまで取り扱っていないのかなと。社会教育の教科の中では、取り扱っている面もあるかもしれませんが、そのあたりはちょっと心苦しいところがありますけれども。そんな状況だと思います。

○8番（中山美幸君） 是非ですねそういったところも、今後の給食の中では生かしていただきたいということを私は考えています。というのは、先ほどいろんな同僚議員も質問しましたけども、私たちの食、そして本町で生産されるもの、そういったものをやはり親しむことによって本町に住んでみようか、そういったふるさととしての心の持ちよう、そういったものが私は出てくるんじゃないかなというふうに考えていますので、是非、そういったところの教育の方針ということも考えていただきたい。食育だけじゃなくて、食といわれる部分、食農教育といわれる部分、食と農のつながり、そういったところも若干手薄になっているような気がします。

また、先ほど、教育長のほうの答弁にありましたけども、栄養教諭、これは本町の中では何人ほどいらっしゃるんですか。

○教育長（藤井光興君） 栄養教諭につきましては、給食センターに1人だけ配置されております。

○8番（中山美幸君） それだとですね、そういった教育をやろうとしたときに、若干私は手薄になってくるんじゃないかなというふうに思います。

先ほど、教育長の答弁の中で、メニューについては郷土食についてはこういうものだという説明を加えているということをお話されましたが、それはやはり重要なことであって、各学校の各子どもたちが受ける給食、それについて郷土食についてもですね、県でも示していますよね、いろいろと、そういった中で、これはこういった食材が使われて、これはどういうふうに生かされているんだよというようなことがちゃんとわかって、そして学校の中で担任もしくは栄養教諭、もしくは保健の教諭がいらっしゃると思うんですが、そういった方々を1つのチームとして、学校の中で子どもたちに教えていただく、支援していただくという方法はとれないですか。

○教育長（藤井光興君） 学校栄養職につきましては、各市町村、多分1人しか入っていないと思います。市で規模の大きいところについては2、3人入っているかもしれませんが、大体1人だと思います。

今おっしゃったとおり、お互い学校内で連携がとれる、例えば食農教育について研究しているとか、公開しているとかそういう状況であればそのあたりも取り組んでやっていけるんでしょうけど、現在の状況ではそこまではまだっていない。学校の中ではやるべきことがいっぱいある、逃げになりますけど、ある関係で、そこまで本当、細かに届いていない面もあるかもしれません。また、そのあたり、校長会でも話をしてみたいと思います。

○8番（中山美幸君） 学校給食については、先ほど申しましたように、以前は、私たちが得られた脱脂粉乳の給食、牛乳ですね、そういったものから徐々に現在の完全給食、そういったものに移ってきたというふうに理解しているんですが。その中でも、当初は先ほど申しましたように、栄養のバランスが悪い、家庭環境の関係でそういったのがとれない、そういったのを補填するためにそういった学校給食というのは始まっただろうというふうに予測します。

ところが、現在はそういったものが達成されていて、ほぼ達成されましたよね。逆に、カロリーの摂取量が多くて肥満の子どもたちが出てきたり、いろんな障害が出てきているということを考えると、今後はそういった学校給食の考え方が食育という形に私は変わってくるだろう。もちろん、そういうふうにならないとおかしいのかなというふうに思いますので、そういった観念も持っていただきたいというふうに思いますし、もちろん、学校給食法も改定されていますよね、そういうふうに改定されているというふうに私は理解しています。当初つくられた学校給食法からすると、現在の学校給食法は、特に先ほど申しました第2条、そういったところは

変更になっているようです。そういったことを考えながらですね、もう少し給食についても考えていただきたいというふうに思いますし、本町は、以前は自校方式でやっていましたので、食材についても地元産非常に多かったです。ところが、現在はセンター方式です。センター方式の中では全小学校・中学校約800食でしょうか、1,000食作るのかな、教職員の分まで含めて、何食ぐらいを作っていますか。

○教育長（藤井光興君） 管理課長の答弁といたします。

○教委管理課長（上野明仁君） お答えします。

今、給食で提供している食事の数は約1,000食です。

以上です。

○8番（中山美幸君） 1,000食ということでした。私がちょっといろんな資料をいただいたところはですね5,000食作っていましたけども、地域の食材というのは非常に多く使っていました。それは、その町の1つの産業として成り立っている状況がありました。そういったことを考えながら現在のメニュー、その中に地元産の食品、大崎町産といわれる食材、大崎町産で製造されたもの、それがどれだけ含まれておるんですか。

○教育長（藤井光興君） 管理課長の答弁といたします。

○教委管理課長（上野明仁君） お答えします。

令和2年度で申し上げますと、使った大崎産の食材につきましては、キャベツ、カボチャ、ニガウリ、ハネギ、ダイコン、深ネギ、タマネギ、ゴボウ、ニラ、それからタケノコ、それから早期米、ウナギ、それから白子干しを昨年度は使用しております。

以上です。

○8番（中山美幸君） 11ぐらいの品目を今答えていただきましたが、通年使っているもの、通年使うもの、その中でメニューに載っているものがあると思うんですが、そういったものはどういったものを使っていらっしゃいますか。

○教委管理課長（上野明仁君） すみません、ちょっと遅くなりまして。

通年通して使っているものは、ハネギのみです。

○8番（中山美幸君） 多分ハネギはですね、私も調べました、そしたら大崎町産ですね、確かに。それから、私はメニューの一覧表というのを見せてもらいました。そしたら、本町産というふうに書いてあったのが米です。本当に本町産なのかということ、私ちょっと流通経路を調べてみました。そしたら、JAのライスセンターに集められた米が、本町は今、給食センターでは無洗米を使っていらっしゃるようですが、その無洗米がJAのライスセンターから鹿児島に行っているようですね、

そこで加工されているようなのですが、加工の段階で他の市町村のお米と混じっているようです。大崎町産ということはあり得ないんですよ、無洗米を作る過程で。配送業者からもお伺いしました、トラック運送便の方からもお伺いしました、JAともお話をしました。そしたら、そういういきさつなんですよ。

ところが、本町の給食メニューの一覧表には、棒ラインが入って「大崎町産」と書いてありますね。だから、もっとですね、本来ならば大崎町産を、ハネギじゃなくて、まだいろいろあるじゃないですか、大崎町で生産しているもの、給食に使うものというのは。それを使ってほしいなというのが私の今日の1つの目標なんですよ。なぜ使えないんですか、米。大崎町で生産されて、大崎町の生産者もいらっしゃる、JAを通じても購入できる、いろんな精米所さんからも購入できるじゃないですか。無洗米でないといけないのかな。そこについてお伺いします。

○教委管理課長（上野明仁君） 今、米の話で、献立の中に大崎産を使っていますということで、9月、10月、11月、早期米を、こちらとしては地元産を使ってくださいということで学校給食会のほうにお願いをしております、確かに、今納入している袋があるんですけど、この中に表示をされているのが大崎産というふうに記載されているんですけども、私どもはこれを信用というか、大崎産としてお願いをしているので大崎産を購入しているというふうにお答えしているところでございます。以上です。

○8番（中山美幸君） それはですね、本当にちゃんと調べたら、私はじゃないのかなというふうに思いますので、対処方をされたほうがいいのかというふうに思います。子どもたちをだましているんですよ、悪く言うと、本当に。

だから、その中で私がお伺いした中で、業者の方々と話をしました。そうしたら、ある程度の数がまとまれば米は出荷できると、量もあると、大崎町の中で。あとは、無洗米であるか、じゃないかの問題だけです。どうお考えですか。

○教育長（藤井光興君） 県の学校給食会から米を仕入れている理由ですけども、おっしゃるとおり、今、3か月は大崎町産と表示を私ももらっていますけど、さっき見せてもらいましたが。おっしゃるとおり、パールライスの工場が無洗米だけでなく、県の給食会を通すのは、残留農薬検査、理化学検査、カドミウム検査、DNAの検査を実施しており、品質管理、安全面、衛生面の確保ができています。また、納入される米は無洗米で、料理業務の簡素化に寄与しているばかりでなく、BG無洗米という製法を採用しており、ハダヌカを除去するために水に溶けやすいビタミンB1やナイアシンが損なわれず、普通精米より約1.7倍摂取できると。ビタミン不足を補うため、強化米を配合しており、成長期の子どもたちの必要な栄養を補助している。徹底した異物除去、品質管理を行っているが、万が一の賠償保険に加

入しており、食中毒や異物混入による事故対応もしっかりしている。無洗米製法の在り方が異なるため、一概に市販の無洗米と比較するのは難しいが、B Gの無洗米製法の米としては安価であるということで聞いております。

○8番（中山美幸君） 学校給食会から納入されているのはわかります。以前は学校給食会に国庫補助がありまして、お米もその補助金で低価格をされていましたよね、そういったいきさつがあったと思います。

ところが、現在はその補助事業を切られているはずですが。昔の脱脂粉乳についても国・県の補助事業があったはずですが。あと残っているのはそれだけだと思います。だから、価格の分についても私はさほど影響ないのかなと。本町のお米を使うことによって、本町の産業の振興になるじゃないですか。鹿児島県が国の意向を受けて、鹿児島の食交流推進計画第4次を作っておりますが、農林振興課長はご存じかと思いますが、本町でもこれに準じた規格をつくっているはずですが、どうですか。

○農林振興課長（中村富士夫君） 大崎町でも国・県の食育基本法に基づいて、当初の計画が平成24年3月に、大崎食育推進計画ということで実施しております。それから、5年ごとに見直しということですので、平成29年3月に計画をまた見直しをしております。また、今年度か来年度に見直しを実施する予定にしております。

その中でも、先ほどおっしゃいましたように、食育についてと学校関係、それから地産地消についてはうたっています。

以上でございます。

○教育長（藤井光興君） 中山議員の地元産米を使えないかということですが、学校給食会においても、今資料を見つけましたけど、近年、自治体で生産される米をできるだけ生産地の学校に届けられないかという要望が多くあって、早期米だけでなく、通常米についても地産地消できないか、J A鹿児島、鹿児島パールライスと検討しているという状況があるようです。

○8番（中山美幸君） 今、中村課長から答弁がございましたように、本町でもその計画をつくっているんですよ。県はもう第4次です、名前は違いますが、これは全国的にも鹿児島県は早くつくっております。鹿児島県ともう1つ、どこかが早かったんですね。2つの県がこれは早くつくっております。

そして、今度、令和3年3月、首長が変わりましたが、塩田さんの部分で第4次を作成しております。この中でも、今、農林振興課長が申されましたように、地元産を使おうねと、学校給食でもそういったものに使ってくださいねということが書いてあります。交流推進目標の作成の体系ということの中で、地産地消を基本とした健康で豊かな食生活の実現ということの中に、地元産を使ってくださいねというようなことが書いてあるんですよ。ということは、本町では本町でつくった基

本計画を守っていないということじゃないですか。課長、どうですか。その中にそういったことがうたっていないんですか。

○農林振興課長（中村富士夫君） この計画につきましては、これは大崎町食育推進協議会のメンバーということで、その中に学校給食の栄養士も当然メンバーの中に入っておりますので、現在値ということで、あとまた5年後の目標ということで、ここの中では学校給食等における町内農産物の利用促進ということで、前の作成のときには平成27年度が25%、それから目標値、平成32年度には30%にしましょうということで目標を掲げてあって、この25%については実質の数字ということで、先ほど管理課長がいろいろと品目を申し上げましたけれども、大体達成をされているというような状況ということで伺っております。

○8番（中山美幸君） 先ほど、課長も今答弁されたように、使ってくださいと、使うように推進しましょうということを自分たちで決めているんですよ。そういった中でそれが無理なようであるというのは私ちょっと納得できないんですが。安全だとかいろんなことを先ほど教育長のほうから答弁いただいたんですが、もちろんそれも必要です、十分わかります。ところがやはり、先ほどからコロナの問題も出ています、コロナの問題も出ています中で、いろんな面で大崎町産の消費というのは落ちているんですよ、かなり落ちています。

先ほど町長が商工業については助成事業とかいろんな手当を打っているということをおっしゃったんですね。ところが、農業だとかそういった生産物をしている方々、そういったところの生産が落ちているところにはまだ日が当たっていないんですよ。それを、学校給食の中で使っていくことによって若干ではありますが、私は地域の振興になっているんじゃないかなと、なるんじゃないかなということを考えているんですが、そういった観点からいきますと、やはり地元産のお米を使って、地元産で生産されたほかのものもあると思いますよ。海産物もあるし、それから天ぷらだとかいろんなものもあると思います。そういったものも使うというような方向になぜ持っていけないのか。なぜ給食会だけに頼っているのかということなんです。そこは、ほかの市町村のところではですね頼っているところは50%ぐらいは地元産を使っているところが多いですよ、私、統計を調べてみました。かなりのところで地元産を使っています。そして、先ほど教育長が申されました栄養士と学校との間で、これはどこどこの誰、誰さんがつくったものだよねというようなことで、各学校にパンフレットを配ったりしながら学校給食をやっている。そして、週に何回かは地元産の食、例えば鹿児島であれば、煮付けでしたりとか、煮っ転がしをやったりとかそういったものを出しながら、これは鹿児島県内で、例えば大崎町で昔からある料理なんですよというような郷土食の日というのを決めたりしてやっ

ているところがかなりあります。そういったことはできないのかどうか、まず、教育長、どうですか。

○教育長（藤井光興君） おっしゃるとおり、多分、今までそういう流れで食材については入れていたと思います。議員のおっしゃるとおり、大崎町産といわれておりますので、そんな動きもあるようですので、県の給食会とも相談しながら、また周りの状況を見ながら、できるだけセンターのほうで買いに行ってもらいたいと思っています。

○8番（中山美幸君） 早急な改革といいたいでしょうか、やはり地元産をもう少し入れていただいて、本当に地域のものだよということがですねわかるような給食の出し方、まだほかにもいろいろあると思うんですよ。本当に大崎町で生産される、昔はパンもそうだったじゃないですか、今は工場がなくなりましたが、そういったところを考えていただきながら、じゃあ大崎町産はあと何が製造されているかな、じゃあ、これ使えるよね。1週間に1回でもいいじゃないですか、大崎町産を使う。そうすると、そういった製造に携わっていらっしゃる方々の姿も見えるような給食にしましょうよ。できないというんじゃないで、できる方向を考えていただきたいと思っています。

次にメニューについてお伺いしますが、現在、中学生で2,900円、小学生で2,050円の給食費をとっていらっしゃると思うんですが、このメニュー、こういった形で決められているかお伺いします。

○教委管理課長（上野明仁君） お答えします。

学校給食のメニューの構成につきましては、主食、温食、副食、牛乳、日によってデザートという内容になっております。

主食は、もうご存じかと思いますが、米飯食とパン食でありまして、米飯食は月水金の三日、パン食は火木の二日で提供しております。米飯食は白米の日もありますが、よりビタミンの摂取をより補うため麦ご飯を主に提供しているところでございます。

また、さつま酢もじ、ちらし寿司ですね、などの郷土料理、季節の食材を取り入れたご飯、節句などでは寿司ご飯なども米飯食に取り入れているところでございます。

また、パンではコッペパンが主流になりますが、黒糖パン、バターパン、ミルクパン、それから米粉パン、揚げパンなども提供しております。また、副食のハンバーグ等のおかずと組み合わせてバーガーパンというのも提供する日もあります。

温食につきましては、野菜をふんだんに使った味噌汁、それからスープ、カレー、シチューなどバラエティに富んでおります。それから、主食、副食との栄養バランス

スを考えて、あっさりした内容であったり、ボリュームのある内容であったりします。それからさつま春寒と呼ばれる、俗にいう煮しめ、それからさつま汁などのように、郷土の料理を取り入れることもございます。

また、ボルシチといわれる、日本料理ではあまり見られない国際色豊かな内容も組み込んでおります。

次に、副食では和え物、揚げ物、焼き物、サラダなどを提供しております。それから、温食とのバランスを考えまして、内容はさまざまとなっております。副食でも、ガネなどの郷土料理も取り入れたり、また、彼岸の日には彼岸団子などの季節のメニューも提供しております。

デザートにつきましては、毎回ではありませんけれども、ゼリーやムース、スイートポテト、また、クリスマスの日にはケーキなどを提供しているところでございます。

以上です。

○8番（中山美幸君） 詳しいメニューについてお示しをいただきました。そのメニューが1日、1日、1か月分決まるわけですね。そのメニューの決め方、それについてももう一回答弁してみてください。

○教委管理課長（上野明仁君） お答えします。

学校給食法の第2条に定めている目標を達成するために、まず、適切な栄養摂取による文部科学省の学校給食実施基準量に基づきまして1食当たりの各栄養素に偏りが生じないように献立をつくっているところでございます。

○8番（中山美幸君） 了解ですが、私が聞きたいのはですね1か月のメニューが決まりますね、そのメニューの決め方ですよ。私が冒頭申し上げましたように、組織の中でやる必要があるということを私は登壇したときに申し上げたはずですよ。その決め方をどういう形で決めているのか、メニュー個々についてではないんです、1か月間のメニュー、献立ができます、それをどういうふうにして決定して、どのような形で子どもたちにプリントが配られて、給食の提供をやっているかということをお伺いしています。

○教育長（藤井光興君） 多分、栄養職員がまずメニューを考えて、栄養職員がつくったメニューについては各学校に学校給食の担当がいますけど、担当者を集めて、そこで示して、そこで大体決定していたかと思えます。

○8番（中山美幸君） 大方、私の考えているようなことなのかなというふうに思います。単に給食センターのほうで決められているんじゃないのかなと、私はそういうふうな理解をしたんですね。

ほかの学校では、先ほど教育長から答弁がありましたように、校長であるとか給

食の主任教諭であるとかPTA、それから調理員など、そういった関係の代表者が集まってきて、そこでして、最終的には教育委員会の責任において、このメニューでOKですよということを出しているみたいですね、ほかの学校、私が調査したところでは。だから、そういったことがなされているかどうか。

○教育長（藤井光興君） 先ほど申しましたとおり、今、大崎町の場合は給食センターの栄養教諭がメニューをつくって、毎月の給食担当者会で説明して、そこで決定して、それでつくっているところです。委員会は通っておりません。

○8番（中山美幸君） 今、非常に教育長の答弁の中です、委員会は通っていないということもおっしゃったんですが、正直だなと思いました。そうすると、先ほど、教育長は米の部分で保険の問題、安全管理の問題をおっしゃいましたよね。そのことの整合性というというのは、それでとれなくなってくるじゃないですか。本町の教育委員会が許可をしていない、本町の教育委員会としてそのメニューを関知していなかったとなりますと、どうなんですか。先ほどの答弁と、若干、私は矛盾が出てくるんじゃないかなと思いますけども、いかがでしょうか。

○教育長（藤井光興君） 私が捉えたところだけですけど、大体、学校給食センターは本当に安全安心の給食ということで厳しいです。私も現場におりましたので、自分たちもセンターの中にも入っていきませんが、給食室にも衛生的な面で。それから、つくるときも、例えば天ぷらを揚げますが、天ぷらを入れるときも、何度の温度で何分なんです、そのぐらい徹底してやっています。時たま、大崎町の場合も今まで給食の中に異物が入ったことがありましたけど、そのあたりもちゃんと、出た場合はストップしますので、学校から連絡があったときにストップして、代替メニューはできないかもしれませんが、そのぐらいの体制もしておりますけど。それから、食材については先ほど学校給食会を通したものにつきましては、検査したメニューですので、そのあたりについては安全と捉えて進めているところです。

○8番（中山美幸君） 以前、金属片が入ったり、現在パン食のほうにいろんな異物が入っている状況も、私、耳にしておりますけれども。以前の金属片が入った場合については、即止められました。それはすばらしい対応だったなというふうに私も評価しておりますが。

やはりですね安全管理というところでは委員会でもある程度タッチをしていただいて、どういった食が出ているの、本当にこれで大丈夫なのというような考えも持っていただきたいなというふうに私は思っていますので。それと、先ほどから申し上げています、地元産がどれだけ入っているのということは重要です。広い意味で考えると産業振興といいましょうか、町の活性化につながってくるんですよ。そういったところをもう少し考えていただきたいなというふうに思っていますので、そう

いったことに力をいれていただきたいなというふうに考えております。

それと、現在、よく町報なんかでも、同僚議員のところでもマンゴーのところに行っていますよね、3年生か4年生かのあたりで。多分、あれは理科の授業でいろんな植物の生育状況とかそういったのが出てきたりします、4年生ぐらいで野菜の生育が出てくるのかな、4年生ぐらいの理科の中で。そういったものもひっくるめて教育の中でやっていらっしゃる、これはすばらしいことだと思いますが、そういったところで教育をされるのであれば、やはり農林振興課あたりと協力をしながらですね、横のつながりを持っていただいて、ほかの食材、そういったことについてもやはり触れさせる。そして、それが例えばマンゴーであったりした場合には、全校生徒800何人いますよね、1,000食ということでしたのでそこらへんでマンゴーのジュースを子どもたちに出してあげるとか、先ほどもあったマンゴーのプリンを出してあげるとか、これ、大崎町産だよ、それぐらいはやってほしいなと思うんですが、いかがですか。

○**教育長（藤井光興君）** その前に、学校では、ご存じのとおり、センター長も検食に行っています。検食に出かけて行って、時間が11時ぐらいに行って食べて、帰ってまいりますけど。学校でも校長、教頭が食べる前に、約30分ぐらい前ですか、学校でも検食をやっております。異状があった場合、止めるわけです。そういうことをやっていますので、そのあたりも子どもたちが食べる前に検食をやっていることについてはお知りいただきたいと思います。

それから、議員がおっしゃるとおり、私も今、話を聞きながら、そうだよなと思いつつ、上原議員もいらっしゃいますけど、マンゴーの見学に行かせてもらったりしておりますが、年に何回か、大崎町の食材を使ったメニューを使ったそんな日があってもいいなと思いつつ、今思うところでしたけど、今後また、センターのほうに話をして1学期に1回ぐらいとか2学期に1回とか3学期に1回とかそんな日を設けて、大崎町産の食材を使った給食を食べるということを検討してもいいのかなと思ったところでした。ありがとうございました。

○**8番（中山美幸君）** 今、お米だけのことを申し上げておりますが、牛乳を先ほどおっしゃいましたけども、牛乳についてもですね、ほかの市町村では地元から購入している部分が私はあると思います、あるようです、大隅半島においても。それと、お茶を使うところも、今出てきておりますね。この前のあるところの給食会の会議の資料をいただきました。そしたら、牛乳に代わってお茶の製品を使う、年に何回か。数多くじゃないです、カルシウムとかいろんな部分で牛乳に落ちるところがあるようですね。ありますが、お茶も使い方によってはですね牛乳よりも栄養価値の高い、カルシウムが牛乳の3倍ぐらいある料理の仕方というのがありますね。

ここに日本食品成分表、私、これ今度購入してみました。そしたらですね牛乳、お茶ほうれん草、いろんなのを見てみました。そうしたらお茶もですねあるところが使っているんですね、お茶の葉っぱをメンチカツに使っている、中に入れている。そういった料理の仕方、そうするとカルシウムが牛乳の3倍あります、100グラム当たり。煎出したお茶からはさほど出ていませんが。それとほうれん草なんかもですね種類によって違う。牛乳も牛の種類によって違うのはびっくりしました、私。これを見てみてびっくりしました。牛乳もジャージー種とかホルスタインとかあるようですが、ちなみにジャージー種で140、カルシウム、ホルスタインで110、普通の牛乳で110と、これだけ差があるんですよ。だから、ほうれん草についても冷凍物と生もの、冷凍すると増える部分と生のほうがある部分、そういったものがありますので、もちろん栄養士はそのプロです。そういったところも加味しながら食というのはやらないと、単に冷食だけを使っている、給食会から納められた冷食の野菜を使っている、それでは私はまずいと思いますし。それから、地元産の米なんかもいるようですが、調理員の方々は手洗いは大変だと思います。洗う機械というものもあるじゃないですか。何キロぐらい洗われるかわかりませんが、一番安いやつでも10キロぐらい洗うやつで十七、八万であるようです。その価格も調べてみました。そうすると、その中で洗って真空でごみとか吸い出す方法というもあるようです。そういったものを活用しながら給食の改善を是非、教育長、お願いしたいなと思います。いかがですか。

○教育長（藤井光興君） お茶の件が出ましたが、私もお茶についてはいろいろ調べて見ましたが、以前、インフルエンザが流行った頃にお茶がいいということで、うがいでつかったらどうかということがあって、志布志市は使っておりましたが、志布志市に聞いてみたら、今は使っていないと。お茶について大崎町も調べて見ましたが、5月の新茶の時期に粉末のお茶は抹茶りんかけとかお茶ミルクパンとかそんなもので使っているのはあるようです。ただ、給食の中では、先ほど言いましたとおり、牛乳のほうが栄養価が高いとあるものですから、国が書いてありますけど。通常の給食では十分摂取できないカルシウムやタンパク質を補うことができるのが牛乳だということで、牛乳を使っているところです。お茶については、こちらのほうもそこまでまだ、給食に使うのはちょっとあわないというところとあれですけど、ないところです。

この前、誰かおっしゃいましたけれども、子どもたちはお茶よりか麦茶は飲んでいるようですが、ちょっとそこについては、今、センターのほうではお茶を使っていることまでは考えていないと思います。

○8番（中山美幸君） 私が、今、お茶を使ったメンチカツということを申し上げまし

たが、ここはですね9,700食作っているところなんです。これをセンターで作っているんですよ。これは冷凍食じゃないですよ。9,700食作るところでメンチカツのお茶の葉っぱを練り込んだのを作っている。これもお茶の産地です。そういった形で地産地消を広げているということです。是非、そこは検討していただきたいというふうに思います。早急には無理でしょうけども、やはり、学校給食において地場産品の活用が促進されればですね、児童・生徒も認識が変わってきますでしょうし、地域の活性化にもなるということ、両面からということと、それからSDGsの、町長が先ほど言われました、もうずっとやっています、SDGsにも絡みがあるじゃないですか。その間の輸送経費、包装、いろんな部分を考えると、本町の運営状況にマッチする部分があるじゃないですか。そういったところも、教育長、考えていただきたいなというふうに思います。

そこで、町長にお伺いします。最後です。町長、先ほど同僚議員が4分の1の世帯がコロナ禍の中で減収をされているということを言っていましたよね、町長もそうだよなというふうなことで納得をされました。本町の小中学生857名です、現在、その中で現在、先ほど言いましたように、中学生は2,900円、それから小学生が2,050円の給食費の納入をしています。そして、町からの補助がございしますが、先ほど私が言った地元産を使うというようなことを考えるとですね、このコロナ禍で4分の1の家庭が減収になっているというようなこともありますと、商工業については補助事業がいろいろと出していただいて、これは評価します。ところが、一般家庭についてはなかなか、今回出されますが、子どもたちを育てる保護者の間についてはさほどそういったものがないということで、私はこれを無償化しなさいとは言いません、交付税との関係もございましょうし、そういった部分を考えるとですね無償化というのはかなり厳しい部分がありますので、若干の助成金の上乗せというのを考えていただけないですか、町長。

○町長（東 靖弘君） その点につきましては、現状が大分把握できておりましたので、我々としても若干軽減していこうということを考えております。

令和4年度の予算で計上するためにどうあるべきかということを現在協議しているところであります。

○8番（中山美幸君） 大体1,000円減ということになりますとですね小学生は1,050円、中学生が1,900円です。そうすると、年間の予算が1,284万4,000円ぐらいになると思います、現在の生徒数でいきますと、1年間ですよ。そういうことをすることによって、また、先ほどから話が出ていました、生産年齢人口の移住、そういったものにもつながるし、先ほど教育長にも話をしましたが、地元産を使うことによって地域の産業の促進、それからSDGs関係の、町長が先ほ

どから言っていらっしゃいます、そういった関係の発展にもつながってくると私は理解しているんです。是非、町長、できないじゃなくて、今言われましたように、できる方向でできる方法を考えていただいて、前進していただくように要望申し上げたいんですが、再度、町長、頑張っていくよということを答弁していただけないか。

○町長（東 靖弘君） 金額的なことは明言できませんけれども、やはり給食会計で非常に保護者の負担とか重くなっている実態が、現在のコロナ禍であるということは大体低所得者の方々においては把握されておりますので、金額を提言されましたけれども、こうなるかどうかは明言できないところでありますが、やはり善処はしてまいりたいと思います。

○8番（中山美幸君） 生活困窮といわれる生活保護を貰っている世帯については、国税のほうで補填があろうと思いますけれども、一般の部分を差し引くとですね私がさっき言った1,284万4,000円、これを下回ると思いますよ。だから、そこら辺をもうちょっと本当に真剣に考えていただくように御要望申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思いますが、是非、教育長、地元産をたくさん使っていただいて地域振興に寄与していただくような学校給食、そして地元にも子どもたちが誇りを持てる食、そういったものを目指していただきたいということも要望申し上げまして私の質問を終わります。

○議長（神崎文男君） 以上を持って通告による一般質問は終了いたしました。これをもって一般質問は終結いたします。

-----○-----

○議長（神崎文男君） 以上を持って、本日の日程の全部を終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

-----○-----

散会 午後3時00分

第 3 号

9 月 2 2 日 (水)

令和3年第3回大崎町議会定例会会議録（第3号）

令和3年9月22日

午前10時00分開会

於 会 議 議 場

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（11番，1番）
- 日程第 2 議案第36号 令和3年度大崎町一般会計補正予算（第3号）
（総務厚生常任委員長報告）
- 日程第 3 議案第37号 令和3年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）
（文教経済常任委員長報告）
- 日程第 4 議案第38号 令和3年度大崎町公共下水道事業特別会計補
（第1号）（文教経済常任委員長報告）
- 日程第 5 議案第41号 大崎町営馬場墓地の設置及び管理に関する条例の制
定について（総務厚生常任委員長報告）
- 日程第 6 報告第 3号 令和2年度大崎町健全化判断比率の報告について
- 日程第 7 報告第 4号 令和2年度大崎町資金不足比率の報告について
- (特) 日程第 8 認定第 1号 令和2年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定につ
いて
- (総) 日程第 9 認定第 2号 令和2年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳
出決算認定について
- (総) 日程第10 認定第 3号 令和2年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出
決算認定について
- (総) 日程第11 認定第 4号 令和2年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決
算認定について
- (文) 日程第12 認定第 5号 令和2年度大崎町水道事業会計決算認定について
- (文) 日程第13 認定第 6号 令和2年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出
決算認定について
- (文) 日程第14 議案第42号 令和2年度大崎町水道事業剰余金の処分について
- 日程第15 選任第 3号 令和2年度大崎町一般会計歳入歳出決算審査特別委
員会委員の選任について
- 日程第16 選挙第 7号 大崎町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙につ
いて
- 日程第17 発委第 2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源

の充実を求める意見書（案）の提出について

日程第18 議員派遣の件

日程第19 閉会中継続審査・調査申出書

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 平田 慎一	7番 吉原 信雄
2番 富重 幸博	8番 中山 美幸
3番 稲留 光晴	9番 上原 正一
4番 諸木 悦朗	10番 小野 光夫
5番 宮本 昭一	11番 児玉 孝徳
6番 中倉 広文	12番 神崎 文男

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長 東 靖弘	農林振興課長 中村 富士夫
副町長 千歳 史郎	耕地課長 竹本 忠行
教育長 藤井 光興	建設課長 時見 和久
会計管理者 西高 和義	農委事務局長 相星 永悟
総務課長 上橋 孝幸	水道課長 高田 利郎
企画調整課長 中野 伸一	教委管理課長 上野 明仁
住民環境課長 岡留 和幸	社会教育課長 宮本 修一
保健福祉課長 谷迫 利弘	税務課長 本松 健一郎

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長 本高 秀俊
次長兼調査係長 福永 浩二
議事係長 上床 就路
庶務係主幹 西 ゆかり

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（神崎文男君） これより、本日の会を開き、直ちに開議いたします。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（神崎文男君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、11番、児玉孝徳君、及び1番、平田慎一君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 議案第36号 令和3年度大崎町一般会計補正予算（第3号）

○議長（神崎文男君） 日程第2、議案第36号「令和3年度大崎町一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（吉原信雄君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議題となりました議案第36号、令和3年度大崎町一般会計補正予算（第3号）について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案は、9月8日の本会議において当委員会に付託されたもので、9月9日、全委員出席のもと委員会を開き、担当課長及び関係職員の出席を求め、補足説明を受け審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億8,403万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億130万4,000円とするものであります。

補正予算の内容については本会議において説明がなされておりますので、委員会での主な質疑について報告をいたします。

まず歳出、款2項1目10企画費、節16公有財産購入費の用地費600万円について、野方地区に住宅8戸分の用地取得との説明があったが、宅地での販売予定かとの問いに対し、宅地分譲を予定しているが、貸付も選択肢の1つとして検討しているとの答弁でありました。

次に、款4項1目10新型コロナウイルス感染症対策事業費、節12委託料、抗体検査委託料180万2,000円について、ワクチンの誤接種があった場合の予算と説明があったが、積算内容と再発防止の取組はとの問いに対し、468人分の抗体検査料であり、接種体制を整えて誤接種がないよう最善の注意を払っていくとの答弁。さらに、節12委託料、コールセンター予約業務委託料462万円につい

て、混雑解消のために受付回線を3回線にするとの説明であったが、1回線のみ増設で解消するののかとの問いに対し、最も集中する際は3回線でも不足することが予想されるが、状況次第では、次回以降、対応を検討したいとの答弁でありました。

次に、款5項1目8農業機械維持管理費、節10需用費の修繕料159万5,000円について、農業機械センターの人員と機械の稼働状況はどの問いに対し、7月から新たに1名雇用している。稼働状況は、大型機械を保有する農業法人へ依頼するケースも増えており、年々減少傾向であるとの答弁。

次に、款5項1目9畜産費、節18負担金、補助及び交付金の全国和牛能力共進会出品対象牛購入等補助金350万円について、全国和牛能力共進会に向けてPR・宣伝に取り組むための予算は含まれているかとの問いに対し、畜産振興協議会等への補助金の中に協力金という形で予算が含まれており、和牛部会等の協力を得て進めているとの答弁でありました。

次に、款5項1目10農地費、節18負担金、補助及び交付金、県営畑地帯総合整備事業負担金2,051万5,000円について、第4曾於南部地区の完了年度と未整備状況はどの問いに対し、令和3年度完了予定であり、全体で313メートルの道路の未整備となっている見込みであると答弁でありました。

次に、款6項1目2商工業振興費、節12委託料、事業継承促進事業委託料199万6,000円について、廃業者数の現状と見込みはどうなっているかとの問いに対し、直近の9年間で108事業者が廃業しており、調査によると3割の事業者が廃業予定との回答があったとの答弁。

さらに、事業内容の説明を求めると、鹿児島県相互信用金庫、町商工会と連携し、事業承継支援に取り組む考えで、具体的な委託内容については現在検討中であるとの答弁。

また、節18負担金、補助及び交付金、新規創業・起業支援補助金231万2,000円について、新規創業の現在の見込みはどうかとの問いに対し、本年度は既に実績として1社あり、町外を含めて現在3社からの要望が来ているとの答弁でありました。

次に、款6項1目3観光費、節12委託料、くにの松原キャンプ場バンガロー設計業務委託料80万円について、昨年建設のバンガローの設計書は使えないかとの問いに対し、給排水の配管、電気配線等の関係で設計が必要であるが、建物などの共通部分でもあるため、設計費用は昨年度の半分であるとの答弁。また、節14工事請負費、くにの松原キャンプ場バンガロー建設工事3,000万円について、建設工事分1,800万円、電気工事分1,200万円との説明があったが、昨年より大幅に高い予算となった理由と、電気工事は何棟分かとの問いに対し、木材価格の

高騰と、電気工事については管理棟からトイレ棟まで幹線工事と、2号棟から4号棟までの配線工事であるとの答弁。

さらに、丸太を半分に切って外側をログハウス風することを検討するとの説明があったが、1号棟の対応を含め、予算はあるのかとの問いに対し、木材価格を抑えられれば、今回の2号棟から予算内で可能と考えており、1号棟についても執行残の活用を含めて検討していきたいとの答弁でありました。

次に、款6項1目4新型コロナウイルス感染症事業費、節18負担金、補助及び交付金の営業時間短縮要請協力金負担金513万1,000円について、鹿児島県においてはまん延防止等重点措置の期間が延長になったが、この地方負担金の予算は不足するのではないのかとの問いに対し、負担分が大きい大規模店がないことから、おおむね予算内で対応できるとの答弁でありました。

次に、款7項4目2公園費、節14工事請負費、ふれあいの里公園多目的広場電源設置工事215万円について、電源の設置場所と、主な用途は何かとの問いに対し、設置場所は多目的広場の一角で、あすばる大崎が民間譲渡となった関係で、あすばる大崎の電源とは別に新たに設置するもので、主に放送施設のための用途になるとの答弁でありました。

次に、款9項2目1学校管理費、節12委託料の菱田小学校屋内運動場大規模改造工事实設計業務委託料297万円について、大規模改造工事の計画はどのような内容かとの問いに対し、主な工事内容は、屋上の防水工事のほか外壁、照明及び床の改修、外壁内部の塗装等であるとの答弁。

さらに、将来的に建て替えの時期を同時に迎えてしまう状況が予想され、建築年数が古いものから順次建て替えを検討していく必要があるのではとの問いに対し、ほかの学校施設についても、学校施設整備計画等に基づき検討していきたいとの答弁でありました。

次に、債務負担行為補正の学校給食業務委託料限度額8,713万2,000円について、令和4年度からの3か年分であるが、新たに入札を実施するのかとの問いに対し、業者の選定について、10月中に実施要項を公表し、11月に企画提案方式でプロポーザルを実施する予定であるとの答弁でありました。

次に、款10項1目1農林水産施設災害復旧費、節13使用料及び賃借料、機械借上料218万6,000円について、土留め壁を設置するとの説明があったが、設置により今後は土石の流出を防げるのかとの問いに対し、通常の雨は可能と思われるが、豪雨等の場合はくい止めることは難しいと思われるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが討論もなく、採決の結果、議案第36号令和3年度大崎町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきもの

と全出席委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。

議案第36号「令和3年度大崎町一般会計補正予算（第3号）」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第36号「令和3年度大崎町一般会計補正予算（第3号）」について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第36号「令和3年度大崎町一般会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第37号 令和3年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（神崎文男君） 日程第3、議案第37号「令和3年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案について、文教経済常任委員長の報告を求めます。

○文教経済常任委員長（稲留光晴君） ただいま議題となりました議案第37号、令和3年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）について、審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案は、去る9月8日の本会議において文教経済常任委員会に付託されたもので、9月9日に委員会を開催し、水道課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

それでは、委員会の中での主な審議について報告いたします。

この補正予算は、収益的収入及び支出のうち、収入の第1款水道事業収益を250万円増額し、予算総額を2億2,645万8,000円に、支出の第1款水道事業費用を500万円増額し、予算総額を2億382万5,000円に、また、資本的収入及び支出のうち、収入の第1款資本的収入を15万円減額し、567万4,000円に、また、支出の第1款資本的支出を1,169万8,000円増額し、予算総額を1億9,980万6,000円とするものであります。

内容については、本会議での説明のとおり、収入では水道施設損害保険金の増、支出では水道施設の修繕に係る費用、水道管の新設及び道路改良工事に伴う工事費などの経費の補正でありました。

質疑に入り、落雷被害損害保険金に係る被害のあった水道施設はどこかの問いに対し、落雷の起きた場所は大佐土原配水池で、7月12日の落雷により破損した流量計の保険金になるとの答弁でありました。

さらに、委員から、配水管など修繕に係る箇所数はどの問いに対し、修繕費について、配水管の修理については10万円の30箇所、給水管修繕は5万円の10箇所、仕切弁修繕は15万円の6箇所、施設修理は30万円の2箇所を行っているとの答弁でありました。

その後、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第37号令和3年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと全委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、文教経済常任委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。

議案第37号「令和3年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第37号「令和3年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第37号「令和3年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第38号 令和3年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)

○議長（神崎文男君） 日程第4、議案第38号「令和3年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案について、文教経済常任委員長の報告を求めます。

○文教経済常任委員長（稲留光晴君） ただいま議題となりました議案第38号、令和3年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案は、去る9月8日の本会議において文教経済常任委員会に付託されたもので、9月9日に委員会を開催し、水道課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

それでは、委員会の中での主な審議について報告いたします。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ59万円減額し、総額を1億9,571万6,000円とするものであります。

内容については、本会議での説明のとおり、職員の人事異動、大崎クリーンセンター及び下水道マンホールポンプ場の各機器の修繕に係る費用等でありました。

質疑に入り、維持管理費の使用料及び賃借料の機械借上料の減額の要因、また、備品購入費との関係はとの問いに対し、機械借上料の減額については、現在の実績を見込んでの減額であり、備品購入費についてはクリーンセンターの汚泥濃度を分析する機器の不具合による購入費用に充てているとの答弁でありました。

さらに、委員から、汚泥濃度の分析器は試薬校正した上で購入しているのかとの問いに対し、今回の購入については、事前に実際の品物及び試薬校正による確認はできていない。今後は、機器の購入以前に試薬校正の確認を行った上で購入したいとの答弁でありました。

さらに、委員から、大崎クリーンセンターの用水路の柵沿の雑草が伸びて通れない状態にあるがとの問いに対して、大崎クリーンセンターの雑草等の維持管理は年

間の委託料に含まれており、年に数回実施している。今後、現地を確認の上、対応したいとの答弁でありました。

その後、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第38号「令和3年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決すべきものと全委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、文教経済常任委員会における審査経過と結果について報告を終わります。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。

議案第38号「令和3年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第38号「令和3年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第38号「令和3年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第41号 大崎町営馬場墓地の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（神崎文男君） 日程第5、議案第41号「大崎町営馬場墓地の設置及び管理に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（吉原信雄君） 議案第41号、大崎町営馬場墓地の設置及び管理に関する条例の制定について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の

報告をいたします。

本議案については、去る9月9日、委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

まず、担当課長からの補足説明がありましたが、その内容については本会議での説明のとおり、現在ある城内共有墓地を事前の災害対策として、新たに町有地へ移転をお願いし、墓地の設置と管理について条例の制定をするものであります。条例の各条項の内容につきましては、本会議の説明でありましたので、ここでは省略いたします。

質疑の中で、町営馬場墓地の権利者は城内共有墓地に埋葬されている墓石があった方だけに限られるのかとの問いに対し、城内共有墓地の代替墓地となるため、埋葬されている方だけの墓地であるとの答弁。

さらに、城内共有墓地の土地は共有名義との説明であったが町営馬場墓地の土地を共有名義に変える必要はなかったのかとの問いに対し、城内共有墓地は共有地として登録されており、権利者が不明な状態であり、また災害対策で移転を急ぐ必要があったことから町有地としたところであるとの答弁。

また、使用権者は、墓所が不要となったときは遅滞なく返還する義務の規定があるが、今後墓じまいをして返還される区画に、新たに使用を希望する方が使えるように使用許可や使用料について規程すべきではないかとの問いに対し、今回の町営馬場墓地の設置については、災害対策でどうしても急いで対応する必要があったことから、埋葬されている方だけの使用権となっている。新たな使用希望者等については、状況を踏まえて、今後、検討していきたいとの答弁。

さらに、町営馬場墓地への墓石の移設は何基かとの問いに対し、16基であるとの答弁。

また、災害対策での移設であり、移設後の城内共有墓地の樹木等の処理はどのようにするのかとの問いに対し、急傾斜地となっており、樹木を伐採後、土石災害を防ぐために切り土をして高さを低くする計画であるとの答弁。城内共有墓地は共有地であり、登記も難しい状況であれば、行政の権限で処分は可能なのかとの問いに対し、町営馬場墓地に移転していただくに当たり契約書を交わし、無償での移転と城内共有墓地の所有権を放棄していただくと同時に、町に使用権を認めていただいている。また、管理者不明の墓石や無縁仏等については、官報に告示しており、10月末から1年経過すると処分ができるものと考えているとの答弁。

さらに、災害対策として、城内共有墓地の工事はどのような内容かとの問いに対し、無縁仏等の処分が完了できれば、本格的に周辺の樹木を伐採し、着工が可能となる。通学路沿いなど危険性が想定される箇所について、今年度予算で全体の3分

の1程度はできるのではないかと考えているとの答弁でありました。

また、町内にあるほかの共有墓地においても、今後、管理者が不在、または不明となる状況も予想されることから、何らかの対応をすべきではないかとの意見がありました。

質疑を終了し、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第41号「大崎町営馬場墓地の設置及び管理に関する条例の制定について」は、可決すべきものと出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。

議案第41号「大崎町営馬場墓地の設置及び管理に関する条例の制定について」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第41号「大崎町営馬場墓地の設置及び管理に関する条例の制定について」について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第41号「大崎町営馬場墓地の設置及び管理に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 報告第3号 令和2年度大崎町健全化判断比率の報告について

○議長（神崎文男君） 日程第6、報告第3号「令和2年度大崎町健全化判断比率の報告について」を議題といたします。

町長より報告を求めます。

○町長（東 靖弘君） 本案は地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項

の規定により、令和2年度大崎町健全化判断比率を監査委員の意見を付して報告するものでございます。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率でございますが、実質赤字は生じておらず、実質赤字比率は該当ございません。

次の実質公債費比率でございますが、本町は8.8%となっております。これは、一般会計等が負担する元利償還金及び純元利償還金の標準財政規模に対する比率の3か年平均でございます。

次に、将来負担比率でございますが、これは一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございますが、本町は0%となっており、該当なしという結果が出ております。

監査委員の意見書によりますと、すべての比率が早期健全化基準を下回り、良好な状態にあるとの評価をいただいておりますので、今後とも健全な財政運営に努めていく所存でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（神崎文男君） これで報告は終わります。

-----○-----

日程第7 報告第4号 令和2年度大崎町資金不足比率の報告について

○議長（神崎文男君） 日程第7、報告第4号「令和2年度大崎町資金不足比率の報告について」を議題といたします。

町長より報告を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和2年度資金不足比率を監査委員の意見を付して報告するものでございます。

水道事業会計、公共下水道事業特別会計とも資金不足を生じておらず、資金不足比率は該当ございません。

監査委員の意見書によりますと、良好な状態にあるとの評価をいただいておりますので、今後とも健全な財政運営に努めていく所存でございます。

以上で、報告を終わります。

○議長（神崎文男君） これで報告は終わります。

-----○-----

日程第8 認定第1号 令和2年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第9 認定第2号 令和2年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 認定第3号 令和2年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認

定について

日程第 1 1 認定第 4 号 令和 2 年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定
について

日程第 1 2 認定第 5 号 令和 2 年度大崎町水道事業会計決算認定について

日程第 1 3 認定第 6 号 令和 2 年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認
定について

○議長（神崎文男君） 日程第 8、認定第 1 号「令和 2 年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定について」、日程第 9、認定第 2 号「令和 2 年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第 1 0、認定第 3 号「令和 2 年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第 1 1、認定第 4 号「令和 2 年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第 1 2、認定第 5 号「令和 2 年度大崎町水道事業会計決算認定について」、日程第 1 3、認定第 6 号「令和 2 年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、以上 6 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

認定第 1 号、本案は令和 2 年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。認定第 2 号、本案は令和 2 年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。認定第 3 号、本案は令和 2 年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。認定第 4 号、本案は令和 2 年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。認定第 5 号、本案は令和 2 年度大崎町水道事業会計決算認定についてでございます。認定第 6 号、本案は令和 2 年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。それぞれ 6 つの案件につきまして、法に基づき決算を行い、監査委員の審査に付しましたので、監査委員の意見書を添付して、議会の認定をお願いするものでございます。

内容につきましては、それぞれの主管課長から説明申し上げますので、御認定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、一般会計の歳入歳出決算について御説明いたします。

はじめに、歳入の主なものについて御説明いたしますので、決算書の 1 ページをお願いいたします。まず、款 1 町税でございますが、収入済額 1 4 億 1 5 8 万 9, 0 8 6 円は、前年度に対しまして 1. 0 % の増となっております。不納欠損額 5 4 7 万 8, 0 3 5 円は、時効完成等によるものでございます。収入未済額 6, 0 3 9 万

1,509円は、現年度分と滞納繰越分を含めた未済額でございます。

款6法人事業税交付金は新設でございますが、収入済額は1,712万2,000円でございます。款11地方交付税の収入済額29億451万円は、前年度に対しまして8.9%の増となっております。増加の主な要因でございますが、法人税等の税収の減と地方創生を推進するために新たに算定項目が設けられたことによる普通交付税の増、及び昨年7月豪雨災害の影響に伴う特別交付税の増でございます。

次の2ページをお願いいたします。款15国庫支出金でございますが、収入済額27億3,478万1,341円は、前年度に対しまして187.7%の増となっております。これは、特別定額給付金事業をはじめ、新型コロナウイルス感染症対策事業に係る国庫補助金の増が主な要因でございます。収入未済額2億6,537万8,534円は、公共土木施設災害復旧事業等に係る繰越明許費でございます。款16県支出金でございますが、収入済額12億9,332万4,202円は、前年度に対しまして69.0%の増となっておりますが、産地パワーアップ事業や農林水産業施設災害復旧事業に係る補助金の増が主な要因でございます。収入未済額1億2,226万3,000円は、農林水産業施設災害復旧事業等に係る繰越明許費でございます。款18寄附金でございますが、収入済額49億8,192万5,048円は、前年度に対しまして75.3%の増でございます。増の主な要因は、ふるさと納税寄附金でございます。款21諸収入でございますが、収入済額は9,436万9,409円でございます。収入未済額は6,575万4,374円となっておりますが、主なものは住宅新築資金等貸付金償還金や地域経済循環創造事業交付金返還金の未済額でございます。款22町債でございますが、収入済額6億7,290万6,000円でございます。前年度対比72.7%の増となっておりますが、これは中沖小学校校舎等大規模改造工事に係る地方債の増が主な要因でございます。

3ページをお願いいたします。歳入合計でございますが、収入済額152億1,552万951円。不納欠損額554万5,635円。収入未済額5億2,157万7,337円となっております。

これで歳入を終わりました。次に歳出の主なものについて御説明いたしますので、4ページをお願いいたします。款2総務費でございますが、支出済額21億296万3,476円は、前年度に対しまして77.6%の増でございます。増の主な要因は、新型コロナウイルス感染症対策として実施いたしました特別定額給付金事業によるものでございます。款3民生費でございますが、支出済額17億1,299万1,582円は、前年度に対しまして6.2%の増でございますが、大丸保育園整備事業及び新型コロナウイルス感染症対策事業が増加の主な要因でございます。款4衛生費でございますが、支出済額11億8,825万969円は、前年度に対しま

して3.7%の増でございます。款5農林水産業費でございますが、支出済額10億6,363万1,228円は、前年度に対しまして59.5%の増でございます。増の主な要因は、産地パワーアップ事業や畜産クラスター事業によるものでございます。款6商工費でございますが、支出済額52億6,529万9,309円は、前年度に対しまして76.7%の増でございますが、ふるさと納税促進事業が主な増加の要因でございます。款7土木費でございますが、支出済額5億213万5,114円は、前年度に対しまして21.6%の減でございます。

5ページをお願いいたします。款9教育費でございますが、支出済額11億472万2,447円は、前年度に対しまして113.6%の増でございます。これは、中沖小学校校舎等大規模改造工事及び新型コロナウイルス感染症対策事業が主な増加要因でございます。款10災害復旧費でございますが、支出済額4億4,356万5,888円は、前年度に対しまして694.7%の増でございます。歳出合計でございますが、支出済額146億5,205万5,118円、翌年度繰越額は5億2,757万9,000円でございますが、これは、昨年の7月豪雨災害に伴う災害復旧事業及び新型事業が主なものとなっております。なお、不用額は9,058万5,882円でございます。

6ページをお願いいたします。一般会計の総括でございますが、歳入合計額152億1,552万951円。歳出合計額146億5,205万5,118円。歳入歳出差引額5億6,346万5,833円となっておりますが、このうち基金繰入額が2億5,000万円ございますので、翌年度への繰越額は3億1,346万5,833円となっております。

以上で説明を終わります。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） 続きまして、令和2年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、御説明いたします。歳入から御説明いたしますので、決算書の1ページをお願いいたします。

収入済額、不納欠損額、収入未済額の順で御説明いたします。款1国民健康保険税の収入済額は3億645万990円で、対前年度比0.7%の増。不納欠損額は421万7,592円、収入未済額は8,183万6,669円でございます。款2使用料及び手数料の収入済額は18万8,400円、不納欠損額は4万300円、収入未済額は44万500円でございます。次の款3からは調定額の全額が収入済でございますので、収入済額のみを申し上げます。款3国支出金は79万4,000円。款4県支出金は14億5,165万7,598円。対前年度比5.4%の増。款5財産収入は14万6,807円。款6繰入金は1億6,768万2,242円、対前年度比5.3%の減。款7繰越金は1,315万8,121円、対前年度比9.

0%の減。款8諸収入は426万1,899円でございます。歳入合計は、収入済額19億4,434万57円で、対前年度比3.3%の増。不納欠損額は425万7,892円、収入未済額は8,227万7,169円でございます。

次に、歳出を御説明いたします。2ページをお願いいたします。支出済額、不用額の順で御説明いたします。款1総務費の支出済額は567万3,847円。不用額は17万8,153円。款2保険給付費の支出済額は14億587万9,431円で対前年度比3.5%の増。不用額は7,531万9,569円。款3国民健康保険事業費納付金の支出済額は4億9,108万1,374円で、対前年度比2.4%の増。不用額が2,626円。款4保健事業費の支出済額は1,671万5,165円で、対前年度比8.0%の減。不用額は158万3,835円。款5基金積立金の支出済額は14万6,807円で、不用額は193円。款6公債費の支出はありません。不用額5万円。款7諸支出金の支出済額は438万2,924円で、対前年度比28.6%の減。不用額は256万7,076円。款8予備費の支出はありません。不用額が27万4,000円でございます。歳出合計は、支出済額19億2,387万9,548円で対前年度比3.0%の増。不用額は7,997万5,452円でございます。

3ページをお願いいたします。歳入合計額19億4,434万57円。歳出合計額19億2,387万9,548円。歳入歳出差引額2,046万509円となります。このうち、基金への繰入額が500万円でございますので、翌年度へ繰越額1,546万509円となっております。

また、4ページから11ページまでに歳入歳出決算事項別明細書、12ページに実質収支に関する調書、13ページに財産に関する調書、14ページに基金の運用状況を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（神崎文男君） 暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時52分

再開 午前10時53分

-----○-----

○議長（神崎文男君） 再開いたします。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） 続きまして、令和2年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきまして御説明いたします。歳入から御説明いたします。決算書の1ページをお願いいたします。

収入済額、不納欠損額、収入未済額の順で御説明いたします。款1後期高齢者医

療保険料の収入済額は1億1,277万2,502円で、対前年度比7.7%の増。不納欠損額はありませぬ。収入未済額は54万3,600円でございます。款2使用料及び手数料の収入済額は2万8,100円、不納欠損額は100円、収入未済額は4,600円でございます。

次の款3繰入金からは調定額の全額が収入済でありますので、収入済額のみを申し上げます。

款3繰入金は8,140万6,232円、対前年度比9.4%の増。款4繰越金は441万2,504円、対前年度比0.6%の減。款5諸収入は23万4,757円でございます。歳入合計は、収入済額1億9,885万4,095円で対前年度比8.1%の増。不納欠損額は100円、収入未済額は54万8,200円でございます。

次に歳出を御説明いたします。2ページをお願いいたします。支出済額、不用額の順で御説明いたします。

款1後期高齢者医療広域連合納付金の支出済額は1億9,286万6,232円で、対前年度比7.5%の増。不用額は768円。款2諸支出金の支出済額は18万1,200円、不用額は6万8,800円。款3予備費の支出はありません。不用額は2万1,000円でございます。歳出合計は、支出済額1億9,304万7,432円で対前年度比7.6%の増。不用額は9万568円でございます。

3ページをお願いいたします。歳入合計額1億9,885万4,095円、歳出合計額1億9,304万7,432円。歳入歳出差引額580万6,663円となり、全額翌年度へ繰り越すものでございます。

また、4ページから6ページまでに歳入歳出決算事項別明細書、7ページに実質収支に関する調書を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

続きまして、令和2年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして御説明いたします。歳入から御説明いたします。決算書の1ページをお願いいたします。

収入済額、不納欠損額、収入未済額の順で御説明いたします。款1保険料の収入済額は3億651万1,014円で、対前年度比4.6%の減、不納欠損額は55万1,380円、収入未済額は255万5,338円でございます。款2使用料及び手数料は収入済額3万4,200円、不納欠損額5,800円、収入未済額2万4,700円でございます。

次の款3からは調定額の全額が収入済でありますので、収入済額のみを申し上げます。

款3国庫支出金は4億9,656万5,672円で、対前年度比1.7%の減。款

4支払基金交付金は4億5,471万4,000円で、対前年度比3.3%の減。款5県支出金は2億5,792万2,751円で、対前年比4.8%の減。款6繰入金は2億5,400万6,851円で、対前年度比4.7%の増。款7繰越金は1億8,124万9,369円で、対前年度比30.6%の増。款8諸収入は696万3,258円でございます。歳入合計は、収入済額19億5,796万7,115円で、対前年度比0.4%の増。不納欠損額は55万7,180円。収入未済額は258万38円でございます。

次に歳出を御説明いたします。2ページをお願いいたします。支出済額、不用額の順で説明をいたします。款1総務費の支出済額は39万514円、不用額は9万2,486円。款2保険給付費の支出済額は16億4,618万5,623円、対前年度比2.8%の減。不用額は1億5,780万4,377円。款3地域支援事業費の支出済額は4,947万6,036円。対前年度比1.5%の減。不用額は1,330万9,964円。款4財政安定化基金拠出金の支出はありません。不用額が1万円。款5公債費も支出はありません。不用額は10万円。款6諸支出金の支出済額は3,572万1,133円で、対前年度比46.2%の増。不用額は269万7,867円。款7予備費の支出はありません。不用額が100万円でございます。歳出合計は、支出済額17億3,177万3,306円で、対前年度比2.1%の減。不用額は1億7,501万4,694円でございます。

3ページをお願いいたします。歳入合計額19億5,796万7,115円。歳出合計額17億3,177万3,306円。歳入歳出差引額2億2,619万3,809円となり、全額翌年度へ繰り越すものでございます。

また、4ページから12ページまでに歳入歳出決算事項別明細書、13ページに実質収支に関する調書を添付しておりますので御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○水道課長（高田利郎君） それでは、令和2年度大崎町水道事業会計の決算について御説明いたします。

決算書の1ページをお願いいたします。大崎町水道事業決算報告書でございます。

(1) 収益的収入及び支出の収入でございますが、決算額と予算額の比較を申し上げます。第1款水道事業収益は決算額2億3,778万9,535円で、661万9,535円の増となりました。対前年比1.6%の増でございます。内訳は、第1項営業収益が決算額2億1,642万1,250円で、412万7,250円の増となっております。対前年比1.4%の増でございますが、これは水道料金と手数料でございます。次に、第2項営業外収益が決算額2,133万3,915円で、246万915円の増となりました。第3項特別利益は3万4,370円で、3万1,37

0円の増となっております。

2ページをお願いいたします。支出でございます。第1款水道事業費用は決算額1億9,293万126円で、不用額は2,329万874円となりました。対前年比3.9%の増でございます。内訳は、第1項営業費用が決算額1億8,720万9,598円で、不用額は1,534万5,316円であります。水源地や配水施設の維持管理に必要な修繕費、人件費等でございます。第2項営業外費用が決算額500万4,442円で、不用額は594万5,558円でございます。これは、企業債の償還利息が主なものでございます。第3項特別損失が決算額71万6,086円あります。過年度水道料金の還付が主なものでございます。第4項予備費は執行がございませんので、不用額200万円となっております。

詳細につきましては、25ページ以降に水道事業収益費用明細書を添付してございます。こちらは、消費税抜きの金額ですので御留意の上、参照願いたいと思っております。

次に、3ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入でございます。第1款資本的収入は、決算額642万3,700円で、55万1,300円の減となりました。対前年比12.3%の減でございます。内訳は、第1項負担金が、決算額208万9,000円で、55万1,000円の減でございます。第2項補助金、決算額が433万4,700円で、300円の減でございました。これは、簡易水道補助事業の起債償還に係ります元金分の一般会計からの補助金でございます。

4ページをお願いいたします。支出でございます。第1款資本的支出は、決算額1億3,274万3,943円で、不用額は1,162万2,057円でございます。対前年比1.5%の増でございます。内訳は、第1項建設改良費が決算額1億1,878万198円で、不用額662万1,802円でございます。第2項企業債償還金が決算額1,396万3,745円で、不用額255円あります。第3項予備費は執行がございませんので、不用額500万円となっております。

表の下の補てん財源の説明でございますが、資本的収入額が資本的支出額に対しまして1億2,632万243円不足となっておりますが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額990万5,146円、当年度分損益勘定留保資金7,416万8,507円、減債積立金536万9,053円、建設改良積立金3,687万7,537円で補てんしております

9ページ以降に貸借対照表、それからキャッシュフロー計算書、固定資産明細書及び企業明細書等が添付してございますが、事業報告書の建設改良工事の概要以外は、いずれも消費税抜きの金額でございますので御留意の上、参照願いたいと思っております。

以上で説明を終わります。

続きまして、令和2年度公共下水道事業特別会計の歳入歳出決算について御説明申し上げます。1ページをお願いいたします。

歳入でございますが、款で説明させていただきます。款1分担金及び負担金、収入済額152万400円、収入未済額10万5,100円となりました。款2使用料及び手数料、収入済額3,269万3,640円、不納欠損額4万8,630円、収入未済額は203万3,030円となっております。款4繰入金、収入済額1億3,395万1,000円。款5繰越金、収入済額471万4,329円。款6諸収入、収入済額30万3,975円。款7町債、収入済額2,490万円となり、合計で収入済額1億9,808万3,344円。不納欠損額4万8,630円。収入未済額213万8,130円となっております。

2ページをお願いいたします。次に、歳出でございます。款1公共下水道事業費、支出済額5,739万9,652円、不用額233万1,348円。款2公債費、支出済額1億3,504万1,376円、不用額36万6,024円。款3予備費は、当初予算で100万円計上しておりますが、支出がありませんので、同額が不用額となっております。歳出合計で、支出済額1億9,244万1,028円、不用額369万7,972円となっております。

3ページをお願いいたします。歳入合計額1億9,808万3,344円、歳出合計額1億9,244万1,028円、歳入歳出差引額564万2,316円となりまして、全額翌年度へ繰り越しております。

なお、4ページ以降に事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書が添付しておりますので御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。まず、認定第1号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第2号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第3号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第4号について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第5号について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第6号について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

全般を通して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま、議題となっております認定第2号、認定第3号及び認定第4号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

次に、認定第5号及び認定第6号は、会議規則第39条第1項の規定により文教経済常任委員会に付託いたします。

次に、認定第1号の審査方法についてお諮りいたします。本案は、10名を定数とする決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第1号については、10名を定数とする決算審査特別委員会を設置して審査することに決定いたしました。

重ねてお諮りします。決算審査に際し証書類は認定の対象にならないとされておりますが、審査の過程において書類の提出や証人等の出頭証言を求める必要がある場合を考慮して、地方自治法第98条の検査権並びに同法第100条の調査権を委託して付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、総務厚生常任委員会、文教経済常任委員会及び決算審査特別委員会に対し、地方自治法第98条の検査権並びに同法第100条の調査権を委託して付託することに決定いたしました。

さらにお諮りします。ただいま付託いたしました認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号及び認定第6号は、閉会中の特定審査案件として、

総務厚生常任委員会、文教経済常任委員会並びに決算審査特別委員会に、次の議会まで継続審査に付することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号及び認定第6号は、閉会中の特定審査案件として次の議会まで継続審査に付することに決定いたしました。

-----○-----

日程第14 議案第42号 令和2年度大崎町水道事業剰余金の処分について

○議長（神崎文男君） 日程第14、議案第42号「令和2年度大崎町水道事業剰余金の処分について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和2年度大崎町水道事業剰余金の処分について議会の議決を求めるものでございます。地方公営企業会計制度の新会計基準移行による未処分利益変動額7億7,108万5,155円を除く当年度未処分利益剰余金2,125万5,401円のうち、2,100万円を建設改良積立金へ、25万5,401円を翌年度へ繰り越すものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第42号は、会議規則第39条第1項の規定により文教経済常任委員会に付託いたします。

さらにお諮りします。ただいま付託いたしました議案第42号は、閉会中の特定審査案件として、次の議会まで継続審査に付することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第42号は、閉会中の特定審査案件として、次の議会まで継続審査に付することに決定いたしました。

-----○-----

日程第15 選任第3号 令和2年度大崎町一般会計歳入歳出決算審査特別委員会委員の選任について

○議長（神崎文男君） 日程第15、選任第3号「令和2年度大崎町一般会計歳入歳出決算審査特別委員会委員の選任について」を議題といたします。

お諮りします。特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、1番、平田慎一君、3番、稲留光晴君、4番、諸木悦朗君、5番、宮本昭一君、6番、中倉広文君、7番、吉原信雄君、8番、中山美幸君、9番、上原正一君、10番、小野光夫君、11番、児玉孝徳君、以上10名の諸君を指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました10名の諸君を、令和2年度大崎町一般会計歳入歳出決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

これより、特別委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。委員会条例第8条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長は、特別委員会にて互選することになっております。さらに、同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて互選を行わせることになっておりますので、これより特別委員会の委員長及び副委員長の互選を、議員控室でしていただきます。

これより暫時休憩をいたします。再開時間を11時30分といたします。よろしくお願いします。

-----○-----

休憩 午前11時21分

再開 午前11時30分

-----○-----

○議長（神崎文男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長の氏名を報告いたします。委員長に11番、児玉孝徳君、副委員長に7番、吉原信雄君が選任されました。

-----○-----

日程第16 選挙第7号 大崎町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

○議長（神崎文男君） 日程第16、選挙第7号「大崎町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙」を行います。

本選挙は、現在の選挙管理委員会委員及び同補充員の任期が10月28日で満了となるため、地方自治法第182条の規定により、選挙を行うものであります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によ

り指名推薦によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦によることに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたい
と思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、大崎町選挙管理委員会委員に北村厚義君、中村文一君、坂元千津子君、
東口猛君を、選挙管理委員会委員の補充員に中倉勇君、久徳悦朗君、二見誠弘君、
服部幸一君を補充員順位で指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名いたしました諸君を、それぞれ選挙管
理委員会委員及び同補充員の当選人と定め、補充員の順位はただいま指名した順位
とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました北村厚義君、中村文一君、坂元千津子君、東
口猛君が大崎町選挙管理委員会委員に、1番、中倉勇君、2番、久徳悦朗君、3番、
二見誠弘君、4番、服部幸一君が補充員順位で大崎町選挙管理委員会委員の補充員に
当選されました。

ただいま当選されました大崎町選挙管理委員会委員及び同補充員に対する告知は、
文書をもって通知することにいたします。

-----○-----

日程第17 発委第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実 を求める意見書（案）の提出について

○議長（神崎文男君） 日程第17、発委第2号「コロナ禍による厳しい財政状況に対
処し地方税財源の充実を求める意見書（案）の提出について」を議題といたします。
趣旨説明を求めます。

○7番（吉原信雄君） 発委第2号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財
源の充実を求める意見書（案）の提出について。大崎町議会議長、神崎文男殿。提
出者、総務厚生常任委員会委員長、吉原信雄。令和3年9月22日提出。

上記の議案を、別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び大崎町議会会議

規則第14条第3項の規定により提出します。

なお、意見書提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣宛であります。

本案は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により財源不足が避けられない地方財政において、地方税財源の充実が不可欠であることから、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向けて、下記事項を確実に実現されるよう強く要望するものです。

趣旨及び説明につきましては、意見書（案）の要望事項朗読をもってかえさせていただきます。

1、令和4年度以降3年間の地方一般財政総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものであり今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする事。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に財源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年9月22日。鹿児島県大崎町議会議長、神崎文男。

以上、よろしく審議の上、御可決くださるようお願いいたします。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております発委第2号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

発委第2号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）の提出について」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、発委第2号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）の提出について」は、原案のとおり可決されました。

なお、ここでさらにお諮りいたします。

ただいま可決されました意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣宛に提出されたいとの要望であります。

町議会議長名をもって、それぞれの関係各機関宛に提出することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま可決された意見書は、町議会議長名をもって、それぞれの関係各機関宛に提出することに決定いたしました。

-----○-----

日程第18 議員派遣の件

○議長（神崎文男君） 日程第18「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りします。

別紙のとおり、本町議会議員を派遣いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり、本町議会議員を派遣することに決定いたしました。

-----○-----

日程第19 閉会中継続審査・調査申出書

○議長（神崎文男君） 日程第19「閉会中継続審査・調査申出書」を議題といたします。

委員会の決定に基づき、お手元に配付してある写しのとおり、4委員長から申し出があります。

お諮りいたします。

4委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、4委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査は可決されました。

-----○-----

○議長（神崎文男君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。令和3年第3回大崎町議会定例会を閉会いたします。

-----○-----

閉会 午前11時40分